

大学院法務研究科便覧 (法科大学院)

令和 7 年度
(2 0 2 5)



琉 球 大 学
大学院法務研究科

目 次

琉球大学憲章	1
琉球大学の沿革（大学院法務研究科）	4
琉球大学大学院学則	5
琉球大学学位規則	34
琉球大学大学院法務研究科規程	48
琉球大学大学院法務研究科委員会規程	62
琉球大学大学院法務研究科規程第 6 条についての申し合わせ	65
琉球大学大学院法務研究科規程第 15 条第 5 項についての申し合わせ	65
琉球大学大学院法務研究科規程第 16 条第 1 項についての申し合わせ	66
授業時間についての申し合わせ	67
定期試験についての申し合わせ	68
成績評価不服申立手続についての申し合わせ	71
進級判定不服申立手続についての申し合わせ	75
修了判定不服申立手続についての申し合わせ	77
インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ	79
基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の開講方針	82
カリキュラム改正後における新旧授業科目の履修についての申し合わせ	85
履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ	86
履修カルテの運用について	87
本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について	95
琉球大学大学院法務研究科における長期履修制度実施要項	101
琉球大学大学院法務研究科における長期履修制度の実施要項 第 3 条第 3 号に定める出願資格に関する申合せ	105
琉球大学大学院法務研究科法務学修生に関する要項	106
琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う 授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ	107
資料室図書の借出しに関する規則	110
授業科目の内容等	111
教員及び研究室等一覧	135
学生生活の手引き	137
（別紙）各種申請・届出様式	巻末

琉球大学憲章

〔平成19年5月22日〕
制 定

前 文

琉球大学は、1950年、沖縄戦により灰燼に帰した首里城の跡地に創設された。米国の統治下で、戦後復興と教育再興という住民の強い要望が米国軍政府を動かし、琉球列島初の大学が創設されたのであった。その後、1966年に琉球政府立となり、1972年の日本復帰と同時に国立大学となった。また、1977年に西原町・宜野湾市・中城村の3市町村の接点地域にある広大な新キャンパスへ移転し、2004年には国立大学法人となって、現在に至っている。その間、琉球大学は学問の自由や大学の自治への干渉等、幾多の歴史的試練を経ながらも、地域の人材養成と知の創造に大きく貢献してきた。

21世紀を迎え、大学を取り巻く環境は大きく変化している。経済・社会のグローバル化をはじめ、情報化、少子高齢化、社会的・地域的格差の拡大等の課題に対応して、教育研究機関の役割が多様化するとともに、革新的な取り組みが問われている。とくに国立大学は法人化後、厳しい財政改革を伴う競争と評価の時代を迎えている。琉球大学に対しては、広大な海域を含む島嶼地域における拠点大学として、豊かな自然環境を守り、地域社会の持続的発展に寄与することが求められている。琉球大学は、この憲章に掲げる理念に基づいて、本学の構成員である教職員・学生の協働により、将来の制度変革にも積極的に対応する。

琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する。琉球大学は、自然的・文化的・歴史的特性を有する琉球列島にあって、世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成に果敢に挑戦することを、今後とも変わることのない使命とする。

私たち琉球大学の教職員・学生は、「自由平等、寛容平和」の建学の精神を継承・発展させ、「地域特性と国際性を併せ持つ個性豊かな大学」を創り上げる決意を高らかに宣言し、自らが主体となって行動を起こす際の依るべき根本規範として、ここに琉球大学憲章を制定する。

第1章 教育

(教育の目的と理念)

1. 琉球大学は、学生が学習権の主体であることを踏まえ、教育を重視する大学として「自由平等、寛容平和」に満ちた社会の形成者を育成することを教育の目的とする。また、自主自立の精神に基づく教育活動を通して、社会全体の持続可能な発展に寄与することを教育の理念とする。

(教育における責務と社会的評価)

2. 琉球大学は、すべての人々に生涯を通じた教育の機会をひとしく提供し、高等教育機関にふさわしい教育活動を維持、強化、発展させることを責務とする。また、琉球大学は、

教育活動において社会に対する責任を負っており、前項に掲げる教育の目的と理念に照らし合わせ、社会的評価を受けることを深く自覚する。
(多文化交流の推進)

3. 琉球大学は、琉球列島が多様な文化を育んできた地域であること、また、多元的な文化交流によって心豊かな人間性が培われることに鑑み、人類が地球上に開花させてきたあらゆる文化を尊重し、交流を推進する。

第2章 研究

(研究の理念)

1. 琉球大学は、学問の自由を尊重し、基礎研究と応用研究は研究活動の両輪であることを踏まえ、知を継承・創造し、発展させることを研究の理念とする。

(地域特性)

2. 琉球大学は、基盤研究の重要性を認識した上で、特色ある自然・文化・歴史を有する琉球列島の地域特性を活かした研究を多様な視点から展開し、世界水準の個性的な研究拠点たることを目指す。

(研究交流の推進)

3. 琉球大学は、地域社会と情報を共有するとともに、国内の機関およびアジア・太平洋地域をはじめとした諸外国の機関との研究交流を推進し、世界に向けて成果を発信する。

(研究における責務と社会的評価)

4. 琉球大学は、知の継承・創造・発展という研究理念を実現する責務と社会から求められる役割との均衡をとりながら、健全な研究体制の維持・発展に努める。研究は、社会的倫理と規範を遵守しつつ、学術的批判および社会的評価を受けながら進められるべきである。

第3章 社会貢献

(開かれた大学と社会的使命)

1. 琉球大学は、社会に「開かれた大学」として、人と人とを結びつける大学を目指す。また、大学が社会を変え、社会が大学を変えするという相互関係を自覚し、琉球列島における最高学府として本学の社会的使命を果たすべく、不断の努力を行う。

(社会との協働)

2. 琉球大学は、学術的に確立した知識・技術を社会に還元するだけでなく、社会と共有する諸課題の解決に取り組む対等のパートナーとして、多様な個人・団体と協働する。

(地域社会の持続的発展への責任)

3. 琉球大学は、地域社会の再生に取り組むとともに、豊かな自然環境を守り、持続可能な地域社会の発展に寄与する責任を担う。

第4章 大学運営

(基本的人権の尊重)

1. 琉球大学は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、国籍、障害等による差別をしない。また、自らの保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報保護を図る。琉球大学は、すべての構成員がその個性と能力を発揮しうるよう、教育・研究・労働環境の整備を図る。

(民主的な大学運営と効率的経営)

2. 琉球大学は、学問の自由と大学の自治を保障するため、民主的な大学運営と教育・研究を支援する効率的な経営を行う。また、法人化後の大学をとりまく環境に対応し、競争と評価に耐えうる財政基盤の確立と健全な経営に努める。

(自律と連帯)

3. 琉球大学は、教職員の自律と連帯に基づく知的共同体を形成し、教職員と学生が一体となって創造・発展する大学を目指す。本学の構成員は、全学的な視点に立ち、それぞれの役割と責任を主体的に果たし、社会の多様な意見を本学の運営に反映させるよう努める。

終章 平和への貢献

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。

(憲章の改正)

この憲章の改正は、別に定める手続きにより行う。

附 則

この憲章は、平成19年5月22日から施行する。

琉球大学の沿革(大学院法務研究科)

- 昭和 25 年
5 月 米国軍政府により琉球大学が首里城跡北に開学され、英語学部、教育学部、社会科学部、理学部、農学部、応用学芸部の 6 学部をもって発足した。法文学部の母体となった学部は、英語学部、社会科学部及び応用学芸部であった。
- 昭和 27 年
4 月 学則の改正により、英語学部が語学部に、応用学芸部は商学部に変更された。
- 昭和 29 年
3 月 学則の改正により、語学部、社会科学部、応用学芸部、理学部及び教育学部の美術関係が統合され、文理学部となった。
- 昭和 41 年
7 月 琉球政府立大学に移行した。
- 昭和 42 年
4 月 琉球大学設置法の一部改正により、理系学科が分離独立し、国語国文学科、英語英文学科、史学科、地理学科、法政学科、社会学科、経済学科、商学科、美術工芸科の 9 学科からなる法文学部に改編された。
- 昭和 47 年
4 月 学則の改正により、法文学部は法政学科、経済学科(経済学専攻、経営学専攻)、文学科(国文学専攻、英文学専攻)、史学科(史学専攻、地理学専攻)、社会学科(社会学専攻、教育学・心理学専攻)の 5 学科・8 専攻に改編された(美術工芸科は教育学部に、教育学部から教育学科及び心理学科が移された)。
- 5 月 施政権返還により国立大学となった。
- 昭和 56 年
3 月 法文学部が首里キャンパスから千原団地に移転した。
- 昭和 62 年
4 月 琉球大学大学院法学研究科(法学専攻)が設置された。
- 平成 5 年
10 月 学科改組により 5 学科が 3 学科(法政、経済、人文)に改編され、文学科、史学科、社会学科が人文学科となった(平成 6 年 4 月夜間主コースがスタート)。
- 平成 7 年
4 月 琉球大学大学院法学研究科を吸収して、人文社会科学研究科(応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻)が設置された。
- 平成 9 年
4 月 学科改組により法政学科、経済学科を総合社会システム学科に統合し、人文学科を人間科学科、国際言語文化学科の 2 学科に改編した。
- 平成 13 年
4 月 応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻の 2 専攻は、総合社会システム専攻、人間科学専攻及び国際言語文化専攻の 3 専攻に再編拡充された。
- 平成 16 年
4 月 琉球大学大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)が設置された。

○琉球大学大学院学則

(昭和 52 年 3 月 26 日制定)

改正	昭和 52 年 8 月 30 日	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 55 年 3 月 27 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 7 月 26 日	昭和 60 年 2 月 26 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	昭和 61 年 3 月 31 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 2 月 23 日	平成元年 3 月 28 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 5 月 21 日	平成 3 年 8 月 27 日
	平成 4 年 3 月 27 日	平成 5 年 10 月 19 日	平成 5 年 11 月 30 日
	平成 6 年 3 月 22 日	平成 6 年 9 月 27 日	平成 7 年 3 月 28 日
	平成 8 年 3 月 26 日	平成 9 年 3 月 25 日	平成 10 年 3 月 31 日
	平成 12 年 7 月 25 日	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 9 月 18 日
	平成 14 年 12 月 17 日	平成 15 年 3 月 28 日	平成 15 年 4 月 21 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 3 月 15 日	平成 18 年 1 月 24 日
	平成 18 年 3 月 16 日	平成 18 年 3 月 28 日	平成 19 年 2 月 27 日
	平成 19 年 4 月 24 日	平成 19 年 9 月 25 日	平成 19 年 11 月 20 日
	平成 20 年 2 月 6 日	平成 20 年 2 月 18 日	平成 20 年 2 月 28 日
	平成 20 年 6 月 24 日	平成 20 年 11 月 25 日	平成 21 年 1 月 27 日
	平成 21 年 3 月 24 日	平成 21 年 7 月 28 日	平成 22 年 3 月 30 日
	平成 22 年 9 月 27 日	平成 23 年 1 月 25 日	平成 23 年 2 月 22 日
	平成 23 年 9 月 27 日	平成 24 年 2 月 28 日	平成 24 年 3 月 27 日
	平成 24 年 7 月 24 日	平成 25 年 2 月 19 日	平成 25 年 6 月 25 日
	平成 26 年 3 月 25 日	平成 27 年 10 月 21 日	平成 28 年 2 月 23 日
	平成 28 年 3 月 22 日	平成 29 年 2 月 8 日	平成 29 年 3 月 8 日
	平成 29 年 12 月 20 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 30 年 6 月 27 日
	平成 30 年 12 月 26 日	平成 31 年 2 月 27 日	令和 2 年 2 月 19 日
	令和 3 年 3 月 17 日	令和 3 年 9 月 29 日	令和 4 年 3 月 2 日
	令和 5 年 3 月 30 日	令和 5 年 7 月 28 日	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 琉球大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(教育研究上の目的)

第2条 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第3条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第4条 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則(以下「学則」という。)第3条の規定を準用する。

第2章 研究科、課程及び専攻

(研究科)

第5条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

地域共創研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

(課程)

第6条 地域共創研究科及び農学研究科に修士課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に博士課程、教育学研究科及び法務研究科に専門職学位課程を置く。

2 保健学研究科及び理工学研究科に置く博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 人文社会科学研究科に置く博士課程は、博士後期課程とする。

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻及び講座)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科
 博士後期課程
 比較地域文化専攻
 地域共創研究科
 地域共創専攻
 教育学研究科
 専門職学位課程
 高度教職実践専攻
 医学研究科
 修士課程
 医科学専攻
 博士課程
 医学専攻
 保健学研究科
 博士前期課程
 保健学専攻
 博士後期課程
 保健学専攻
 理工学研究科
 博士前期課程
 工学専攻、数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻
 博士後期課程
 生産エネルギー工学専攻、総合知能工学専攻、海洋環境学専攻
 農学研究科
 亜熱帯農学専攻
 法務研究科
 法務専攻

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第9条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第10条 第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程、博士前期課程		博士課程、博士後期課程		専門職学位課程	
		入学	収容	入学	収容	入学	収容

		定員	定員	定員	定員	定員	定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻			4 人	12 人		
地域共創研究科	地域共創専攻	35 人	70 人				
教育学研究科	高度教職実践専攻					20 人	40 人
医学研究科	医科学専攻	15 人	30 人				
	医学専攻			30 人	120 人		
	小計	15 人	30 人	30 人	120 人		
保健学研究科	保健学専攻	10 人	20 人	3 人	9 人		
理工学研究科	工学専攻	93 人	186 人				
	数理科学専攻	10 人	20 人				
	物質地球科学専攻	16 人	32 人				
	海洋自然科学専攻	26 人	52 人				
	生産エネルギー工学専攻			4 人	12 人		
	総合知能工学専攻			3 人	9 人		
	海洋環境学専攻			5 人	15 人		
	小計	145 人	290 人	12 人	36 人		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35 人	70 人				
法務研究科	法務専攻					16 人	48 人
合計		240 人	480 人	49 人	177 人	36 人	88 人

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第11条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第14条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第16条 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て15単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、31単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 18 条 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により第 11 条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第 12 条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 19 条 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、15 単位を超えない範囲で認めることができる。この場合において、当該単位数は、第 17 条の規定により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、第 17 条第 3 項第 1 号の規定により修得した単位と合わせて 30 単位(同条第 3 項第 1 号の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で認めることができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、第 17 条第 3 項第 2 号の規定により修得した単位と合わせて 24 単位を超えない範囲で認めることができる。

(授業科目)

第 20 条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 21 条 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第 26 条の規定により準用する学則第 22 条第 3 項各号に定める時間をもって一単位とする。

(履修方法)

第 22 条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 23 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第 25 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(学則の準用)

第 26 条 大学院の授業の方法、各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第 19 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。

第 26 条の 2 大学院における特別の課程の履修証明については、学則第 18 条の規定を準用する。

2 この場合において、学則第 18 条中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第 6 章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

第 27 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第 28 条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設

であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

(10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 5 年以上である課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(入学志願手続)

第 29 条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第 30 条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第 31 条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第 32 条 大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(転入学)

第 33 条 学長は、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。)の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 34 条 学長は、第 38 条の規定による退学者で退学後 2 年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第 35 条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

第 7 章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第 36 条 病気その他やむを得ない理由により 3 か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2 年

(2) 博士後期課程 3 年

(3) 医学研究科の博士課程 4 年

(4) 法務研究科の専門職学位課程 3 年

(5) 教育学研究科の専門職学位課程 2 年

5 休学期間は、第 12 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第 38 条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

(1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(2) 第 12 条に規定する在学期間を超えた者

- (3) 第36条第4項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
 - (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
 - (7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者(死亡した者を除く。)が、第58条に規定する懲戒の手段の対象となっている場合は、学長は、当該手段が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。
- 3 前2項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の認定)

第40条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

- 2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第41条 成績の評価は、A、B、C、D又はFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格としFを不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

- 2 前項に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100点満点中)	評価の内容
合格	A	90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80点以上 90点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70点以上 80点未満	到達目標を達成している。
	D	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60点未満	到達目標を達成していない。

- 3 成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定める。

(成績根拠資料の保存)

第41条の2 科目担当教員は、定期試験に係る試験問題、学生から提出された答案、レポート、出席確認表等(以下「成績根拠資料」という。)を保存しなければならない。

- 2 成績根拠資料の保存に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第42条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 43 条 博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第 11 条第 2 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1 年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3 年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第 44 条 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第 45 条 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、94 単位以上を修得し、かつ、3 年修了時において別に定める GPA の一定基準を満たすこととする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第 19 条第 1 項の規定により大学院法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を大学院法務研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により大学院法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で大学院法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第 1 項に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については 1 年次配当科目のうち 29 単位(令和 4 年 10 月 1 日施行後の司法試験法第 4 条第 2 項の規定により在学中受験を希望する者については 31 単位)を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第 2 項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。
- 5 第 3 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第 17 条及び第 19 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位(第 3 項及び第 17 条第 3 項第 1 号の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(教育学研究科の専門職学位課程の修了要件)

第 46 条 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、48 単位以上 (高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。)を修得することとする。

2 前項の在学期間に関しては、第 19 条第 1 項の規定により大学院教育学研究科専門職学位課程 (以下、本項において「当該専門職学位課程」という。)に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10 単位を超えない範囲で、第 1 項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

第 47 条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 48 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
地域共創研究科	地域共創専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、保健体育、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、保健体育、英語
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、工業、英語、情報、農業、商業、

			水産、福祉、宗教
		特別支援学校 教諭専修免許 状 (知的障害 者) (肢体不自 由者) (病弱者)	
		幼稚園教諭専 修免許状	
		養護教諭専修 免許状	
		栄養教諭専修 免許状	
保健学 研究科	保健学専 攻	養護教諭専修 免許状	
理工学 研究科	工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	情報、工業
	数理科学 専攻	中学校教諭専 修免許状 高等学校教諭 専修免許状	数学
	物質地球 科学専攻	中学校教諭専 修免許状	理科
	海洋自然 科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	
農学研 究科	亜熱帯農 学専攻	高等学校教諭 専修免許状	農業

第 10 章 検定料、入学料、授業料及び学修支援料

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料)

第 49 条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第 47 条から第 49 条まで、第 50 条及び第 51 条の規定を準用する。
- 3 第 55 条に定める法務学修生については、検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の 6 か月分はこれを徴収しない。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。

- 6 第1項の規定にかかわらず、琉球大学工学部及び理工学研究科博士前期課程(数理科学専攻、物質地球科学専攻及び海洋自然科学専攻を除く。)が実施するグローバルエンジニアプログラムを履修する者が、同課程に入学する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合又は大学院の社会人特別選抜(現職高等学校教員等)により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第11条第1項に定める標準修業年限(第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあっては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限)を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。
- 8 大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績(学業成績を含む。)が特に優秀と認められる者等(「学術研究優秀者」という。)の授業料を免除する。
- 9 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより大学院に入学する私費外国人留学生については、入学料は徴収しない。
- 11 第2項の規定にかかわらず、教育学研究科高度教職実践専攻に在学する者については、別に定める基準により、授業料を免除又は徴収猶予する。

(納付した授業料等)

第50条 納付した検定料、入学料、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

第11章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、法務学修生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第51条 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第 52 条 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第 53 条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学則第 17 条の 3 の規定により大学院の授業科目の履修を認められた者(以下「早期履修生」という。)は、科目等履修生として取り扱う。この場合において、早期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 54 条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(法務学修生)

第 55 条 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため大学院の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

(外国人学生)

第 56 条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができる。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 57 条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 58 条 学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は研究科委員会等の議を経て、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の停学の期間は、第 12 条に規定する在学期間に算入し、第 11 条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期(1 か月以下)の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 5 懲戒の手続きその他必要な事項については、別に定める。

第13章 雑則

(準用規定)

第59条 学生については、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

- 2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和52年5月2日から施行する。

附 則(昭和52年8月30日)

この学則は、昭和52年8月30日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月27日)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和58年度における農学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

農学専攻	22名
農芸化学専攻	19名
農業工学専攻	5名
畜産学専攻	19名
林学専攻	15名
小計	80名

附 則(昭和58年7月26日)

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則(昭和60年2月26日)

この学則は、昭和60年2月26日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和60年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機械工学専攻	4人
建設工学専攻	6人
電気・情報工学専攻	5人
小計	15人

附 則(昭和61年3月31日)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和61年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10人とする。

附 則(昭和62年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和62年度
法学研究科	法学専攻	10人

研究科名	専攻名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
医学研究科	形態機能系専攻	10人	20人	30人
	生体制御系専攻	13人	26人	39人
	環境生態系専攻	7人	14人	21人

附 則(昭和63年2月23日)

この学則は、昭和63年2月23日から施行する。

附 則(平成元年3月28日)

- 1 この学則は、平成元年3月28日から施行する。
- 2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則(昭和62年4月1日制定)附則第2項の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成2年4月1日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成2年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5人
教科教育専攻	15人
小計	20人

附 則(平成3年4月1日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成3年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12人とする。

附 則(平成3年5月21日)

この学則は、平成3年5月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年8月27日)

この学則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成4年3月27日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年10月19日)

この学則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則(平成5年11月30日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月22日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成6年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、39人とする。

附 則(平成6年9月27日)

この学則は、平成6年9月27日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17 人
	地域文化専攻	17 人
	小計	34 人
農学研究科	生物生産学専攻	16 人
	生産環境学専攻	12 人
	生物資源科学専攻	12 人
	小計	40 人

附 則(平成8年3月26日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54 人
	小計	54 人
理学研究科	数学専攻	14 人
	物理学専攻	14 人
	化学専攻	12 人
	生物学専攻	12 人
	海洋学専攻	15 人
	小計	67 人

附 則(平成9年3月25日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成9年度から平成10年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度		平成10年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22 人			
	環境建設工学専攻	18 人			
	電気電子工学専攻	18 人			

	情報工学専攻	12 人			
	生産エネルギー工学専攻		4 人		8 人
	総合知能工学専攻		3 人		6 人
	小計	70 人	7 人		14 人

附 則(平成 10 年 3 月 31 日)

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 10 年 3 月 31 日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成 10 年度から平成 11 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 10 年度		平成 11 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12 人			
	物質地球科学専攻	20 人			
	海洋自然科学専攻	26 人			
	生産エネルギー工学専攻		8 人		
	総合知能工学専攻		6 人		
	海洋環境学専攻		5 人		10 人
	小計	198 人	19 人		31 人

附 則(平成 12 年 7 月 25 日)

この学則は、平成 12 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成 13 年度における収容定員は、次の表のとおりとする

研究科名	専攻名	平成 13 年度
------	-----	----------

人文社会科学部	総合社会システム専攻	21 人
	人間科学専攻	17 人
	国際言語文化専攻	13 人
	小計	51 人

附 則(平成 13 年 9 月 18 日)

この学則は、平成 13 年 9 月 18 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 17 日)

この学則は、平成 14 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成 15 年度から平成 17 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
医学研究科	医科学専攻	25 人	50 人	75 人
	感染制御医科学専攻	13 人	26 人	39 人
	小計	38 人	76 人	114 人

附 則(平成 15 年 4 月 21 日)

この学則は、平成 15 年 4 月 21 日から施行し、平成 15 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 24 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 30 条の規定にかかわらず、平成 17 年度以前入学者(再入学については、当初の入学年度が平成 17 年度以前入学者)の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻		4 人		8 人

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成 19 年度から平成 20 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度		平成 20 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻		3 人		6 人

附 則(平成 19 年 4 月 24 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日)

この学則は、平成 19 年 9 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 11 月 20 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 6 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日)

この学則は、平成 20 年 2 月 18 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日)

この学則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 25 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成 21 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6 人

附 則(平成 21 年 3 月 24 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 28 日)

この学則は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成 22 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30 人

- 3 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成 22 年度及び平成 23 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度	平成 23 年度
法務研究科	法務専攻	82 人	74 人

附 則(平成 22 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 22 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 25 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

- 3 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成23年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49人
	環境建設工学専攻	42人
	電気電子工学専攻	42人
	情報工学専攻	36人
	数理科学専攻	22人
	物質地球科学専攻	36人
	海洋自然科学専攻	52人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人
	(従前の専攻)	
	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人

附 則(平成23年9月27日)

この学則は、平成23年9月27日から施行する。

附 則(平成24年2月28日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条の2第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に人文社会科学研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月24日)

この学則は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年2月19日)

この学則は、平成25年2月19日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則(平成25年6月25日)

この学則は、平成25年6月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月25日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成 26 年度から平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医学研究科	医学専攻	30 人	60 人	90 人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75 人	50 人	25 人
	感染制御医科学専攻	39 人	26 人	13 人
	小計	144 人	136 人	128 人

附 則(平成 27 年 10 月 21 日)

この学則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	8 人
	教科教育専攻	36 人
	高度教職実践専攻	14 人
	小計	58 人

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 2 項の規定については、平成 29 年 12 月 20 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科の特別支援教育専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育学研究科特別支援教育専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 31 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度
教育学研究科	特別支援教育専攻	3 人
	教科教育専攻	21 人
	高度教職実践専攻	34 人

附 則(令和 2 年 2 月 19 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科修士課程は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 10 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻の令和 2 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 2 年度
教育学研究科	学校教育専攻	3 人
	教科教育専攻	9 人

附 則(令和 3 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第3項第1号及び第45条の規定については、平成31年度入学生から適用する。
- 2 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第8条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻の令和3年度における収容定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和3年度
理工学研究科	機械システム工学専攻	27人
	環境建設工学専攻	24人
	電気電子工学専攻	24人
	情報工学専攻	18人

- 5 改正後の第17条第3項第1号及び第45条の規定にかかわらず、平成30年度以前に法務研究科に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年9月29日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行するために必要な手続その他の行為は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻及び観光科学研究科の観光科学専攻は、改正後の第8条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻、観光科学研究科の観光科学専攻及び地域共創研究科の地域共創専攻の令和4年度における収容定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和4年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	17人
	人間科学専攻	16人
	国際言語文化専攻	12人
観光科学研究科	観光科学専攻	6人
地域共創研究科	地域共創専攻	35人

附 則(令和4年3月2日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 附則(令和3年9月29日)第3項の規定により存続する人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻及び国際言語文化専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月28日)

この学則は、令和5年7月28日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

○琉球大学学位規則

(昭和 62 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 2 年 4 月 1 日 平成 3 年 8 月 27 日
平成 5 年 9 月 28 日 平成 7 年 3 月 28 日
平成 9 年 3 月 25 日 平成 10 年 3 月 31 日
平成 13 年 3 月 30 日 平成 17 年 3 月 15 日
平成 18 年 3 月 28 日 平成 19 年 2 月 27 日
平成 20 年 3 月 25 日 平成 21 年 1 月 27 日
平成 25 年 9 月 25 日 平成 28 年 2 月 23 日
平成 30 年 2 月 28 日 令和 4 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、琉球大学学則第 44 条第 2 項及び琉球大学大学院学則第 47 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学(以下「本学」という。)が行う学位授与の論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第 2 条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程(保健学研究科及び理工学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。)を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第 4 条 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程を修了した者に対し行う。

(専門職学位の授与の要件)

第 4 条の 2 専門職学位の授与は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に対し行う。

(論文提出による博士)

第 5 条 第 4 条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う博士の学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第 6 条 修士の学位論文(大学院学則第 42 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)及び博士の学位論文は、研究科長に提出する。

2 本学大学院の課程を経る者の博士の学位論文は、学位審査願、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て学長に提出する。

(学位授与の申請)

第 7 条 第 5 条の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文を提出するときは、前項の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出したときは、審査料を免除する。

第8条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第9条 研究科委員会(医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。)は、審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型及び標本等の提出を求めることができる。

第10条 受理した学位論文は、返付しない。

(審査の付託)

第11条 研究科長並びに学長は、第6条及び第7条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

第12条 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 各研究科は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査委員として協力を求めることができる。

(最終試験)

第13条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答によって行う。

(学力の確認)

第14条 第5条の規定による学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学識及び研究能力について、口頭又は筆答によって行う。この場合外国語は、研究科委員会等が特別の理由があると認めた場合を除いて、2種類を課する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後3年以内に学位論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査の期間)

第15条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士にあつては、その在学期間中に、博士にあつては、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(研究科委員会等への報告)

第16条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第 17 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第 18 条 学部長は、教授会が学士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、研究科委員会等が前条第 1 項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科委員会が専門職学位の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、当該学部長又は研究科長に通知する。

(博士の学位授与の報告)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 12 条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(博士の学位論文要旨の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を本学の学術リポジトリの利用により公表する。

(博士の学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の学術リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第 22 条の 2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名称
人文社会学部	国際法政学科	法学、政策科学・国際関係論
	人間社会学科	人文社会
	琉球アジア文化学科	人文社会
国際地域創造学部	国際地域創造学科	観光学、経営学、経済学、人文学
教育学部		教育学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	保健学
工学部		工学
農学部	亜熱帯地域農学科	農学
	亜熱帯生物資源科学科	
	地域農業工学科	
	亜熱帯農林環境科学科	

(修士又は博士の専攻分野の名称)

研究科	名称	
	修士	博士
人文社会科学研究科		学術
地域共創研究科	公共社会、経済経営、言語表象、文化・環境、臨床心理	
医学研究科	医科学	医学
保健学研究科	保健学	保健学
理工学研究科	理学、工学	理学、工学、学術
農学研究科	農学	

(専門職学位課程において授与する学位)

第22条の3 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2の規定に基づき、専門職学位課程において授与する学位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法務研究科の専門職学位課程において授与する学位は、法務博士(専門職)とする。
- (2) 教育学研究科の専門職学位課程において授与する学位は、教職修士(専門職)とする。

(学位の名称)

第23条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「琉球大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第24条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士、博士及び専門職学位にあつては研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は研究科委員会等において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規程の規定、修士、博士及び専門職学位にあつては、第17条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 25 条 学位記の様式は、学士にあつては、別表第 1、修士にあつては別表第 2、博士にあつては別表第 3 又は第 4、専門職学位にあつては別表第 5 又は第 6 のとおりとする。

(雑則)

第 26 条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部長又は研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

(改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 8 月 27 日)

この規則は、平成 3 年 8 月 27 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 9 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、従前の規定による法文学部の文学科、史学科及び社会学科の学生については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 3 月 31 日に大学院法学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日)

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日に大学院理学研究科修士課程に在学していた者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日に大学院人文社会科学部研究科に在学していた者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(法文学部総合社会システム学科の経過措置)
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に総合社会システム学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(法文学部産業経営学科の経過措置)
- 3 平成 20 年 3 月 31 日に法文学部産業経営学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、平成 20 年 4 月 1 日から観光産業科学部産業経営学科に在学するものについては、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき学位を授与するものとする。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 25 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 9 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 21 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 22 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法文学部及び観光産業科学部に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に大学院教育学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項及び第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年 3 月 31 日に大学院人文社会科学研究科博士前期課程及び大学院観光学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 及び第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 12 日)

この規則は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

別表第 1

卒業証書・学位記

[別紙参照]

別表第 2

学位記

[別紙参照]

別表第 3

学位記

[別紙参照]

別表第 4

学位記

[別紙参照]

別表第 5

学位記

[別紙参照]

別表第 6

学位記

[別紙参照]

別表第1

(大学を卒業した場合)

(A4判)

第 号

卒業証書・学位記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本 学 ○ ○ 学 部 ○ ○ ○ ○ 学 科

所 定 の 課 程 を 修 め て 本 学 を

卒 業 し た こ と を 認 め 学 士 (○ ○)

の 学 位 を 授 与 す る

年 月 日

琉球大学○○学部長

琉 球 大 学 長

氏 名 印

氏 名 印

別表第2

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

□修第 号

学 位 記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程（博士前期課程）
において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に
合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

琉 球 大 学 長

氏 名 印

別表第3

(大学院の博士課程を修了した場合)

(A4判)

保健及び理工とする。

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、

	学 位 記	□研第	号
大 学 印	氏 名		
年 月 日生			
本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので博士（〇〇）の学位を授与する			
年 月 日			
琉 球 大 学 長			
		氏 名	印

別表第4

(論文提出による場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

		□論第		号
学		位		記
大 学 印		氏		名
		年		月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格				
したので博士(〇〇)の学位を授与する				
		年		月 日
		琉 球 大 学 長		
		氏	名	印

(法務研究科(専門職学位課程)を修了した場合)

法研第 号

大学印

年 月 日生

年 月 日

印 名 氏

印

別表第6

(教育学研究科高度教職実践専攻（専門職学位課程）を修了した場合) (A4判)

教 職 修 第		号
学 位 記		
大 学 印	氏 名	
	年 月 日生	
本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻専門職学位 課程において所定の単位を修得し一定の成績を修めた ので教育博士（専門職）の学位を授与する		
年 月 日		
琉 球 大 学 長		
氏	名	印

琉球大学大学院法務研究科規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他の必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本研究科は、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹人を養成するとともに、法律学の理論的・臨床的研究を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

(専攻)

第 3 条 本研究科に、法務専攻を置く。

2 前条に定める本研究科の目的を実現するため、法務専攻にインターナショナル・ロイヤー・コースを設ける。

(指導教員)

第 4 条 学生に対する履修指導等のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、本研究科の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。ただし、みなし専任教員（本研究科において教授等の職務を行う実務家教員で、平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項を定める件）第 2 条第 2 項に該当する者をいう。）を除く。

3 指導教員は、入学から修了まで、学生による授業科目の履修等に関し適切な助言を行うとともに、学生生活・進路等の相談指導に当たる。

4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て、その変更を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 5 条 指導教員が必要と認めるときは、大学院学則第 17 条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 指導教員が必要と認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 3 第1項及び前項の定めるところにより履修した授業科目については、研究科委員会の議を経て、31単位を超えない範囲で第11条第1項に定める選択科目の単位を修得したものとみなすことができる。

(留学)

- 第6条** 前条第1項の定めるところにより外国の大学院の授業科目を履修しようとする学生は、指導教員の承認を得たうえで、当該授業科目名を記載した留学願を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。当該許可は、研究科委員会において教育上有益と認めるときに与えるものとする。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間については、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲で第17条第1項に定める在学期間に加えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第7条** 学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本研究科の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、大学院学則第18条の定めるところにより、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第12条に定める在学期間を超えることはできない。
 - 3 第1項及び前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第8条** 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、大学院学則第19条の定めるところにより、学生が本研究科に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の定めるところにより修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、30単位を超えず、かつ第5条第3項の定めるところにより修得したものとみなす単位と合わせて31単位を超えないものとする。

(授業科目等)

- 第9条** 本研究科における授業科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。

(教育方法)

第 10 条 本研究科における教育は、講義、演習及び実習によって行う。

- 2 本研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第 11 条 学生は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得しなければならない。

- (1) 必修科目 法律基本科目 57 単位（基礎科目 37 単位、応用科目 20 単位）及び実務基礎科目 9 単位、合計 66 単位
 - (2) 選択必修科目 法律基本科目 4 単位（公法系科目、刑事法系科目及び民事法系科目から各 1 単位以上を含む。）及び実務基礎科目 1 単位、合計 5 単位
 - (3) 選択科目 基礎法学・隣接科目 4 単位及び展開・先端科目 18 単位（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 20 条の 3 第 6 項に規定する科目に係る授業科目 4 単位以上を含む。）に加え、これらの科目群と選択しなかった実務基礎科目のいずれかから 1 単位、合計 23 単位以上
- 2 インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目について所定の授業科目 4 単位以上、展開・先端科目について所定の授業科目 8 単位以上を修得しなければならない。
- 3 各年次の学生が、1 年間に履修することのできる単位の上限は、各号に定める単位数とする。ただし、前期又は後期のみ在学するときは、その単位数の 2 分の 1 とする。
- (1) 1 年次 40 単位
 - (2) 2 年次 36 単位（第 18 条に定める法学既修者のうち、既修単位認定の対象となる 1 年次配当必修科目の一部につき十分な能力が認められなかった者について、当該科目に関する既修単位認定を行わず 2 年次に履修させる場合には、40 単位。ただし、既修単位認定を行わず履修させる科目の単位数が 2 単位のときは、38 単位）
 - (3) 3 年次 44 単位（当該年度の終わりに本研究科の教育課程を修了できないことが明らかである場合には、36 単位）
- 4 前項にかかわらず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）第 6 条第 1 項の認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）に定める大学の課程（本研究科以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して本研究科に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認める者（以下、あわせて「認定学生」という。）については、前項第 2 号に「36 単位」とあるのを「40 単位」とする。

- 5 別表 2 に定める授業科目については、所定の履修条件を満たさなければ履修することができないものとする。

(履修手続)

第 12 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の履修登録期間内に、当該授業科目を担当する教員の承認を得て、所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

(成績評価基準等の明示)

第 13 条 授業科目の内容・方法、到達目標、計画、成績評価基準等は、学生に対して、あらかじめ明示する。

(単位の認定)

第 14 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験の成績等により、研究科委員会の承認を得て担当教員が行う。

- 2 病気、忌引きその他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者については、原則として追試験を行う。
- 3 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

第 15 条 成績の評価は、定期試験の成績、授業への出席状況、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。授業の 3 分の 1 以上を欠席した者には単位を与えない。

- 2 成績は、単位を与える水準に達した者（100 点満点で 60 点以上の評点を取得し、到達目標に達した者）につき、A、B、C、D の 4 段階で相対評価する。相対評価の基準は、原則として、A 10～20%、B 20～30%、C 40～50%、D 10～30%とする。単位を与える水準に達していない者は F 評価とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、選択科目については、絶対評価により成績を評価する。絶対評価の基準は、以下の表に掲げるとおりとする。

区分	評語	評点（100 点満点中）	評価の内容
合格	A	90 点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80 点以上 90 点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成している。
	D	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60 点未満	到達目標を達成していない。

- 4 A、B、C、D、F にそれぞれ 4、3、2、1、0 の点数を与え、以下の算式により GPA を算出する。

$$GPA = \frac{(4 \times A \text{ 修得単位数}) + (3 \times B \text{ 修得単位数}) + (2 \times C \text{ 修得単位数}) + (1 \times D \text{ 修得単位数})}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、研究科委員会が別に定める授業科目の成績は、可否で評価する。当該授業科目はGPAの対象外とする。

(2年次進級の要件)

- 第16条** 1年次に配当された法律基本科目（選択科目及び先行して履修した2年次配当科目を除く。以下、この項において同じ。）について20単位以上を修得し、単位を修得した法律基本科目のうち成績上位の20単位分の授業科目のGPAが1.6を満たし、かつ共通到達度確認試験において全国の上位80%以内の成績を取得しなければ、2年次に進級することができないものとする。ただし、この進級要件のうち、共通到達度確認試験に関する要件のみを満たしていない者については、別に定めるところにより、研究科委員会において2年次への進級に必要とされる学修到達度に達していると評価された場合には、進級を認めることができる。
- 2 前項に定める進級要件を満たさず1年次に留め置かれた者には、D評価を受けた法律基本科目の再履修を認める。
- 3 第1項は、第7条第1項の定めるところにより標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本研究科の教育課程を履修している者には適用しない。

(教育課程修了の要件)

- 第17条** 本研究科の教育課程の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、第11条第1項に定める単位を修得し、かつ修了時において履修登録したすべての授業科目のGPAが2.0、法律基本科目（必修科目及び選択必修科目に限る。）のGPAが1.8を満たすこととする。
- 2 前項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たしていない者には、D評価を受けた授業科目の再履修を認める。
- 3 第1項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たさないことが明らかである3年次の学生には、指導教員の承認を条件に、D評価を受けた授業科目の再履修を認める。
- 4 第1項に定める在学期間については、第8条の定めるところにより本研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第 18 条 本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、研究科委員会の議を経て、前条第 1 項に定める在学期間については 1 年間在学し、同項に定める単位については 1 年次に配当された法律基本科目（必修科目に限る。）29 単位（第 19 条の 2 の定めるところにより在学中に司法試験の受験資格の認定を受けようとする場合には、33 単位のうち 31 単位）の全部又は一部を修得したものとみなすことができる。

- 2 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条第 4 項の定めるところにより在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。
- 3 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 5 条第 3 項及び第 8 条第 1 項の定めるところにより修得したものとみなす単位と合わせて 31 単位を超えないものとする。
- 4 法学既修者のうち認定学生に関する第 1 項及び前項の適用については、第 1 項中「1 年次に配当された法律基本科目（必修科目に限る。）29 単位（第 19 条の 2 の定めるところにより在学中に司法試験の受験資格の認定を受けようとする場合には、33 単位のうち 31 単位）」とあるのは「47 単位」と、前項中「合わせて 31 単位」とあるのは「合わせて 47 単位」とする。

(学位の授与)

第 19 条 本研究科の教育課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(在学中における司法試験の受験資格の認定)

第 19 条の 2 本研究科の 3 年次に在学する者で、前年度までに、法律基本科目について基礎科目 30 単位以上及び応用科目 18 単位以上、展開・先端科目について専門職大学院設置基準第 20 条の 3 第 6 項に規定する科目に係る授業科目 4 単位以上を修得し、かつ当該年度において本研究科の教育課程を修了する見込みがある者については、研究科委員会の議を経て、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）第 4 条第 2 項に定める学長の認定を受けるための手続を行う。

(再入学)

第 20 条 本研究科を退学した者で、退学後 2 年以内に再入学を志願する者があるときは、大学院学則第 34 条の定めるところにより、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(転入学)

第 21 条 他の法科大学院の学生で、本研究科への転入学を志願する者があるときは、大学院学則第 33 条の定めるところにより、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(特別聴講学生)

第 22 条 本研究科において特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、大学院学則第 51 条の定めるところにより、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生としてその履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(科目等履修生)

第 23 条 琉球大学の学生以外の者で、本研究科における授業科目を履修することを志願する者があるときは、大学院学則第 53 条の定めるところにより、本研究科の運営に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(法務学修生)

第 24 条 本研究科の教育課程を修了した者で、司法試験を受験するため本研究科の学修支援の下で自学自習を希望する者があるときは、大学院学則第 55 条の定めるところにより、本研究科の運営に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 1 日)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 17 日）

この規程は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 19 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日）

この規程は、平成 19 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正後の第 5 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規程にかかわらず、平成 19 年度以前入学者の履修単位数ないし成績評価は、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 2 月 17 日）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（別表を含む。）、第 5 条及び第 10 条の規定にかかわらず、平成 21 年度以前入学者の履修できる授業科目、1 学期に履修できる単位数及び課程修了の要件については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（別表 1 を含む。）、第 5 条（別表 2 を含む。）、第 9 条の 2 及び第 11 条の規定にかかわらず、平成 23 年度以前入学者の履修できる授業科目、履修方法、2 年次進級の要件及び 16 単位未満除籍制度の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 7 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 8 日）

この規程は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 6 日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条及び第 16 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前入学者の履修方法及び 2 年次進級の要件については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条第 1 項及び第 19 条の 2 の規定にかかわらず、令和 2 年度以前入学者の履修方法及び司法試験の受験資格については、なお従前の例による。令和 3 年度に法学既修者として入学した者の司法試験の受験資格についても同様とする。

附 則（令和 4 年 2 月 9 日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 3 日附則第 2 項にかかわらず、第 19 条の 2 の規定は、令和 2 年度以前入学者及び令和 3 年度に法学既修者として入学した者にも適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 22 日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条（別表 1 を含む。）、第 11 条（別表 2 を含む。）及び第 17 条の規定にかかわらず、令和 4 年度以前入学者及び令和 5 年度に法学既修者として入学した者の授業科目、履修方法及び教育課程修了の要件については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

授業科目及び単位数

	授業科目名	単位	修了要件
法律 基本 科目	1 公法系科目 (基礎科目)		必修 57 単位 (基礎科目 37 単位、 応用科目 20 単位)
	憲法Ⅰ (必修)	2	選択必修 4 単位 (ただし、公法 系科目、刑事法系科目、民事法 系科目から各 1 単位以上)
	憲法Ⅱ (必修)	2	
	憲法問題研究 (選択)	1	
	行政法Ⅰ (必修)	2	
	行政法Ⅱ (必修)	2	
	(応用科目)		
	憲法演習Ⅰ (必修)	1	
	憲法演習Ⅱ (必修)	1	
	行政法演習 (必修)	2	
	憲法応用演習Ⅰ (選択必修)	1	
	憲法応用演習Ⅱ (選択必修)	1	
	行政法応用演習Ⅰ (必修)	1	
	2 刑事法系科目 (基礎科目)		
	刑法総論Ⅰ (必修)	1	
	刑法総論Ⅱ (必修)	1	
	刑法各論Ⅰ (必修)	1	
	刑法各論Ⅱ (必修)	1	
	刑法問題研究 (選択)	1	
	刑事訴訟法Ⅰ (必修)	2	
	刑事訴訟法Ⅱ (必修)	2	
	(応用科目)		
	刑法演習Ⅰ (必修)	1	
	刑法演習Ⅱ (必修)	1	
	刑事訴訟法演習 (必修)	2	
	刑法応用演習Ⅰ (選択必修)	1	
	刑法応用演習Ⅱ (選択必修)	1	
	刑事訴訟法応用演習 (必修)	1	
	3 民事法系科目 (基礎科目)		
	民法Ⅰ (必修)	3	
	民法Ⅱ (必修)	3	
	民法Ⅲ (必修)	2	
	民法Ⅳ (必修)	2	
	民法Ⅴ (必修)	1	
	民法問題研究Ⅰ (選択)	1	
	民法問題研究Ⅱ (選択)	1	
	民事訴訟法Ⅰ (必修)	2	
	民事訴訟法Ⅱ (必修)	2	
	商法Ⅰ (必修)	2	
	商法Ⅱ (必修)	2	
	商法Ⅲ (必修)	2	
	(応用科目)		
	民法演習Ⅰ (必修)	2	
	民法演習Ⅱ (必修)	2	
	民事訴訟法演習 (必修)	2	

	商法演習Ⅰ（必修）	1	
	商法演習Ⅱ（必修）	1	
	民法応用演習Ⅰ（選択必修）	1	
	民法応用演習Ⅱ（選択必修）	1	
	商法応用演習（必修）	1	
	民事訴訟法応用演習（必修）	1	
実務基礎科目	刑事訴訟実務の基礎（必修）	2	必修9単位 選択必修1単位※
	民事訴訟実務の基礎（必修）	2	
	法曹倫理（必修）	2	
	刑事模擬裁判（必修）	1	
	民事模擬裁判（必修）	1	
	ロイヤリング（必修）	1	
	クリニック（選択必修）	1	
	エクスターンシップ（選択必修）	1	
基礎法学・隣接科目	法律基礎英語Ⅰ◎	1	選択4単位※以上。ただし、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、◎を付した授業科目を4単位以上履修しなければならない。
	法律基礎英語Ⅱ◎	1	
	法哲学	2	
	SDGsと法	2	
	アメリカ法◎	2	
	アメリカ憲法◎	2	
	日米関係◎	2	
	中国法◎	2	
展開・先端科目	租税法Ⅰ○	2	選択18単位※以上。ただし、○を付した授業科目（専門職大学院設置基準第20条の3第6項に規定する科目に係る授業科目）を4単位以上履修しなければならない。また、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、◎を付した授業科目を8単位以上履修しなければならない。
	租税法Ⅱ○	2	
	自治体法学	2	
	国際社会と法○◎	2	
	国際法○◎	2	
	労働法Ⅰ○	2	
	労働法Ⅱ○	2	
	社会保障法	2	
	刑事政策	2	
	交通事故賠償法	2	
	民事執行・保全法	2	
	倒産法Ⅰ○	2	
	倒産法Ⅱ○	2	
	沖縄企業法務	1	
	沖縄金融法務	1	
	国際私法○◎	2	
	国際取引法○◎	2	
	経済法○	2	
	知的財産法○	2	
	環境法Ⅰ○	2	
	環境法Ⅱ○	2	
	米軍基地法◎	2	
	性の多様性の尊重と法	2	
	政策形成と法	2	
	子どもの教育と法	2	
	英米法研修ハワイプログラム◎	2	
	論文指導Ⅰ	2	
	論文指導Ⅱ	2	
	外書講読Ⅰ◎	2	
	外書講読Ⅱ◎	2	
	展開・先端科目特殊講義Ⅰ～Ⅵ	各2	
	展開・先端科目特殊講義Ⅶ・Ⅷ	各1	

※実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかから、さらに 1 単位以上を履修しなければならない。

別表 2 (第 11 条第 4 項関係)

授業科目の履修条件

授業科目	履修条件
憲法演習Ⅰ	憲法Ⅰ、憲法Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
憲法演習Ⅱ	
行政法演習	行政法Ⅰ、行政法Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
憲法応用演習Ⅰ	憲法演習Ⅰ、憲法演習Ⅱから 1 単位以上をすでに修得していること
憲法応用演習Ⅱ	
行政法応用演習	行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、行政法演習から 4 単位以上をすでに修得していること
刑法演習Ⅰ	刑法総論Ⅰ、刑法総論Ⅱ、刑法各論Ⅰ、刑法各論Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
刑法演習Ⅱ	
刑事訴訟法演習	刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
刑法応用演習Ⅰ	刑法演習Ⅰ、刑法演習Ⅱから 1 単位以上をすでに修得していること
刑法応用演習Ⅱ	
刑事訴訟法応用演習	刑事訴訟法演習、刑事訴訟実務の基礎から 2 単位以上をすでに修得していること
民法演習Ⅰ	民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴから 6 単位以上をすでに修得していること
民法演習Ⅱ	
民事訴訟法演習	民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
商法演習Ⅰ	商法Ⅰ、商法Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
商法演習Ⅱ	
民法応用演習Ⅰ	民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱから 2 単位以上をすでに修得していること
民法応用演習Ⅱ	
商法応用演習	商法演習Ⅰ、商法演習Ⅱから 1 単位以上をすでに修得していること
民事訴訟法応用演習	民事訴訟法演習、民事訴訟実務の基礎から 2 単位以上をすでに修得していること

※次年度において第 19 条の 2 に定める認定要件を満たす見込みがある者については、憲法応用演習Ⅱ、刑法応用演習Ⅱ、民法応用演習Ⅱ、行政法応用演習、刑事訴訟法応用演習、民事訴訟法応用演習の履修条件を適用しない。

琉球大学大学院法務研究科委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、琉球大学教授会等通則（以下「通則」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、琉球大学大学院法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 研究科委員会は、琉球大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）を担当する教員であって、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 研究科の専任教員

2 副研究科長は、研究科長が指名する。

(審議事項等)

第 3 条 研究科委員会は、通則第 3 条第 1 項に規定する次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び教育課程修了の認定に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、通則第 3 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 研究科に関する諸規則の制定及び改廃に関すること
- (2) 教育課程及び試験に関すること
- (3) 法務学修生に関すること
- (4) 学生の進級、休学、退学、除籍、賞罰その他身分異動に関すること
- (5) 研究科長候補者及び諸委員の選考に関すること
- (6) 教員の選考に関すること
- (7) その他研究科の運営等に関する重要事項で研究科長が必要と認めたこと

(会議)

第 4 条 研究科委員会は、原則として毎月 1 回開くものとする。ただし、必要がある場合には、臨時に開くことができる。

(議長等)

第5条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長は、必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があるときは、研究科委員会を招集しなければならない。
- 3 研究科長に事故あるとき又は欠けたときは、副研究科長が前2項に規定する職務を代行する。

(定足数及び議決)

第6条 研究科委員会は、委員（みなし専任教員（研究科において教授等の職務を行う実務家教員で、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項を定める件）第2条第2項に該当する者をいう。）及びその不在が公に確認された者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 研究科委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第6号に掲げる事項については、出席した委員の3分の2以上に当たる多数で決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 研究科委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 通則第6条第1項の規定に基づき、研究科委員会の下に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、研究科の諸課題について、各専門ごとに審議・検討する。

- (1) 運営委員会
 - (2) 教務・学生委員会
 - (3) 入試・広報委員会
 - (4) F D委員会
 - (5) 司法試験対策委員会
 - (6) 研究推進委員会
- 2 研究科委員会に、前項に定める専門委員会のほかに専門委員を置くことができる。
 - 3 前2項に定める専門委員会又は専門委員の所掌事務については、研究科委員会が別に定める。
 - 4 研究科長は、必要があると認めたときは、第1項に定める各委員会のほかに特別専門委員会を置くことができる。
 - 5 運営委員会は、研究科長、副研究科長及び研究科長が指名する専門委員会の委員長をもって構成する。

(庶務)

第 9 条 研究科委員会の庶務は、人文社会学部事務部法科大学院係において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、研究科委員会が行う。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 5 月 10 日）

この規程は、平成 18 年 5 月 10 日から施行する。

附則（平成 21 年 3 月 24 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 3 月 23 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 2 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 9 月 28 日）

この規程は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附則（平成 30 年 2 月 28 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 8 月 8 日）

この規程は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 17 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 22 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

琉球大学大学院法務研究科規程第 6 条についての申し合わせ

(平成 24 年 3 月 28 日 研究科委員会)

(単位認定)

1 琉球大学大学院法務研究科規程第 6 条の定めるところにより外国の大学院の授業科目を履修し修得した単位は、選択科目の単位として認定する。実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目のいずれの単位を修得したものとみなすかについては、研究科委員会の議による。

(成績評価)

2 成績評価については、外国の大学院が単位を与える水準に達したと認めた者を「認」と評価するものとし、当該授業科目は G P A の対象外とする。

(報告書の提出)

3 単位認定の条件として、留学中の学修状況に関する報告書の提出を義務付ける。

(附則)

この申し合わせは、平成 24 年度入学者から適用する。
平成 23 年度以前入学者については、なお従前の例による。

(附則) (平成 30 年 3 月 22 日)

この申し合わせは、平成 30 年度から適用する。

琉球大学大学院法務研究科規程第 15 条第 5 項についての申し合わせ

(平成 23 年 2 月 10 日 研究科委員会)

琉球大学大学院法務研究科規程第 15 条第 5 項に規定する成績を合否で評価する授業科目は、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、英米法研修ハワイプログラムおよび首都圏研修プログラムとする。

(附則)

この申し合わせは、平成 23 年度入学者から適用する。
平成 22 年度以前入学者については、なお従前の例による。

(附則) (平成 24 年 3 月 28 日)

この申し合わせは、平成 24 年度入学者から適用する。
平成 23 年度以前入学者については、なお従前の例による。

(附則) (平成 27 年 3 月 18 日)

この申し合わせは、平成 27 年度入学者から適用する。
平成 26 年度以前入学者については、なお従前の例による。

(附則) (平成 30 年 3 月 7 日)

この申し合わせは、平成 30 年度から適用する。

(附則) (平成 31 年 3 月 6 日)

この申し合わせは、平成 31 (2019) 年度から適用する。
平成 30 年度以前入学者については、なお従前の例による。

琉球大学大学院法務研究科規程第 16 条第 1 項についての申し合わせ

(令和元年 12 月 25 日 研究科委員会)

(趣旨)

- 1 この申し合わせは、琉球大学大学院法務研究科規程第 16 条第 1 項に規定する 2 年次進級要件のうち、「共通到達度確認試験に関する要件のみを満たしていない者」が 2 年次への進級に必要とされる学修到達度に達しているかどうかについて判断する方法について定める。

(補習の実施)

- 2 共通到達度確認試験において、憲法、刑法または民法のいずれかにつき全国の上位 80%以内の成績を取得することができなかった学生（以下「該当学生」という。）は、その科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）による補習を受けなければならない。この補習は、3 時間程度実施するものとする。

(学修到達度確認試験の実施)

- 3 担当教員は、前項に定める補習を実施した後、共通到達度確認試験と同一の形式により学修到達度確認試験を実施する。

(研究科委員会における審議)

- 4 研究科委員会は、担当教員の報告に基づき、該当学生が 2 年次への進級に必要とされる学修到達度に達していると評価した場合には、2 年次への進級を認める。

(附則)

この申し合わせは、令和元年度における進級判定から適用する。

授業時間についての申し合わせ

(平成 31 年 1 月 16 日 研究科委員会)

(授業時間)

1. 授業時間は 1 回 100 分とし、1 単位科目については 7 回、2 単位科目については 14 回、3 単位科目については 21 回、4 単位科目については 28 回の授業を実施しなければならない。

2. 授業は、以下の授業時間表に従って実施する。ただし、特段の事情がある場合には、授業時間を変更することができる。

第 1 時限	8:20～10:00
第 2 時限	10:10～11:50
第 3 時限	12:50～14:30
第 4 時限	14:40～16:20
第 5 時限	16:30～18:10
第 6 時限	18:30～20:10
第 7 時限	20:20～22:00

(定期試験)

4. 定期試験は、第 1 項に定める授業回数とは別に実施する。
5. 定期試験の試験時間については、研究科委員会が別に定める。

(附則)

この申し合わせは、平成 31 (2019) 年度前期から適用する。

(附則)

この申し合わせは、令和 6 (2024) 年度前期から適用する。

定期試験についての申し合わせ

(平成 21 年 10 月 7 日 研究科委員会)

(定期試験の実施時期)

1. 教員は、担当授業科目について定期試験を実施する場合には、原則として研究科委員会が定める定期試験期間内に実施しなければならない。

(試験時間)

2. 定期試験の試験時間は、120 分とする。ただし、担当教員の判断により、試験時間を延長または短縮することができる。
3. 定期試験は、以下の時間表に従って実施する。

第 1 時限	10:00～12:00
第 2 時限	13:00～15:00
第 3 時限	16:00～18:00
第 4 時限	19:00～21:00

(身体に障害のある学生に対する特別措置)

4. 定期試験を実施するにあたり、身体に障害のある学生に対しては、障害の種類・程度に応じて特別の措置を講ずる。具体的な措置の内容については、研究科委員会が新司法試験における取扱いを参考に決定する。

(追試験)

5. 病気、忌引きその他やむを得ない事由により定期試験を受験することができなかった学生については、原則として研究科委員会が定める追試験期間に追試験を実施する。ただし、追試験に対する追試験は実施しない。
6. 追試験の受験を希望する学生は、定期試験実施日の 2 日後(土日を挟む場合は月曜日)までに所定の追試験受験願を法科大学院係に提出しなければならない。追試験受験願には、定期試験を受験することができなかった理由を具体的に記載するものとする。
7. 追試験受験願の審査は、当分の間、教務委員会において行う。
8. 追試験を受験した学生の成績評価は、原則として B 評価を限度とする。

(答案の返却)

9. 教員は、定期試験および追試験の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等を付して、研究科委員会が定める期限までに学生に返却しなければならない。

(学期末に実施する補講)

10. 教員は、定期試験期間内に補講を行うことができない。

附 則

この申し合わせは、平成 21 年度後期定期試験から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 22 日）

この申し合わせは、平成 23 年度前期定期試験から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 6 日）

この申し合わせは、平成 31（2019）年度前期定期試験から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日）

この申し合わせは、令和 2（2020）年度前期定期試験から適用する。

(様式)

年 月 日

追 試 験 受 験 願

法務研究科長 殿

大学院法務研究科 年次

学籍番号

氏 名 印

下記の授業科目の定期試験を受験することができませんでしたので、追試験の受験を願い出ます。

記

1. 授業科目

2. 担当教員

3. 定期試験実施日・時限 年 月 日 時限

4. 定期試験を受験することができなかった理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....

注) 定期試験を受験することができなかった理由を具体的に記載してください。
また、各種の証明書（病気の場合には、医師の診断書）を添付してください。

成績評価不服申立手続についての申合せ

(平成 21 年 12 月 16 日 研究科委員会)

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ（平成 29 年 1 月 23 日大学院委員会制定）6 条及び 7 条に基づき、琉球大学大学院法務研究科における成績評価不服申立てに関し、必要な事項を定める。

(成績評価に対する疑義の申し出)

第 2 条 学生は、履修科目にかかる成績評価に疑義がある場合、原則として学年暦（教務日程）で定める成績開示日から 10 日を経過する日（ただし、当該日が土日祝日、その他の休業日である場合には、その後に到来する直近の平日）までに、成績評価確認願（様式 1）を法科大学院係に提出する。

2 法科大学院係は、成績評価確認願を受理した場合、速やかに担当教員に送付する。

(担当教員による説明)

第 3 条 担当教員は、法科大学院係から前項の成績評価確認願の送付を受けた日から 5 日を経過する日（ただし、当該日が土日祝日、その他の休業日である場合には、その後に到来する直近の平日）までに、同確認願の教員回答欄に所定の事項を記入し、法科大学院係に回答する。

2 法科大学院係は、担当教員から前項の回答があった場合、速やかに当該学生に通知する。

3 担当教員が成績評価を訂正しようとする場合には、研究科委員会においてその是非について慎重に審議する。

(担当教員による説明に対する不服申立て)

第 4 条 担当教員による回答に不服がある学生は、前条第 2 項の通知を受けた日から 5 日を経過する日（ただし、当該日が土日祝日、その他の休業日である場合には、その後に到来する直近の平日）までに、成績評価不服申立書（様式 2）を法科大学院係に提出しなければならない。

2 成績評価不服申立書には、不服の理由を具体的に記載するものとする。

(審査委員会による審査)

第 5 条 学生から前条の不服申立てがあった場合、研究科長は、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、研究科長が指名する 3 名の委員で構成する。

3 審査委員会は、成績評価について必要な審査を迅速に行う。審査にあたっては、不服

申立てをした学生及び担当教員の陳述を聴かなければならない。

- 4 審査委員会は、審査にあたって、成績評価についての担当教員の合理的裁量を考慮することができる。
- 5 審査委員会は、成績評価についての審査の結果を記載した書面を研究科委員会に提出して報告しなければならない。

(研究科委員会における審議)

第6条 研究科委員会は、前項の審査委員会の報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。

- 2 研究科長は、研究科委員会における審議の結果を最終結果として成績評価決定書に取りまとめ、これを、不服申立てをした学生及び担当教員に送付して通知する。

(9月修了対象者及び3月修了対象者に係る成績評価不服申立期間等の特例)

第7条 9月修了対象者（ただし、修了要件を満たさないことが明らかな学生を除く。以下同じ。）の前期履修科目及び3月修了対象者の後期履修科目についての成績評価不服申立期間等については、以下のとおり読み替えて適用する。

- 一 第2条第1項に「10日」とあるのは「5日」
- 二 第3条第1項に「5日」とあるのは「3日」
- 三 第4条第1項に「5日」とあるのは「3日」

(附則)

この申合せは、平成21年度後期から適用する。

成績評価に対する異議申立手続に関する内規（平成17年9月21日）は廃止する。

(附則)（平成30年3月7日）

この申合せは、平成30年度から適用する。

(附則)（令和3年8月20日）

この申合せは、令和3年度前期から適用する。

成績評価確認願

法務研究科長 殿

	年次
学籍番号	氏名

令和 年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

科目名	
担当教員	
理由	

※ 学生は、この様式を研究科の法科大学院係に提出してください。
※ 記入欄が不足するときは別紙を用いても構いません。

教 員 回 答 欄 (該当番号に○)

令和 年 月 日

担当教員名

- | | |
|--|--------------------|
| | 1. 現成績評価のとおり |
| | 2. 右記のとおり評価を訂正します。 |

評価 () 評点 ()

回答理由

※ 担当教員は、「教員回答欄」を記入の上、この様式を法科大学院係に提出してください。
※ 記入欄が不足するときは別紙を用いても構いません。

(様式 2)

令和 年 月 日

成績評価不服申立書

法務研究科長

殿

年次

学籍番号

氏名

令和 年度 学期下記科目の担当教員による「成績評価確認願」の回答に対しては
下記理由により納得できませんので不服申立てを行います。

科目名			
担当教員		評価	
成績評価不服理由(科目担当教員の回答を踏まえて不服の内容を具体的に記入してください)			

※学生は、この様式を法科大学院係に提出してください。

進級判定不服申立手続についての申し合わせ

(平成 30 年 8 月 8 日 研究科委員会)

(趣旨)

1. 学生が 2 年次への進級判定に不服を申し立てる場合には、この申し合わせの定める手続による。

(進級判定に対する不服申立て)

2. 進級判定に不服がある学生は、研究科委員会における進級判定の結果が通知された日の 2 日後までに所定の進級判定不服申立書を法科大学院係に提出しなければならない。進級判定不服申立書には、不服の理由を具体的に記載するものとする。

(審査委員会による審査)

3. 学生から前項の不服申立てがあった場合には、研究科委員会において審査委員会を設置する。審査委員会は 3 名の委員で構成するものとする。

4. 審査委員会は、進級判定について必要な審査を行う。審査にあたっては、不服申立てをした学生の陳述を聴かなければならない。

5. 審査委員会は、進級判定についての審査の結果を記載した書面を研究科委員会に提出して報告しなければならない。

(研究科委員会における審議)

6. 研究科委員会は、前項の審査委員会の報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。

7. 研究科長は、研究科委員会における審議の結果を進級判定決定書に取りまとめ、これを不服申立てをした学生に交付しなければならない。

(附則)

この申し合わせは、平成 30 年度から適用する。

(様式)

令和 年 月 日

進級判定不服申立書

法務研究科長 殿

学籍番号

氏 名 印

進級判定には下記の理由により納得することができませんので、不服申立てを行います。

記

不服の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注) 不服の理由は具体的に記載してください。

修了判定不服申立手続についての申し合わせ

(平成 22 年 6 月 23 日 研究科委員会)

(趣旨)

1. 学生が修了判定に不服を申し立てる場合には、この申し合わせの定める手続による。

(修了判定に対する不服申立て)

2. 修了判定に不服がある学生は、研究科委員会における修了判定の結果が通知された日の 2 日後までに所定の修了判定不服申立書を法科大学院係に提出しなければならない。修了判定不服申立書には、不服の理由を具体的に記載するものとする。

(審査委員会による審査)

3. 学生から前項の不服申立てがあった場合には、研究科委員会において審査委員会を設置する。審査委員会は 3 名の委員で構成するものとする。

4. 審査委員会は、修了判定について必要な審査を行う。審査にあたっては、不服申立てをした学生の陳述を聴かなければならない。

5. 審査委員会は、修了判定についての審査の結果を記載した書面を研究科委員会に提出して報告しなければならない。

(研究科委員会における審議)

6. 研究科委員会は、前項の審査委員会の報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。

7. 研究科長は、研究科委員会における審議の結果を修了判定決定書に取りまとめ、これを不服申立てをした学生に交付しなければならない。

(附則)

この申し合わせは、平成 22 年度前期から適用する。

(様式)

令和 年 月 日

修了判定不服申立書

法務研究科長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

修了判定には下記の理由により納得することができませんので、不服申立てを行います。

記

不服の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注) 不服の理由は具体的に記載してください。

インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ

(平成 22 年 11 月 24 日 研究科委員会)

(インターナショナル・ロイヤー・コースの目的)

1. インターナショナル・ロイヤー・コースは、本研究科の教育目的である地域にこだわりつつ世界を見る法曹人の養成のために設置する。

(インターナショナル・ロイヤー・コースの選択)

2. インターナショナル・ロイヤー・コースを選択しようとする学生は、指導教員の承認を得たうえで、2 年次前期の履修登録時に所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

3. 研究科長は、前項の規定によりインターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生の氏名を研究科委員会に報告するものとする。

4. 特別選抜により入学した学生は、原則としてインターナショナル・ロイヤー・コースを選択しなければならない。

(一般のコースへの選択替え)

5. インターナショナル・ロイヤー・コースを選択している学生が一般のコースに選択替えをしようとする場合には、指導教員の承認を得たうえで、各学期の履修登録時に所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

6. 研究科長は、前項の規定により一般のコースへ選択替えをした学生の氏名を研究科委員会に報告するものとする。

(英米法研修ハワイプログラム)

7. 英米法研修ハワイプログラムの履修登録にあたっては、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択している学生を優先する。

(修了証の交付)

8. インターナショナル・ロイヤー・コースを選択のうえ本研究科の課程を修了した学生には、学位記のほかに、研究科長よりインターナショナル・ロイヤー・コース修了証を交付する。

(附則)

この申し合わせは、平成 22 年度入学者から適用する。ただし、第 4 項については、平成 23 年度入学者から適用する。

(附則) (平成 31 年 3 月 6 日)

この申し合わせは、平成 31 (2019) 年度入学者から適用する。

(様式 1)

年 月 日
インターナショナル・ロイヤー・コース選択届
法務研究科長 殿
<u>学籍番号</u> _____
<u>氏 名</u> _____ 印
<u>指導教員</u> _____ 印
私は、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択しますので、その旨届け 出ます。

(様式 2)

年 月 日
一般のコースへの選択替え届
法務研究科長 殿
<u>学籍番号</u> _____
<u>氏 名</u> _____ 印
<u>指導教員</u> _____ 印
私は、インターナショナル・ロイヤー・コースから一般のコースに選択替えを しますので、その旨届け出ます。

(様式 3)

インターナショナル・ロイヤー・コース修了証

氏 名

年 月 日生

本学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程において、
インターナショナル・ロイヤー・コース所定の授業科目の単位
を修得したことを証明する。

年 月 日

琉球大学大学院法務研究科長

氏 名

印

基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の開講方針

(平成 22 年 11 月 10 日 研究科委員会)

基礎法学・隣接科目および展開・先端科目については、原則として、以下のとおり開講するものとする。

1. 基礎法学・隣接科目

授業科目	開講頻度	学期	備考
法律基礎英語Ⅰ	毎年	前期	
法律基礎英語Ⅱ	毎年	後期	
法哲学	毎年	後期・集中	
SDGs と法	毎年	前期	
アメリカ法	毎年	前期	
アメリカ憲法	毎年	後期・集中	
日米関係	毎年	後期	
中国法	毎年	前期・集中	

2. 展開・先端科目

授業科目	開講頻度	学期	備考
租税法Ⅰ	毎年	前期	
租税法Ⅱ	毎年	後期	
自治体法学	毎年	前期	(一部集中講義)
国際社会と法	毎年	前期	
国際法	毎年	後期	
労働法Ⅰ	毎年	前期	
労働法Ⅱ	隔年	後期	偶数年度開講
社会保障法	隔年	前期	奇数年度開講
刑事政策	毎年	後期	
交通事故賠償法	毎年	後期・集中	
民事執行・保全法	毎年	前期	
倒産法Ⅰ	毎年	前期	
倒産法Ⅱ	毎年	後期	
沖縄企業法務	毎年	前期	
沖縄金融法務	毎年	後期	
国際私法	隔年	前期	偶数年度開講(一部集中講義)
国際取引法	隔年	前期	奇数年度開講(一部集中講義)
経済法	毎年	後期・集中	
知的財産法	毎年	前期・集中	
環境法Ⅰ	隔年	後期・集中	奇数年度開講
環境法Ⅱ	隔年	後期・集中	偶数年度開講

米軍基地法	毎年	前期	
性の多様性の尊重と法	毎年	後期	
政策形成と法	毎年	後期	
子どもの教育と法	毎年	後期	
英米法研修ハワイプログラム	毎年	後期・集中	
論文指導Ⅰ	随時	通年	研究者志望の学生対象
論文指導Ⅱ	随時	通年	研究者志望の学生対象
外書講読Ⅰ	随時	前期	研究者志望の学生対象
外書講読Ⅱ	随時	後期	研究者志望の学生対象
展開・先端科目特殊講義Ⅰ～Ⅷ	随時		

※学期欄に「〇期・集中」とある科目は、定期試験期間後に集中講義で行う科目を、備考欄に「(一部集中講義)」とある科目は、通常の授業期間内に一部の授業を行い、定期試験期間後に残りの授業を集中講義で行う科目を表す。

(附則)(平成23年3月30日)

この開講方針は、平成23年度から適用する。

(附則)(平成24年3月28日)

この開講方針は、平成24年度から適用する。

(附則)(平成27年3月18日)

この開講方針は、平成27年度から適用する。

(附則)(平成30年1月31日)

この開講方針は、平成30年度から適用する。

(附則)(平成31年3月6日)

この開講方針は、平成31(2019)年度から適用する。

(附則)(令和2年3月18日)

この開講方針は、令和2年度から適用する。

(附則)(令和3年3月3日)

この開講方針は、令和3年度から適用する。

(附則)(令和4年2月9日)

この開講方針は、令和4年度から適用する。

(附則)(令和5年2月22日)

この開講方針は、令和5年度から適用する。

(附則)(令和6年2月14日)

この開講方針は、令和 6 年度から適用する。

(附則) (令和 6 年 2 月 28 日)

この開講方針は、令和 6 年度から適用する。

(附則) (令和 6 年 3 月 22 日)

この開講方針は、令和 6 年度から適用する。

カリキュラム改正後における新旧授業科目の履修についての申し合わせ

(平成 30 年 4 月 11 日 研究科委員会)

(趣旨)

1. カリキュラムの改正にともない、授業科目が新設されたり、授業科目の開講学期が前期から後期へまたは後期から前期へと変更されたりすることがある。この場合に、旧カリキュラム時に入学した学生（以下、旧カリキュラム学生という）が改正後の新カリキュラムに基づき開講された授業科目を履修することができるか、またカリキュラム改正後に入学した学生（以下、新カリキュラム学生という）が改正前の旧カリキュラムに基づき開講された授業科目を履修することができるかなどについて若干の混乱があるように思われるので、以下のとおり申し合わせることにする。

(原則)

2. 学生は、本研究科を修了するまで、入学時のカリキュラムに基づき開講された授業科目を履修することを原則とする。

(旧カリキュラム学生による履修)

3. 旧カリキュラム学生は、前項の定めるところにより、原則として改正後の新カリキュラムに基づき開講された授業科目を履修することはできない。

4. 前項の定めにかかわらず、旧カリキュラム学生は、カリキュラムの改正にともない基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に新設された授業科目を、旧カリキュラムに基づく授業科目への読み替えをせずにそのまま履修することができる。

5. 第 3 項の定めにかかわらず、法律基本科目または実務基礎科目について、旧カリキュラム学生が改正後の新カリキュラムに基づき開講された授業科目の履修を希望した場合には、すでに最終の旧カリキュラム学生による標準的な履修年度を経過しており、かつこれを認めることが旧カリキュラムに基づく授業科目を履修させるよりも教育上有益であると判断されるときは、その履修を認めることができる。授業科目名の変更があっても、授業内容に実質的な変更がない場合も同様とする。

(新カリキュラム学生による履修)

6. 新カリキュラム学生は、第 2 項の定めるところにより、改正前の旧カリキュラムに基づき開講された授業科目を履修することはできない。

(附則)

この申し合わせは、平成 30 年度から適用する。

履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ

(平成 23 年 7 月 27 日 研究科委員会)

(個人面談の実施)

1. 教員は、指導学生の履修状況および生活状況を把握するとともに、各種相談に応じるため、各学期の履修登録調整期間内に個人面談を実施するものとする。

(個人面談のための資料)

2. 教員は、個人面談の実施にあたって、指導学生の成績表、履修カルテ等の必要資料を法科大学院係から借り出して閲覧することができる。

(個人面談の時間)

3. 個人面談は、各指導学生について 20 分程度を目安とする。

(個人面談実施後の手続)

4. 教員は、指導学生との個人面談を実施した後、履修カルテの指導記録簿にその結果の要旨を記載し、法科大学院係に提出するものとする。
5. 教員は、履修登録調整期間内に、教務情報システム上で指導学生の履修登録状況を確認のうえ、履修登録承認の手続を行う。

(研究科長への報告)

6. 教員は、個人面談の結果とくに必要があると認められる事項については、研究科長に報告しなければならない。

(附則)

この申し合わせは、平成 23 年度後期から適用する。

(附則) (令和 3 年 3 月 17 日)

この申し合わせは、令和 3 年度から適用する。

履修カルテの運用について

令和2年9月9日 研究科委員会承認

1 構成、様式

履修カルテは、学生が記入する学生調査票（様式1）、指導教員が面談時に記入する指導記録簿（様式2）、法科大学院係が作成する成績推移表（様式3）によって構成する。

2 保管

- (1) 履修カルテは、法科大学院係において、学生ごとにファイルを作成し、紙媒体で保管するものとし、元データについては、外部流出を避けるため、スタンドアローンのパソコン又は専用の外付けの電磁的記録媒体において保管するものとする。なお、メールでデータをやり取りしたときには、当該メールに添付されたデータは、確実に削除するものとする。
- (2) 疾病、家族関係等の学生に関する機微な情報（以下「センシティブ情報」という。）のうち、学生が全教員で情報共有することを望まないものについては、学生の希望も踏まえて開示範囲を明確にしたうえで、上記(1)のファイルとは別のファイルで保管するものとする。
- (3) 履修カルテは、学生が修了、退学等により学籍を失ったときから2年後に廃棄するものとする。なお、法務学修生の間は、学籍を有するものとして扱う。

3 学生調査票

- (1) 学生調査票は、每学期末の成績通知日後、次学期の指導教員面談が行われるまでの間に学生に記入（初回以外は更新）させるものとし、学生は、記入後、メール又は電磁的記録媒体で法科大学院係に提出するものとする。
- (2) 法科大学院係は、学生調査票のデータを受領したときは、前記2の方法による紙媒体での保管及びデータの保存をした後、メールに添付されたデータは削除するものとする。
- (3) 学生が学生調査票を提出しないときは、指導教員及び法科大学院係において提出を促すものとする。
- (4) 学生から希望があった場合には、法科大学院係は、前学期に記入した学生調査票のデータをパスワードをかけて学生に配布するものとする。

4 指導記録簿

- (1) 指導教員は、学生との面談をしたときには、指導記録簿にその結果を記録し、作成後、法科大学院係に提出するものとする。なお、センシティブ情報は、全て記録化する必要はなく、記録化した場合の取扱いについては、前記2(2)に準ずるものとする。
- (2) データを受領した法科大学院係の対応は、前記3(2)に準ずる。
- (3) 指導教員は、元データを保管することができるが、情報流出を避ける一般的な措置を講じたパソコン等において、パスワードをかけて保存するものとする。

5 成績推移表

法科大学院係は、学期末の成績通知日の10日後までに、成績推移表を作成し、前記2の方法によって、保管する。なお、成績判定を経していない科目がある場合には、これを除外して作成したうえで、後に適宜修正するものとする。

6 履修カルテの利用

- (1) 教員（非常勤講師、AAを含む。）は、学修指導、履修指導のために必要があるときは、法科大学院係から、履修カルテを借り出して閲覧することができる。ただし、原則として、複写することはできず、また、短期間の利用のために複写したときは、用済み後、直ちに廃棄するものとする。
- (2) 法科大学院係は、履修カルテ貸出簿を用いて、貸出状況を把握し、履修カルテを適切に保管するものとする。
- (3) 前記2(2)のセンシティブ情報については、研究科長及び法科大学院係係長において、毎年度のはじめに定期的にチェックし、必要な範囲で適切に情報が共有・利用されていることを確認するものとする。

以 上

作成日	最終（今回）更新日
-----	-----------

※昨年からの変更点がある場合には、赤字で修正・追記してください（修正部分が分かるように赤字にしてもらうのが一番ですが、項目ごと赤字にしても構いません。）。

※次学期は、今回のデータに上書きしてもらうことになります。次学期に備えて、データを保存しておいてください。

学生調査票

学籍番号		氏名	
入学年度		既修・未修	
居住市町村		通学時間・方法	
最終学歴			

入学前の法学学修経験

※（大学、予備校等、時期と程度などを具体的に）

司法試験及び予備試験の受験歴

現在の学習の場所、時間

平日	
休日	

オーダーメイドゼミの利用の有無等

※チューター名、利用の仕方、感想等

--

オーダーメイドゼミ以外の自主勉強会実施の有無と内容

※いつから、どのくらいの頻度で、誰とどのような内容でやっているか等

--

司法試験過去問の学修状況（何年分を、どのくらいの回数やっているか）

短答式	
論文	

模擬試験の受験状況（既受験回数、今後の受験予定等）

短答式	
論文	

得意科目とその理由

苦手科目とその理由

現在の課題についての自己分析と今後の学修計画

その他（自由記載）

※相談ごとなど、全教員に閲覧されることに支障がある事項については、別綴りで保管できるように別紙の形式で記載し、情報共有してよい教員の範囲を指定（「研究科長限り」、「研究科長及び指導教員」等）してください。

指導記録簿

指導教員名

学籍番号	学生氏名
------	------

面談日 令和 年 月 日

(面談結果要旨)

面談日 令和 年 月 日

(面談結果要旨)

面談日 令和 年 月 日

(面談結果要旨)

面談日 令和 年 月 日

(面談結果要旨)

面談日 令和 年 月 日

(面談結果要旨)

学籍番号

氏名

個人成績

年度・学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
GPA												
順位 (入学年度別)												

本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について

1 はじめに

本法務研究科では、法曹は、別紙1に示すようなマインド（心構え・素質）とスキル（知識・能力）を有している必要があると考える。これらは、法曹にとって普遍的に必要なとされるものであり、法科大学院修了後の司法修習、法曹資格取得後の研修、実務経験、自己研鑽等を通じて、不断に磨いていくべきものであるが、本法務研究科の修了生は、修了の時点で、このようなマインドとスキルにつき、それぞれ一定水準以上のものを修得している必要がある。また、本法務研究科は、「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」の養成を目標としており、その観点からも、修得していることを要するマインドとスキルがある。

本書面は、このような観点から、本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容を明らかにするとともに、その養成方法の概要を示すことを目的とするものである。

2 最低限修得すべき『マインド』について

(1) 法曹としての使命・責任を自覚した上で、その職務遂行にあたって要求される倫理原則について理解し、さらに、これを実践するための高い倫理観を持つことは、法科大学院修了という法曹を目指すための最初の資格を得る段階でも、当然に必要なとされる。

その水準を言葉で表すのは難しいが、最低限、法曹三者の倫理に関連する法令、倫理規定、基準の内容を理解することが必要であり、特に弁護士倫理については、忠実義務・真実義務・利益相反・秘密保持の内容を十分に理解し、さらに、その綱紀・懲戒手続等の制度も理解することが必要である。そして、これらに関する学修の中で感得できるであろう「世間一般から法曹に対して要求されていると考えられる程度の水準」の倫理観を身に付けることを要するものとする。

(2) また、「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」という観点からは、さらに、沖縄の歴史的・地理的特性と（それを踏まえた）地域社会の特性について関心を持ち、これを理解しようとする姿勢を持ちつつ、「地域に根ざす法律家」として、あるいは、「国際的視野を持った法律家」として活動していく心構えを身に付ける必要がある。

3 最低限修得すべき『スキル』について

(1) 総論

スキルについては、その性質上、法科大学院修了段階では、別紙1に掲げた法曹にとって必要なスキルの全部をほぼ完璧な状態にまで修得しているといったことまでは要求されておらず、その一定水準以上のものを身に付けていれば足りると考えられる。それは、

抽象的にいえば、司法修習や法曹としての初期段階の活動を大きな問題なくこなし、かつ、そこでの経験を有意義なものとしてその後の法曹としての活動に活かすことのできる程度のものであるということになろう。以下、一つ一つのスキルにつき、本法務研究科修了時点で修得しておくべき内容・水準について言及しておく（「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」という観点からみて必要なものも含む。）。

なお、文部科学省の専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムに基づいて法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループが2010年9月に公表した『法科大学院共通の到達目標第2次案修正案』（以下「共通の到達目標」という）で示されている内容は、本書面で、本法務研究科の学生に最低限修得すべきものとして要求している内容がある程度具体化したものであり、前者は後者に含まれているといえる。したがって、本法務研究科では、共通の到達目標で示されている内容を、本法務研究科の学生が最低限修得すべきスキルの一部として位置付けることとする。

（2）各論

ア （基礎的法的知識）

基礎的な法分野については、最低限、共通の到達目標で示されている水準まで、法的知識を身に付けていることを要する。

イ （専門的法的知識）

分野ごとに水準は異なるであろうが、その分野で論じられている事柄の背景にある問題意識を理解した上で、基本的な知識を身に付けている必要がある。

ウ （法情報調査力）

問題となる事実関係に応じて、紙媒体に限らず、インターネット等の情報源や電子データベースをも駆使して、関連する法令を網羅的に抽出し、さらに必要に応じて、その解釈適用例や制定背景に関する情報を収集する能力を身に付けることを要する。なお、少なくとも、国内法令の調査能力については、一定の時間をかければ、必要な情報を収集し、これを的確に理解できるという水準にまで達している必要がある。

エ （事実調査能力・事実認定能力）

事実認定能力については、証拠能力、証拠力、証明度、裁判上の証明と科学的証明との関係などの事実認定に関する基本的な概念についての正確な理解を踏まえ（これらは法的知識ともいえる）、事実認定の基本的仕組み等（直接証拠型の実事認定と間接証拠型の実事認定の相違点、間接事実による主要事実の認定の仕方等）を理解している必要がある。また、証言の信用性等の個別の証拠評価を踏まえた総合的な事実認定の仕方についても、その概要も理解しておく必要がある。

なお、事実調査の具体的技法等の事実調査能力の中心部分は、司法修習以降の段階でなされることになると思われるが、本法務研究科修了段階でも、事実調査の手法とその技術の概要を理解し、簡単な事情聴取ができる程度の技術を身に付けておくことは必要である。

オ （法的分析・推論能力）

問題となる事案に対して適用される法を見出し、その法の要件と効果に関する正確な理解を前提とした上で、事案中の事実関係の中から、法的に意味のある事実を適切に抽出して、これに法を適用することによって妥当な結論を導く能力である。基礎的法的知識と重複する部分も多くあるところであり、法令の主要な条項については、立証責任の面も意識しながら、その要件と効果についての深い理解を得ておく必要がある。また、重要な最高裁判例のあるような事例や実務的によく現れるような典型的な事案においては、適切に事実を抽出し、妥当な結論を導けるようになっていることを要する。

カ （創造的・批判的検討能力）

未解決の問題あるいは未知の問題に対して対応し、法や実務を発展させていくために必要な能力である。本法務研究科修了段階では、少なくとも、このような「創造的・批判的検討能力」の内容及び重要性を理解し、初見と思われる問題に対しても原理原則等基本から考えることによって一定の妥当性を有する対応ができる程度の応用能力を身に付けておく必要がある。

キ （法的議論・表現・説得能力）

法的問題を検討するための整理されたメモ（事実関係、問題点、適用法規、結論、理由等が整理されたメモ）を作成する能力、法的議論を効率よく展開し、口頭または文書のいずれでも、問題に対する自分の意見と理由を明確かつ論理的に表現できる能力である。必要とされる水準を明確に表すのは難しいが、要点を絞った分かりやすい議論、表現ができるようになることが必要である。

ク （コミュニケーション能力）

コミュニケーションに関する具体的な技能の修得・向上は、修了後の実務における訓練によることとなるが、本法務研究科修了時点では、その基礎的部分を修得しておく必要がある。すなわち、法曹としての活動におけるコミュニケーション能力の意義・重要性を理解した上で、コミュニケーション能力に関する基礎的技法を修得していることを要する。

ケ （地域にこだわりつつ世界を見る法曹人として必要なスキル）

ホーム・ロイヤーを目指す学生は、住民の日常的な法律問題に対応できる程度に、沖縄の地理的、歴史的、文化的、政治的特性を理解していることが必要である。インターナショナル・ロイヤーを目指す学生は、これらの特性を理解した上で、これに立脚した国際的視野を持つことが必要である。

コ （問題解決能力）

これまでに掲げたスキルを駆使して問題を解決する総合的な能力である。本法務研究科修了時点で必要とされる水準を明確に表すのは難しいが、少なくとも、全てのスキルは問題解決という目的に向けられてこそ意味があるという認識をもってスキル相互間の関係を体系的に理解し、それほど複雑ではない典型的な紛争事例においてこれらのスキルを用いて一定の妥当性を有する解決案を提示できる程度に身に付けていることが必要である。

また、問題解決には様々なアプローチ（法的、経済的、政治的の各アプローチ等）があり、さらに法的アプローチにも様々な手法（訴訟、仲裁、調停、和解等）があることを理解した上で、それぞれの選択肢の特質についても理解し、それほど複雑ではない典型的な紛争事例において一定の妥当性を有する選択ができることも必要である。

4 マインドとスキルの養成方法に関する基本的な考え方

前記2及び3で言及したマインドとスキルは、全ての科目・授業において涵養していくべきものではあるが、比重の置き方は均一ではない。その養成方法に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。なお、今後は科目系統ごとの養成方法に関する基本的な考え方についても検討し、明示していくこととする。

(1) 法律基本科目のうち講義科目

主に、基礎的法知識の基本的部分とそれをベースにした法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を養成する（基礎的・基本的部分の養成）。

(2) 法律基本科目のうち演習科目

主に、基礎的法知識のうち重要なものについてさらに理解を深めるとともに、より高度な法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を養成する（応用力の養成）。

また、具体的な事案を検討する中で、法情報調査力、創造的・批判的検討能力の基礎を養成し、さらに、総合力としての問題解決能力の基礎を身に付けさせる。

(3) 実務基礎科目

主に、事実調査能力・事実認定能力、コミュニケーション能力等の法曹としての専門技能に関する基礎的部分を修得させるとともに、法曹としての責任感・倫理観を養成する。また、実際の事件に近い事案を検討させる中で、より実践的な法的知識、法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を身に付けさせ、これらを総合した問題解決能力の基礎を身に付けさせる。

なお、法曹として必要なマインドを涵養することの重要性にかんがみ、法曹倫理を独立した科目として法曹倫理をおく。

(4) 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目

主に、基礎法や比較法あるいは専門的な分野に関する法的知識とそれをベースとした法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力等を身に付けさせるとともに、特に地域にこだわりつつ世界を見る法曹人を養成するための科目も設け、この分野に関する専門的な法的知識とともに、グローバルな法曹人として必要なマインドとスキルもあわせて養成する。

5 今後の取扱い等

別紙1の法曹に必要なマインドとスキルは、ある程度普遍的なものではあるものの、時代や社会情勢による影響を受けることは否定できない。また、共通的到達目標で示されている必要な法的知識に関しては、法改正や判例の展開を踏まえて不断に見直していくべきものである。

そこで、本法務研究科は、共通的到達目標の内容の妥当性について、不断に見直すとともに、本書面で示した本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容についても、少なくとも5年に1回、その妥当性について再検討し、必要に応じて、改訂していくこととする。

別紙 1

【法曹に必要なマインド】

- 1 法曹としての使命・責任を自覚していること
- 2 法曹として職務を遂行するに当たり要求される倫理原則について理解するとともに、これを実践できる高い倫理観を有していること

【法曹に必要なスキル】

- 1 **（基礎的法的知識）** 基礎的な法分野についての深い法的知識を有していること
- 2 **（専門的法的知識）** 応用的な分野や先端的な法律問題についても関心を持ち、少なくともこれらの分野のうちの一つ以上については、専門的な法的知識を有していること。
- 3 **（法情報調査力）** 必要な法情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力を身に付けていること
- 4 **（事実調査能力・事実認定能力）** 解決すべき問題に関する情報を適切に収集する能力及びそこで得られた資料を分析して事実関係を正しく把握する能力を身に付けていること
- 5 **（法的分析・推論能力）** 解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い、その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力を身に付けていること
- 6 **（創造的・批判的検討能力）** 現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力を身に付けていること
- 7 **（法的議論・表現・説得能力）** 法的議論を展開し、理論的、説得的に自らの意見を表明できる能力及び第三者に対し、口頭または文書によって、問題解決に向けての自らの意見を解りやすく伝える能力を身に付けていること
- 8 **（コミュニケーション能力）** カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の問題解決のために必要とされるコミュニケーションの技法や能力を身に付けていること
- 9 **（問題解決能力）** 以上に掲げた能力を駆使し、社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力を身に付けていること

琉球大学大学院法務研究科における長期履修制度実施要項

平成 24 年 1 月 11 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 本要項は、琉球大学大学院学則第 18 条及び琉球大学大学院法務研究科規程第 7 条に基づき、琉球大学大学院法務研究科における長期履修制度について定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限では教育課程の履修が困難な者を対象とし、事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できるようにするものである。

(出願資格)

第 3 条 長期履修制度に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、最終修業年度に在学している者の申請は認められない。

- (1) 職業を有する者
- (2) 育児、出産又は長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情により、標準修業年限で修了することが困難であると研究科委員会が認めた者

(計画的履修)

第 4 条 長期履修を希望する者は、あらかじめ指導教員（指導教員が不明の場合には教務委員長）に、長期履修の必要性及び履修計画を相談し、その承諾を得なければならない。

(出願手続)

第 5 条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる時期に長期履修申請書（様式 1）を提出するものとする。

- (1) 新入生は、入学手続期間内（ただし、やむを得ない事情がある場合には、2 月末日まで）
 - (2) 在学生は、2 月 1 日から 2 月末日まで
- 2 長期履修を希望する者は、前項に定める長期履修申請書のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 長期履修計画書
 - (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している場合）
 - (3) 理由説明書（育児等に当たっている場合）

(審査方法)

第 6 条 法務研究科委員会は、提出された長期履修申請書等を審査し、長期履修計画の諾否を決定する。

(修業年限)

第7条 長期履修学生の修業年限は、4年間、5年間又は6年間とする。ただし、長期履修学生が在学することができる期間は6年を超えることができない。

2 休学期間は、長期履修の修業年限に含めないものとする。ただし、休学期間は、標準修業年限を超えることはできない。

(授業料)

第8条 長期履修が認められた場合の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）第2条第2項に基づいて計算される。

〔例〕（大学が定めた授業料年額×標準修業年限）÷長期履修期間の年数

2 長期履修期間満了の後の授業料は、通常に戻る。

3 修業年限を短縮することが認められた場合に納入しなければならない授業料は、料金規程第8条第2項に基づき計算される。

(長期履修期間の延長)

第9条 長期履修期間の延長は認めない。

(長期履修期間の短縮)

第10条 長期履修を必要とする理由が消滅し、標準修業年限で修了が見込める場合には、長期履修短縮願（様式2）を提出することにより標準修業年限への短縮を申請することができる。

2 法務研究科委員会は、前項の短縮申請を相当と認めたときは、これを許可するものとする。

3 前項の規定に基づき短縮申請が許可された場合には、短縮に係る授業料の差額を納入しなければならない。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、法務研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附則

この要項は、平成24年1月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成30年3月7日）

この要項は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月6日）

この要項は、平成31年4月1日から適用する。

様式1

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

法務研究科長 殿

法務研究科法務専攻

氏 名 _____ 印

下記のとおり、長期履修を希望するので申請します。

記

受験番号（学籍番号）		
入 学 年 月	修 了 希 望 年 月	履 修 期 間
年 月	年 月	年 か月
在学中の勤務先名（職種）	()	
在学中の勤務先所在地	〒 - TEL _____	
申請理由 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		
指 導 教 員 の 意 見	_____ _____ _____ _____	
	指 導 教 員 氏 名 _____ 印	

* 育児等を理由として長期履修を希望する者は、勤務先名欄及び勤務先所在地欄には何も記載せず、申請理由欄に「別添の理由説明書記載のとおり」と記載の上、別途、理由説明書を提出すること。

様式2

長 期 履 修 期 間 短 縮 願

年 月 日

法務研究科長 殿

法務研究科法務専攻

氏 名 _____ 印

下記のとおり、長期履修期間を短縮したいので許可願います。

記

学 籍 番 号	
入 学 年 月	年 月
当初の修了年月	年 月
当初の履修期間	年 か月
短縮後の修了年月	年 月
短縮後の履修期間	年 か月
短縮理由 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
指 導 教 員 の 意 見	_____ _____ _____ _____
	指 導 教 員 氏 名 _____ 印

琉球大学大学院法務研究科における長期履修制度の実施要項第3条第3号に定める出願資格に関する申合せ

(令和3年11月10日研究科委員会)

(趣旨)

第1条 本申合せは、琉球大学大学院法務研究科における長期履修制度の実施要項（以下「実施要項」という。）第3条第3号に定める出願資格の認定に関し、必要な事項を定める。

(運営委員会による事前の検討)

第2条 実施要項第3条第3号に定める出願資格によって長期履修の申請があった場合には、運営委員会において出願資格の有無について検討し、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

(研究科委員会による審議)

第3条 研究科委員会は、前条の報告も踏まえて、出願資格について判断する。

(審査の要点)

第4条 前2条による検討・審議においては、以下の諸点を総合的に考慮するものとし、特に法学未修者については、学修環境に何らかの問題を抱えている者が標準修業年限内に修了するのは困難な場合が多いと考えられることも十分に考慮するものとする。

- ①標準修業年限内に修了が見込めない要因と、これに関する本人の帰責性の有無及び程度
- ②学修意欲の程度
- ③学修計画の具体性と実現可能性
- ④長期履修の期間の妥当性

(指導教員との連携)

第5条 前3条による検討・審議の過程において、学修計画や長期履修の期間などについて修正や変更の必要があることが判明したときは、研究科長は、指導教員にその旨を伝え、指導教員は、必要な指導を行うものとする。

(附則)

この申し合わせは、令和4（2022）年1月1日から適用する。

琉球大学大学院法務研究科法務学修生に関する要項

(平成 20 年 10 月 15 日 研究科委員会)

(趣旨)

1. この要項は、琉球大学大学院法務研究科規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 24 条第 2 項の規定に基づき、法務学修生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(資格)

2. 本研究科において法務学修生として在籍できる者は、本研究科を修了した者とする。

(出願)

3. 法務学修生として在籍を志願する者は、所定の期間内に研究科長に申請しなければならない。在籍期間の更新を希望する者も同様とする。

(在籍期間)

4. 法務学修生の在籍期間は、前学期（4 月 1 日から 9 月 30 日）及び後学期（10 月 1 日から 3 月 31 日）のそれぞれ 6 ヶ月とする。

(2) 法務学修生の在籍期間は、通算して 5 年を超えることはできない。

(学修支援料)

5. 法務学修生として申請した者は、琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第 49 条第 1 項に基づき、1 期（6 ヶ月）につき学修支援料（30,000 円）を所定の期日までに納入しなければならない。既納の学修支援料はこれを返還しない。

(2) 学修支援料は、大学院学則第 49 条第 4 項に基づき、本研究科修了後、引き続き法務学修生となる場合、最初の学期（4 月から 9 月又は 10 月から 3 月）については、これを免除する。

(司法試験の成績等の報告)

6. 法務学修生は、受験した司法試験の成績（可能な範囲で再現答案を含む）及び進路等について研究科長に報告するものとする。

(雑則)

7. この要項に定めるもののほか、法務学修生に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(附則)

この要項は、平成 20 年 10 月 15 日から適用する。

(附則) (平成 24 年 3 月 28 日)

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 30 年 3 月 22 日)

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 6 年 2 月 14 日)

この要項は、令和 6 年 2 月 15 日から適用する。

○琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の
取扱いに関する申合せ

(平成 26 年 9 月 16 日全学教育委員会決定)

改正 令和 6 年 5 月 31 日

第 1

この申合せは、暴風等による事故の発生を防止する事を目的とし、暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第 2

- 1 沖縄本島内に暴風警報又は暴風特別警報が発表されている間は、授業及び期末試験(以下「授業等」という。)を休講とし、期末試験を予備日に順延する。
- 2 沖縄本島内中南部市町村(別表)の全域又は一部に大雨特別警報が発表されている間は、授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。
- 3 第 1 項及び第 2 項に定める暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報(以下「暴風警報等」という。)が授業等の開始後に発表された場合は、速やかに授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。
- 4 暴風警報等の解除に伴う授業等の取扱いは次に掲げるとおりとする。
 - (1) 午前 6 時 30 分までに、暴風警報等が解除された場合は、第 1 時限から授業等を行う。
 - (2) 午前 11 時までに、暴風警報等が解除された場合は、第 3 時限から授業等を行う。
 - (3) 午後 4 時までに、暴風警報等が解除された場合は、第 6 時限から授業等を行う。
 - (4) 午後 4 時までに、暴風警報等が解除されない場合は、当日行われる予定の授業等は引き続き休講とし、期末試験を予備日に順延する。

第 3

予備日は期末試験期間終了後に続く必要日数の平日とする。

第 4

- 1 第 2 第 2 項に該当しない地域において、大雨特別警報が発表され、安全に授業に出席することができない学生については、これを欠席扱いとはしない。また、当該学生が期末試験を受験できない場合は、追試験等を行うものとする。
- 2 沖縄本島内の一部の地域において、波浪特別警報又は高潮特別警報が発表された場合においては、前項を準用する。
- 3 第 1 項又は第 2 項に該当する学生については、原則として警報が解除されてから 7 日以内に各学部等事務室(共通教育等科目は学生部教育支援課、専門科目は各学部事務部学務担当)へ申し出るものとする。なお、欠席扱いとしない場合の取扱いについては、

「教育実習生の実習期間中の講義の取り扱いについて(昭和47年6月27日評議会制定)」に準ずる手続により行う。

第5

この申合せに定めのない授業又は期末試験の取り扱いについては、学長及び教育を担当する副学長が協議の上、休講等の措置を決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年9月16日から実施する。
- 2 暴風警報発令に伴う授業及び期末試験の取り扱いに関する申合せ(昭和63年10月25日制定)は、廃止する。

附 則(令和6年5月31日)

この申合せは、令和6年5月31日から実施する。

別表

沖縄本島内 中南部市町 村	読谷村、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、与那原町、南城市、豊見城市、八重瀬町、糸満市
---------------------	---

別紙

琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取り扱いに関する申合せ関係
[別紙参照]

別紙（琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ関係）

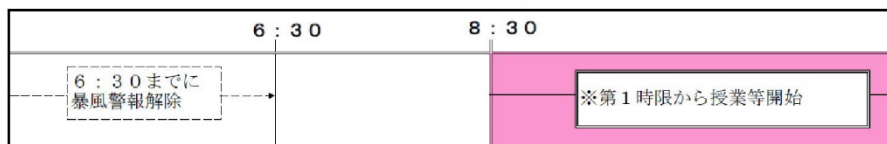
1. 台風接近の際は、テレビ・ラジオ等の台風情報に十分注意してください。

2. 警報・特別警報の種類とその発表地域における授業・期末試験の取扱い

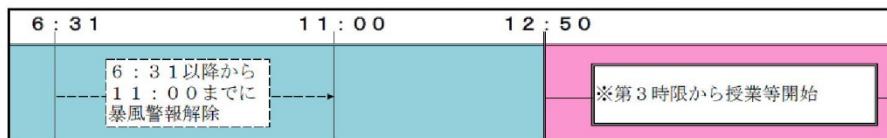
警報・特別警報		発表地域	授業・期末試験の取扱い		
暴風警報等	暴風警報	本島内	授業：休講		
	暴風特別警報		期末試験：予備日に順延		
	大雨特別警報	中南部市町村	授業：休講		
			期末試験：予備日に順延		
大雨特別警報		中南部以外	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない		後日申し出が必要
			期末試験を受験できない場合：追試験等		
波浪特別警報		本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない		
			期末試験を受験できない場合：追試験等		
高潮特別警報		本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない		
			期末試験を受験できない場合：追試験等		
その他		本島内	学長、教育を担当する理事が協議の上、決定する。		

3. 本申合せに関する参考事例

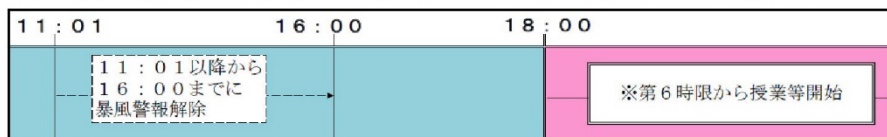
(1) 暴風警報等が午前6時30分までに解除された場合、第1時限から授業等開始



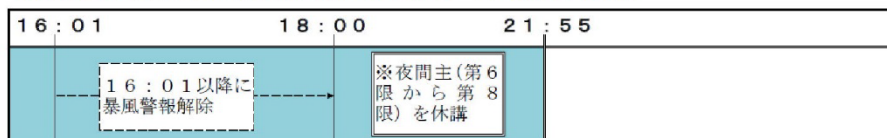
(2) 暴風警報等が午前6時31分以降から午前11時までに解除された場合、第3時限から授業等開始



(3) 暴風警報等が午前11時01分以降から午後4時までに解除された場合、第6時限から授業等開始



(4) 暴風警報等が午後4時01分以降に解除された場合、当日の授業等は休講



注：暴風警報等の発表・解除の時間については、沖縄気象台の発表時間によります。

学生及び法務学修生による資料室図書の借出しに関する規則

(令和 4 年 2 月 9 日研究科委員会)

法務研究科の学生及び法務学修生は、法務研究科が資料室において管理する図書について、一回につき二冊まで、借出日当日に限り、資料室外に借り出すことができる。この場合、資料室に備置する借出ファイルに、借出時には借出人の氏名、書名、及び借出日を、返却時には返却日を、記入しなければならない。

(附則)

この規則は、令和 4 (2022) 年 2 月 9 日から適用する。

授 業 科 目 の 内 容 等

●法律基本科目

公法系科目

授業科目名 (科目番号)	履修年次 選必の別	単位	講義等の内容	担当者
憲法Ⅰ LAW31101	1年前期 必修	2	憲法は、国民への基本的権利・自由の保障をめぐる一定の約束と、国が踏まえるべき一定の法原理・法原則、さらには公的機関の基本的仕組みについて定める基本法である。本講義では、「憲法(人権)総論」(国および地方の)「統治機構」を扱う。とりわけ、「国会」「内閣」「司法」といった統治機構の部分を重点的に、この授業で主に扱う。立憲主義、国民主権、憲法の最高法規性といった基本原理を憲法Ⅰで学ぶことは、基本的人権を中心とする後期の憲法Ⅱの学修をより深いものにする。統治に関する条文の確認をしっかりを行い、判例・学説の解釈を手がかりとして、体系的な理解を図っていく。	西山 千絵
憲法Ⅱ LAW31102	1年後期 必修	2	本講義では、「基本的人権」を扱う。基本的権利をめぐる争われた裁判例の展開をもとに、憲法の条文と、実際の個別具体的事案を踏まえた条文解釈によって導き出され、今に至る憲法について考えたい。人権に関する憲法の条文はシンプルであり、相対的概念が比較的多用されている。そのため、少ない文言の基礎にある思想・理念の理解が、解釈の作業において欠かせず、判断の集積である判例の学修がきわめて重要な科目である。講義では、条文ごとに、判例の全体的な把握を目指し、抽象的な条文の内容から、個別具体的な人権の保障がどこまでの範囲に及びうとされてきたかを確認する。	小林 祐紀
憲法問題研究 LAW31103	1年後期 選択	1	初学者を念頭に、憲法判例百選に掲載されている重要判例を下敷きにした事例問題を題材として、答案作成・討論からなる演習を行う。具体的には、①事案が法的にどのような意味をもちうるか(問題発見)、②条文を解釈・適用して(関連条文の選択)、③各当事者の観点からの憲法論をどう導くかという法的議論(規範定立からあてはめまで)を、できる限り受講者と一緒に組み立てていく、という進め方となる。授業の中や事前学修等で答案作成を実際に各自行ってもらうことになるが、現段階では内容において不十分なもので構わない。2年次以降の本格的な演習に円	鎌田 晋

			滑に移行できるように橋渡しをすることがこの授業の目的であるので、自らの思考過程を文書化する能力を高めてもらいたい。	
行政法Ⅰ LAW32104	2年前期 必修	2	行政法Ⅰは、行政法学の総論分野を取り扱う。とりわけ、行政法総論のうち、行政活動に関する一般的な法理論および法原則の概説を目的とする。行政法の基本構造についてできるだけ明確に、かつ行政と市民との具体的な関わりを意識しながら、体系的に説明することで、行政法規の全体像を明確に理解できるようにする。司法試験に合格するためには、実定法の構造・枠組み理解と条文解釈、裁判例の精査が不可欠であるため、これらについても可能な限り言及するものの、まずはその前提となる行政法学の基本的知識の習得を目指すこととする。	橋本 聖美
行政法Ⅱ LAW32105	2年後期 必修	2	行政法Ⅱは、行政による action に納得いかない場合に行政客体から行政主体に向けた reaction をなす作用、いわゆる「救済法」を検討対象とする。国家賠償、損失補償、行政不服申立て、行政事件訴訟について実定法の構造・枠組み理解と条文解釈、裁判例の精査を中心に進める(なお、時間が限られるので、行政不服申立てについては基本事項のみに触れ、残る内容については、まず行政事件訴訟、次いで損失補償及び国家賠償に重点を置いて検討する)。 行政法Ⅱの内容はこれから法曹として行政紛争に向き合う際により直接的な基礎・「道具」となる。最適な訴訟選択や本案の検討に際しては、前記諸法律の条文理解と判例法理の意義・内容精査が不可欠である。国民の実効的な権利「救済」のために必要な行政法的思考を身につけてもらいたい。	橋本 聖美
憲法演習Ⅰ LAW32201	2年前期 必修	1	憲法の基礎を一通り学び終えたことを前提に、判例を中心的素材に、それを応用する能力を修得することを目的とした演習科目である。この科目では、事例問題を中心にして進め、憲法的紛争の具体的解決を、問答形式で解明していく。具体的には、受講生は設問について構想を練り、それに対して質疑応答を重ねて各論点に関する理解を深める。その際、類似の具体的事例に即して、どのように判例ではこの論点を判断しているのかを(先例との事例的相違を踏まえつつ)学修する。	西山 千絵
憲法演習Ⅱ LAW32202	2年後期 必修	1	主要判例を着実に踏まえながら憲法の基本論点の体系的な理解を深めること、さらにその知識を具体的事案に即して応用する能力を培うことを目的とする。この科目でも、事例演習を中心にし	小林 祐紀

			て進める。憲法上の重要論点のすべてを網羅するのではなく、限りある講義回数の中で、できるだけ汎用性の高い論点を抽出し、各事例を徹底的に探求することで堅固な応用力を身に付けることを重視する。具体的には、毎回の演習のための準備として、受講生は事例について論述の概要を作成して提出することが課せられる。以上の点を憲法演習Ⅰに引き続いて、本演習科目の到達目標として追求する。	
行政法演習 LAW33203	3年前期 必修	2	行政活動の根拠法の目的および仕組みについての十分な理解を踏まえ、現代行政の紛争過程における多様な当事者の存在も意識しながら、参加者全員での「演習」を進める。 行政訴訟の場合、原告はどのような「争いかた」を選択すべきなのかということや、選択に係る訴訟要件は満たされるのかという理解を必要とする。まずは多様な事例の中でそれらを見極める能力を身につけなければならない。もっとも、「入口」に入れても、そのまま「出口」に出られるわけではない。さらに本案での違法主張については原告・被告双方の主張と反論を想定しながら見極める思考や能力が問われる。行政法Ⅰ・Ⅱでの学修を踏まえてこの演習に臨んでもらいたい。あわせて、論述を行う際に他者に伝える文章力・構成力についても、少人数かつ全員による討論を通じて向上させていく。	橋本 聖美
憲法応用演習Ⅰ LAW33205	3年前期 選択必修	1	憲法演習Ⅰ・Ⅱでの学修を踏まえ、司法試験論文問題を念頭に置いた事例形式の設問の検討を行う。事前準備として司法試験本番を意識した答案作成を全員に課し、当日は全員で徹底して議論することによって、実務的な紛争解決のあり方を修得する。前期の憲法応用演習Ⅰでは、重要論点に特化し、先例との事例的相違を踏まえた理論思考ができているかを入念に確認するとともに、一層の応用力を身につけてもらう。	西山 千絵 上里 好平
憲法応用演習Ⅱ LAW33206	3年後期 選択必修	1	本演習は、前期のⅠと同様、司法試験論文問題を念頭に置いた事例形式の設問の検討を行う。事前準備として司法試験本番を意識した答案作成を全員に課し、当日は全員で徹底して議論することによって、実務的な紛争解決のあり方を修得する。後期の憲法応用演習Ⅱでは、近時の憲法問題を多く取り入れることで、これまで修得した事項を初見の問題でも適切に反映させられる思考力・応用力を身につけてもらう。	小林 祐紀 上里 好平

行政法応用演習 LAW33207	3年後期 必修	1	司法試験論文問題を念頭に置いた事例形式での設問検討を行う。事前準備として、司法試験本番を意識した答案作成(120分での解答、原則手書きによる答案作成)を全員に課し、当日は全員で徹底して議論することで、実務的な紛争解決のありかたを修得する。	橋本 聖美
---------------------	------------	---	---	-------

刑事法系科目

授業科目名	履修年次 選必の別	単位	講義等の内容	担当者
刑法総論Ⅰ LAW31301	1年前期 必修	1	刑法総論の基礎を徹底的に理解し、その基礎から様々な事例を処理することが出来るための力を付けることを目指します。毎回、講義内容を事前に確認し、何が分かり、何が分からないかを明確にして授業に臨んでください。授業では私と一緒に考えながら、予習では分からなかった部分の理解を深めていただきたいと思います。その上で、改めて、授業内容を復習するとともに、さらに皆さん自身が判例や文献等に広く当たること、学習を深めて下さい。本講義の到達目標は、基本用語、概念、主要な学説や判例について、理解し記憶し、その上で、きちんと表現できることに置きます。	齋藤 実
刑法総論Ⅱ LAW31302	1年後期 必修	1	授業方法や内容についても刑法総論Ⅰと同じです。もっとも、刑法の中でも例外的な場面を扱うことが多くなり、学習内容の難易度もあがります。そのため、刑法総論Ⅰの復習をしながら授業に臨んでください。	齋藤 実
刑法各論Ⅰ LAW31303	1年前期 必修	1	本講義では刑法の中の個別の犯罪に関する各論について学修します。本講義の目的は、刑法の各犯罪の構成要件等を、保護法益やその犯罪の本質から理解することです。 各論Ⅰでは、刑法各論のうち、殺人罪から始まる個人的法益を中心に扱います。 授業方法は、事前に指示に沿って予習を行ってもらい、講義時間中には予習を前提に、各犯罪の構成要件の確認、重要判例の考察等を行います。 刑法は、そこに書かれたことに違反した場合には、「刑罰」という、時に身体的拘束、最も重い場合には命を奪う死刑を科すことを含む法律です。その人に刑罰を与えると言う意味をしっかりと考えてください。	矢野 恵美

			なお、本講義では SDGs と刑法の関係についても学びます。	
刑法各論Ⅱ LAW31304	1年後期 必修	1	本講義では、各論Ⅰに続いて、個人的法益のうちの財産犯から始まり、社会的法益、国家的法益に関する犯罪を扱います。SDGs と刑法の関係についても学びます。講義方法は各論Ⅰと同様です。	矢野 恵美
刑法問題研究 LAW31305	1年後期 選択	1	刑法に関する基本的な事例問題題材にしな がら、①事例を理解する力、②刑法的な問題を 発見する力、③発見した問題を処理する力、④ 具体的に文章にする力、を伸ばすことを目的に します。	齋藤 実
刑事訴訟法Ⅰ LAW31306	1年前期 必修	2	刑事手続は、大きく分けて捜査と公判に分け られますが、刑事訴訟法Ⅰでは、このうち捜査 段階を中心に扱い、主要な論点をめぐる判例・ 学説を解説し、具体的な事例を解決することが できる応用力と思考力を養うことを目標としま す。 また、講義では、まず、全体の刑事手続を概 観することで、刑事手続の流れと全体像を理解 し、常に学修する内容がどの手続段階に関する ものなのか意識できるようにします。	川澄 真樹
刑事訴訟法Ⅱ LAW31307	1年後期 必修	2	刑事訴訟法Ⅱでは、公判段階(上訴、非常救 済手続を含む。)を中心に扱い、主要な論点を めぐる判例・学説を解説し、具体的な事例を解 決することができる応用力と思考力を養うこと を目標とします。 また、刑事訴訟法は手続法であり、刑事訴訟 法Ⅰで学修した手続や内容が刑事訴訟法Ⅱに 関連することがあります。そのため、刑事訴訟 法Ⅱを受講する際には、絶えず刑事訴訟法Ⅰ の復習にも心掛けて下さい。	川澄 真樹
刑法演習Ⅰ LAW32401	2年前期 必修	1	ひととおり刑法の基礎を学び終えたことを前 提として、これらの知識を総合的に用いて、さら に実際の場面への応用を目指します。刑法 上の主要テーマに関する事例式の課題を与え、 教員からの問いかけに対し、全員で議論を行う ことによって理論的な問題点の発見と妥当な解 決を考えてもらいます。本講義の到達目標は、 様々な事案に対して刑法学の知見を適正に活 用して、自ら考え、法的・論理的な思考経路をた どって結論を導き出すことができるようになるこ と、およびそのような思考を法的に適切な表現 で文書化する能力を身につけることです。	矢野 恵美 齋藤 実

刑法演習Ⅱ LAW32402	2年後期 必修	1	刑法演習Ⅰと同様です。	矢野 恵美 齋藤 実
刑事訴訟法演習 LAW32403	2年後期 必修	2	対話型の演習である。ひととおり刑事訴訟法の理論と実務の基礎を学び終えたことを前提として、これらを総合的に用いて、さらに実際の場面への応用を目指す。現代の社会においてしばしば問題となっている刑事訴訟法上のテーマについて事例式等の設問を与え、十分に予習させ、理論的実務的な問題点(論点)がどこにあるかを発見させたうえで、妥当な解決方法を考えさせる。	宮尾 徹
刑法応用演習Ⅰ LAW33405	3年前期 選択必修	1	刑法で学んできた判例や学説に関する知識を、事案分析を通じて、正確に使えるようになることを第一の目標とします。さらに、事案分析の能力を一層高めることで、実務でも十分に対応できる能力を養います。	矢野 恵美 齋藤 実
刑法応用演習Ⅱ LAW33406	3年後期 選択必修	1	内容については刑法応用演習Ⅰと同様です。ただ、刑法応用演習で身に付ける能力は一朝一夕では身につけません。そのため、1年をかけてこのような能力をじっくりと養いたいと思います。	矢野 恵美 齋藤 実
刑事訴訟法 応用演習 LAW33407	3年後期 必修	1	対話型の演習である。刑事訴訟法演習で学んだことを踏まえ、さらに複雑で具体的な事例問題を素材とした演習を行うことを通じて、事実を多角的に分析し、理論と実務の架橋を意識しながら、法を適切に解釈し適用する総合的な能力を養成することを目的とする。	宮尾 徹

民事法系科目

授業科目名	履修年次 選必の別	単位	講義等の内容	担当者
民法Ⅰ LAW31501	1年前期 必修	3	民法第一編「総則」、第三編債権第一章総則第二節債権の効力第一款「債務不履行の責任等」及び第二章契約第一節「総則」を主な対象とし、実際の紛争解決を念頭におきながら、判例等のケースの検討を中心とした講義を行い、基本的な法規範の体系的理解等基礎力を養成するとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎の涵養を図る。法的に思考し議論する能力等を鍛えるためにいわゆるソクラテスメソッドも用い、また、法的に分析し文書を作成する能力等を涵養するためにレポートも課す。	宮城 哲

民法Ⅱ LAW31502	1年前期 必修	3	民法第三編債権第二章「契約」(第一節総則を除く)、第三章「事務管理」、第四章「不当利得」及び第五章「不法行為」を主な対象とし、実際の紛争解決を念頭におきながら、判例等のケースの検討を中心とした講義を行い、基本的な法規範の体系的な理解等基礎力を養成するとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎の涵養を図る。法的に思考し議論する能力等を鍛えるためにいわゆるソクラテスメソッドも用い、また、法的に分析し文書を作成する能力等を涵養するために小テストも行う。	宮城 哲
民法Ⅲ LAW31503	1年前期 必修	2	本授業は、民法財産編のうち物権法分野の所有権、占有権、そして用益物権(地上権・永小作権・地役権)と家族法のうち相続法に関する問題を扱う。物権法分野においては、所有権・占有権を有しているとはどういう状態を言うのか、所有権・占有権を有することにより、どのような効果が認められるか、所有権・占有権の主張が対立した場合、どのように判断されるのかという問題を具体的な判例を基に考え、その判断手法と結論を修得することを目指します。また、相続法分野においては、相続法の全範囲について、基本的な知識・基本原理を確認しつつ、具体的事例に応じて問題解決する訓練を行い、具体的法的問題を解決するのに必要な法的分析力を修得することを目指します。	藤田 雄士
民法Ⅳ LAW31504	1年後期 必修	2	民法Ⅳでは、担保物権(留置権、先取特権、質権、抵当権、その他非典型担保)と債権総論のうち損害賠償以外の分野、具体的には債権の目的、受領遅滞、債権者代位・詐害行為取消、多数当事者の債権債務、債権譲渡、弁済・相殺等を取り扱います。担保物権については理論だけでなく、実務上の運用についての理解が求められます。債権総論では基本的な条文・判例の体系的な理解が中心となります。	藤田 雄士 宮城 哲
民法Ⅴ LAW31505	1年後期 必修	1	本授業では、民法第4編に規定される親族法の全分野につき、教科書等を使って基本的な知識・基本原理を確認しつつ、これを具体的な設例に応用して問題を解決する訓練を重ねることを通じて、親族法に関する紛争について、事実に基づいて具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析・法的議論に関する総合的な能力を養成する。なお、基本的知識の習得を目的に、第2回以降の各授業回の冒頭(最終回は期末試験と同日)に復習ミニテストを実施する予定である。	武田 昌則

民法問題研究Ⅰ LAW31506	1年前期 選択	1	基本的な民法の事例問題を①法的に分析して法的な問題点を発見し、②発見した問題点を解決するための法的思考(法的三段論法の枠組みでのリーガルマインドに基づいた法の解釈・適用等)を行い、③その思考過程を適切に文書化する能力を涵養する科目である。第1回は総論としてこの科目で修得すべき上記①～③の能力について理解してもらったうえで、第2回以降は、各論として(徐々に難易度が上がる)基本的な事例問題について、分析・思考・答案構成のトレーニングをしたうえで、学生に事前に作成してもらった答案について討論を行うなどの方法により上記①～③の能力を段階的に修得させる。	宮城 哲 伊集 朝也
民法問題研究Ⅱ LAW31507	1年後期 選択	1	応用的な民法の事例問題を①法的に分析して法的な問題点を発見し、②発見した問題点を解決するための法的思考(法的三段論法の枠組みでのリーガルマインドに基づいた法の解釈・適用等)を行い、③その思考過程を適切に文書化する能力を涵養する科目である。第1回は総論として司法試験の論文式試験も踏まえてこの科目で修得すべき上記①～③の能力について再確認したうえで、簡易な事例問題につき上記①～③の能力のトレーニングを行う。第2回以降は、各論として判例をベースにしたやや応用的な事例問題について、分析・思考・答案構成のトレーニングをしたうえで、学生に事前に作成してもらった答案について討論を行うなどの方法により上記①～③の能力を修得させる。	宮城 哲 伊集 朝也
民事訴訟法Ⅰ LAW31508	1年後期 必修	2	全14回で、民事訴訟法の規律対象(訴訟審理の基本構造及び訴訟手続の基本プロセス並びに上訴まで)全体を通観するとともに、訴訟制度を利用した紛争解決の仕組みと手続の基本的な理解を獲得する。このため、本講義は、受講生自らが何を学んだかを引き出すことに主眼をおき、その理解を拡充しながら進行する対話型授業である。前期配当の民法を確実にマスターするとともに、講義開始前(夏休み)には指定テキストを通読しておくことが必須である。	藤田 広美
民事訴訟法Ⅱ LAW32509	2年前期 必修	2	判例を素材にしたケースブックを用いて、民事訴訟法Ⅰの既習事項をブラッシュアップさせるとともに、学説との関係性を視野に入れた複眼的な法的思考力の涵養を目的とする。理論と実務の架橋・統合を意識して、基本的理解の更なる徹底と発展的な理解の獲得と思考力の構築を目指す対話型授業である。	藤田 広美

商法Ⅰ LAW31510	1年後期 必修	2	本講義では、会社法の基本的構造、基本判例および学説等の基本的知識を確実に理解することを一義的な目的とし、加えて最先端のトピックスについても適宜とりあげつつ、実践的な思考力を涵養する。 商法Ⅰの講義は基本的に教科書(田中亘・会社法〔第5版〕)および判例集(会社法判例百選〔第4版〕)を中心に、会社法総論、設立、株式および機関総論について講義する。会社法全体の基礎的知識を修得することを目的とする。	内梶 博信
商法Ⅱ LAW31511	1年後期 必修	2	本講義では、会社法で修得した会社法の基本的構造を前提に、機関、計算、資金調達、解散・清算、企業買収・結合・再編、企業形態の選択と持分会社、組織変更などについて応用的な問題も踏まえつつ、加えて最先端のトピックスについても適宜とりあげ、実践的な思考力を涵養する。 商法Ⅱの講義についても教科書(田中亘・会社法〔第5版〕)および判例集(会社法判例百選〔第4版〕)を中心に講義し、また、実践的な問題についても取り組み、さらなる思考力の発展を目的とする。	内梶 博信
商法Ⅲ LAW32512	2年前期 必修	2	企業の取引活動およびその決済手段としての手形・小切手に関する法規整(商法総則、商行為法、手形法・小切手法)について講ずる。 商行為法は、商法のなかでもっとも実際的かつ国際的で、経済の発展にともない不断なる進歩・発達を遂げてきた法領域である。それだけに興味深い分野であるが、商法の規定自体は長い間実質的な改正がほとんどなされず、企業活動の実態から乖離してしまっている部分が少なくなかったところ、運送・海商関係の規定の全般的な見直しを図る「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日に施行された。また、手形・小切手の利用は近年大幅に減少し、銀行振込みや電子記録債権制度等の電子的手段による決済へと移行しつつある(政府は、令和8年における約束手形の利用の廃止と小切手の全面的な電子化を図る方針である)。もっとも、為替手形を利用した国際的な荷為替信用状取引の重要性は失われていないだけでなく、手形法・小切手法をめぐってこれまで積み上げられてきた法理論は新しい企業決済システムを検討するにあたっても参酌に値するものである。本講義では、このような商行為法および手形法・小切手法の実際の動	久保田 光昭

			向に留意しながら、その理論上の基本問題について考えてみたいと思う。	
民法演習 I LAW32601	2年前期 必修	2	1年次に民法の基礎学習を終えた学生を対象として、判例研究を前提に事例を教材として演習を行う。判例を読む面白さと難しさを学ぶとともに、具体的な事例における分析力や法解釈・適用能力、論証力(法文書作成力)などの応用力を身につけたい。講義は対象となる判例・具体的事例の予習を前提に発表や質疑応答を中心とした講義を行う。サマリー作成(知識・理解のアウトプット)を通じて、自己の体系的理解や法的論理的思考力の到達度をしっかりと認識し、以後の学修の指針を明確にすることができる。是非とも、これまで蓄えた知識や理解を総動員し、自分の頭で考え、悩み、説得的な論証となるよう工夫し、大いに議論に参加してもらいたい。	藤田 雄士
民法演習 II LAW32602	2年後期 必修	2	本演習は、司法試験予備試験の過去問を収録した教科書を題材として、1年次及び2年次前期に学んだ民法の基礎的な知識や分析力・法解釈・適用力を総動員して検討させることによって、法曹に必要な事例分析能力と問題発見能力、その問題を解決するために必要な論理的思考力と法解釈・適用能力を発展することを目的とする。同時に、基礎的な理解をおろそかにしないようにするために、授業の最後の15分程度を使ってショート・エッセイを作成する授業回を設ける予定である。	武田 昌則
民事訴訟法演習 LAW32603	2年後期 必修	2	民訴法 I で獲得した基礎的理解と民訴法 II で培った法的思考力を基礎に、事例問題から問題点を抽出し、論理的展開力と法的思考力とを確実に育成することを狙いとする。 毎回の課題は論点ごとの判例理論の分析を主眼とし、その意義や事案への適用結果について、教員・学生間及び学生相互間で議論をし、論点に関する理解を深めていく。	吉田 英男
商法演習 I LAW32607	2年前期 必修	1	商法 I ～ III で修得した商法に関する基礎的知識を前提に、長文の事例問題の検討を通じて、その応用的・実証的な問題発見・解決能力(論述力を含む)を涵養する。	内村 博信 武田 昌則
商法演習 II LAW32608	2年後期 必修	1	商法演習 I に引き続き、長文の事例問題の検討を通じて、商法に関する応用的・実証的な問題発見・解決能力(論述力を含む)を涵養する。	久保田 光昭

民法応用演習Ⅰ LAW33609	3年前期 選択必修	1	本演習では、事例問題の演習・解説を通じて、これまでに修得した民法学修の成果を、法律文書として適切に表現できることを目指す。具体的には、初回の講義で、法務省司法試験委員会が公表する「論文式試験出題の趣旨」および「採点実感」出題者に基づいて、民法に関する法律文書作成の注意点、評価される起案のポイントを解説する。第二回目以降の講義では、教員が選択した事例問題(司法試験の問題を予定)について、その解説を行う。受講生は、予め時間内に、指定された事例問題に対する答案を起案することが求められる。	白木 敦士
民法応用演習Ⅱ LAW33610	3年後期 選択必修	1	民法応用演習Ⅰと同様の内容を予定。	白木 敦士
商法応用演習 LAW33611	3年前期 必修	1	商法分野の総仕上げとして、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題(司法試験の過去問を含む)を深く検討することにより、商法に関する知識・能力を法科大学院修了者に値する水準にまで到達させることを目的とする。	久保田 光昭 武田 昌則
民事訴訟法 応用演習 LAW33612	3年後期 必修	1	民事訴訟法演習で扱った事例よりも更に複雑な事例や司法試験過去問題などを検討し、答案作成や討論をすることで、事例分析能力、論理的思考力、論述能力を更に伸ばすことを目的とする。受講生には、事例問題の答案を事前提出した上で、授業中には教師や他の受講生との議論を通じて、事例問題で解決すべきテーマを追究することが求められる。	吉田 英男

※在学中に司法試験の受験資格の認定を受けようとする者は、「行政法Ⅰ」を1年前期に、「行政法Ⅱ」を1年後期に、「行政法演習」を2年前期に、「憲法応用演習Ⅱ」、「刑法応用演習Ⅱ」、「民法応用演習Ⅱ」、「行政法応用演習」「刑事訴訟法応用演習」「民事訴訟法応用演習」のうちいずれか2科目以上(原則2科目)を2年後期に履修する。

●実務基礎科目

授業科目名	履修年次 選必の別	単 位	講義等の内容	担当者
刑事訴訟実務 の基礎 LAW32701	2年前期 必修	2	本科目では、法律基本科目で習得した知識を基に、実際の刑事手続におけるこれらの適用場面や法適用の前提となる事実認定の基本などについて講義する。刑事手続の流れや事実認定の基本を理解し、実務における刑事訴訟法等の法令の運用の概要を把握するとともに、自身の考えを論理的に説示する能力を身に付けることを目指す。 資料・教材などを基に各自事例を検討してもらい、意見を述べるなど積極的な参加を求める。	萩野 卓巳 日高 洋一郎
民事訴訟実務 の基礎 LAW32702	2年前期 必修	2	1年次で修得した民法・民訴法Ⅰの理解に基づき、要件事実論・事実認定論の基礎的理解を構築する。これらを通じて、民事訴訟実務において攻撃防御方法を適切に組み立てる能力と、主張立証活動のあり方について、批判的に検討する能力を涵養することを狙いとする。法律ないし制度を運用する立場から、既修事項の理解をいかに活性化させるかを検討する対話型授業である。	藤田 広美
法曹倫理 LAW32703	2年前期 必修	2	弁護士職務規程の内容の基礎を理解することを中心に、法曹が守らなければならない職業倫理である法曹倫理の基本を理解することを目的とする。授業では、弁護士職務基本規程の解説（教科書）を含む指定文献を事前に読み、原則として各回の授業の初めに、その理解度を試すことを目的として、ミニテストを実施する。各回の授業では、実務上も問題となりうる興味深い設例を題材に、双方向での討論を行いつつ、法曹倫理の理解を深める。 法曹倫理・弁護過誤が問題となる事例は、実務経験を重ねても悩ましいものが多く、反面、議論の素材としては面白い。議論を通じて、法曹に要求されるマインドやスキルとは何なのかを皆さんと一緒に考えていきたい。	武田 昌則 日高 洋一郎
刑事模擬裁判 LAW33704	3年前期 必修	1	本講義は、刑事裁判過程の主要場面について、シミュレーション方式によって学生主体で模擬裁判を行い、裁判実務の基礎的技能を身につけさせることを目的とする。学生がこれまで法律基本科目・実務基礎科目において習得した知識・技能を実践する科目である。	宮尾 徹 萩野 卓巳 日高 洋一郎
民事模擬裁判 LAW32705	2年後期 必修	1	本講義は、民事裁判過程の主要場面について、シミュレーション方式によって学生主体で模擬裁判を行い、裁判実務の基礎的技能を身につけさせることを目的とする。学生がこれまで法	藤田 雄士 原 美湖

			律基本科目・実務基礎科目において習得した知識・技能を実践する科目である。	
ロイヤリング LAW32706	2年後期 必修	1	弁護士業務を適切かつ円滑に遂行する上で必要不可欠な依頼者との面接・相談・説得の技法並びに交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイやシミュレーションを行いながら学ばせ、その基礎的スキルを身に付けさせる。	宮城 哲
クリニック LAW33707	3年後期 選択必修	1	実際の依頼者ないし相談者との事件処理を通じて法律家としての責務を体得することを目的とする。担当教員の指導監督の下でスクールロイヤークリニック、渉外家事クリニック、離島法律相談クリニック等の様々な法律分野を体験し、法的解決へ導くことにより実践的知識・技能、考え方を修得することを目指す。	武田 昌則 吉田 英男 米元 悠 鎌田 晋 横井 理人
エクスターンシップ LAW33708	3年後期 選択必修	1	エクスターンシップは、2人の専任教員がコーディネーターを務め、派遣前にエクスターンシップに求められる基礎的な事項を確認した後、夏季または春季(それぞれ適当な期間中に、派遣先と調整のうえ、基本的には学生ごとに決定する。)に、1週間程度(1日6時間の5日間を最低限の履修時間の目安とする。)、県内外の法律事務所、官庁、企業等、に学生を派遣する。学生には、実務的文書の起案、法律相談、判例・文献などの調査を課題として与え、体験報告書および可能であれば必要に際して、派遣先で作成した法文書を提出させる。派遣先の弁護士等の評価報告書と学生の前記提出文書をコーディネーターが点検評価し、これらを総合して成績評価(可否のみ)を行う。	矢野 恵美

●基礎法学・隣接科目

授業科目名	履修年次 選択の別	単位	講義等の内容	担当者
法哲学 LAW32801	2年・3年 選択	2	法律の勉強というと、六法を片手に事例問題に取り組むというのが一般的かと思います。こうした現行法の適用や解釈を扱う、いわゆる「実定法学」とは別に、法律学には、そもそも出発点となる「法とは何か」について考える「基礎法学」という学問領域があります。法哲学は、哲学を素材として、「法とは何か」という問題について考える「基礎法学」の一分野です。「法とは何か」という問題は、素朴かつ根源的でありながら、解答の難しい問いです。この講義では、この問いに答えるべく、標準的なテキストにそって、わが国におけるヨ	中野 万葉子

			ヨーロッパ法の継受について検討することから始め、法哲学の歴史、法と道徳、法と正義などの問題を扱いながら法を考えていきます。この講義の目標は、受講生が法哲学の基礎的な概念や思考法を学習し、法や社会問題を多種多様な観点から思考することができるようになることです。	
SDGs と法 LAW32802	2年・3年 選択	2	SDGs とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015 年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されます。ゴール 5 の「ジェンダー平等を実現しよう」は、他のゴールと異なり、全体のゴールの上位の目標と位置付けられています。一方で、日本はジェンダー平等後進国と言われており、法曹も法律研究者も女性は 2 割程度しかおらず、ジェンダー不平等は法の世界にも大きく影を落としています。又、ゴール 10「人や国の不平等をなくそう」、ゴール 16「平和と公正を全ての人に」も法曹の役割と大きくかかわっています。 そこで、本講義では、特に、法曹として働く人に最低限身につけてもらいたいジェンダーと法に関する問題、加害者と被害者それぞれの司法へのアクセスの問題等を扱います。ゴール 8「働きがいも経済成長も」にかかわるハラスメントの問題も取り上げます。本講義では、SDGs と法、法曹のかかわりを理解し、SDGs の視点をもった法曹を養成することを目的としています。	矢野 恵美 森川 恭剛 齋藤 実 李 妍淑
日米関係 LAW32803	2年・3年 選択	2	外交・安全保障を中心に日米関係の歴史的展開と各時期の重要論点について概観・議論する。 日米関係は、日本の政治・外交・安全保障・経済・社会・文化などあらゆる側面に影響を及ぼしている。特に、日米安全保障条約に基づく日米安保体制は、安全保障政策のみならず、戦後日本の政治・経済・外交における重要な「変数」であり続けてきた。さらに、沖縄は、沖縄戦と米軍の占領・統治を経て、今なお在日米軍基地が集中し、まさに日米関係の「現場」「最前線」とであるといえる。 沖縄で日米関係について学び、考えることで、日米安保体制や在日米軍基地に関わる今日的な重要論点について議論する背景的な知識の獲得を目的とする。	星野 英一

法律基礎英語 I LAW31804	1年～3年 選択	1	英米法研修ハワイプログラムへの参加準備として位置付けられる科目である。日本語でアメリカの法制度の基礎について解説するとともに、主に、英語に苦手意識を持つ受講生に向けて、法律英語能学習の方法を示す。 講義では、分野ごとに、アメリカ法の基礎的な事項や重要な英語表現を取り上げる。法律英語の学修は、アメリカの法制度に関心を持つことにより、その効果が最大化される。適宜、時事問題を取り扱うほか、映画等の映像教材を紹介する予定であるが、具体的な講義進行については、受講生の希望に配慮しながら調整を行う予定である。	白木 敦士
法律基礎英語 II LAW31805	1年～3年 選択	1	「法律基礎英語 I」と同様である。	白木 敦士
アメリカ法 LAW32806	2年・3年 選択	2	U.S. law touches several areas of Japanese law practice in Okinawa. U.S. service members, civilian employees, and contractors sometimes violate local civil or criminal law. Some fail to pay agreed spousal or child support. Local families seek to settle inheritances including U.S. property and beneficiaries. Local journalists, civilians, and crime victims seek U.S. records. Local clients may seek to contract with U.S. entities and obtain U.S. intellectual property protection for their work. These clients can trigger ethical challenges. Japanese attorneys may not meet competence or license requirements for handling these matters. As a result, a local client may need a Japanese attorney to protect their interests, and an American attorney licensed in a relevant state to answer U.S. law questions or represent them in a U.S. legal forum. Understanding basic U.S. law and learning how to research and write about advanced topics can help Japanese attorneys offer ethical representation. This course explores areas of U.S. law relevant to Japanese attorneys practicing in Okinawa. Subject matter lectures, research, discussions, short writing exercises, and testing can help prepare students to take on clients with these issues. Classes will use Microsoft Teams to connect and Zoom where necessary.	Watts Jr., Weston Alfred
アメリカ憲法	2年・3年	2	本講義では、日本国憲法を一通り学んだことを前提に、アメリカ合衆国憲法の構造及び基本判	小林 祐紀

LAW32807	選択		例を学び、日本国憲法に対する学習的理解を深めることを目的とする。アメリカ憲法に関する判例・理論がしばしば日本の憲法学にも大きな影響を与えてきており、日本国憲法のもとで生じる具体的な問題を解決する際に参考となる比較憲法的知識を、講義を通じて身に付けてもらいたい。本講義では、アメリカ憲法の判例研究を主な内容とし、同様のテーマに関する日本における状況についても議論し、憲法演習を一步進めた講義内容にしていく。	
中国法 LAW32808	2年・3年 選択	2	本科目は、アメリカと並ぶ世界の大国となり、日本とも緊密な関係にある隣国、中国について法の視角から理解を深めることを目的とする。一党独裁の権威主義的政治体制と市場経済のもとでいかなる法が形成され、機能しているのか、いかなる原理が働き、どのような特徴がみられるかを講述し、議論する。具体的には現代法に至る歴史、憲法、民法を取り上げる。補足的に民主化した華人社会の法として、台湾法について2回の授業を割いて、対比する。 今後、履修者の興味関心及び語学能力によって、授業内容を変更する可能性もある。	鈴木 賢

●展開・先端科目

授業科目名	履修年次 選必の別	単位	講義等の内容	担当者
租税法Ⅰ LAW32901	2年・3年 選択	2	本講座は、租税の基本原則(租税法律主義、租税負担の原則等)、課税要件総論(納税義務者、課税客体、税率構造等)、課税要件各論(所得税、法人税)、租税確定手続(申告納税方式、賦課課税方式)における論点や重要問題について、主要な学説および判例を解説し、対話を通じて税法の理解を深めるとともに、税法の仕組みや理論、手続や運用の実態を理解することを目的とする。 加えて、税法と民法を始めとする私法との理論構成の違いを理解することで、弁護士業務において必要な租税の知識習得に資するものとする。	井上 むつき
租税法Ⅱ LAW32914	2年・3年 選択	2	本講座では、租税法1で学習したことを復習するとともに、重要な裁判例の検討を重点的に行うことで、租税法に関する理解を深めていくことを目的とする。 併せて、租税回避や源泉徴収制度等の、現在、租税法が直面している問題点について考察する。	井上 むつき

国際社会と法 LAW32902	2年・3年 選択	2	この科目は、国際社会の法としての国際法の基本を学びます。しかし、今年になって誕生したアメリカのトランプ大統領のやり方を見ると、なんでもアメリカの好き勝手を「ゴリ押し」しているだけで、ルールを無視しているのではないかという疑問を持つ人も多いかも知れません。では、トランプ大統領のどこが、どのようにおかしいのか？トランプ流の一国主義は、なぜおかしいのかを知るには国際法の知識が不可欠です。この授業では、国際社会の成り立ちから、国家の基本的な義務、国連の目的や人権活動、それに領域に関する国際法などを学びます。後期の国際法の授業とセットで、国際法の全般を一応理解することができます。基本的にリモート授業です。	北村 泰三
国際法 LAW32903	2年・3年 選択	2	この科目は、「国際社会と法」と合わせて、国際法に関して、継続的に学ぶことを目的とします。国際法の内容は、条約と国際慣習法から成り立っています。条約とは、どのような特徴があるか、その解釈方法はどうなっているか。外交官の特権・免除の問題、国際法の違反に対して国家の責任をどのように問うことができるか、国際社会における裁判システムの特徴、国連の安全保障制度などの具体的な問題を取り上げます。また、こうした国際法の適用問題について国際判例等を通じて理解することを目的とし、その内容を論理的に説明できるようになることを到達目標とします。基本的にリモート授業です。	北村 泰三
環境法 I LAW32904	2年・3年 選択	2	環境法では、その内容を「総論」(環境法 I)と「各論」(環境法 II)とに分け、それぞれについて概ね以下のことを扱う。まず、「総論」としては、環境法の基本理念や基本原則、環境権、環境保全手法、等について学習する。そして、「総論」で学んだことを前提として、「各論」では、司法試験用論文に搭載される 10 法のうちから、環境基本法や環境影響評価法、大気汚染防止法や水質汚濁防止法など、主要な法律を中心に学習を進める。これらについては、単に個別法を解説するのではなく、その学習を通じて、環境法についての基本的な「ものの見方」を醸成することを目的とする。なお、環境法 I・II については、どちらから受講しても良いが、両方を受講することが望ましい。	柴田 優人

環境法Ⅱ LAW32905	2年・3年 選択	2	環境法では、その内容を「各論」(環境法Ⅱ)と「総論」(環境法Ⅰ)とに分け、それぞれについて概ね以下のことを扱う。まず、「各論」では、「総論」の内容にも適宜言及しつつ、司法試験用論文に登載される10法のうちから、環境基本法や環境影響評価法、大気汚染防止法や水質汚濁防止法など、主要な法律を中心に学習を進める。なお、「各論」においては、単に個別法を解説するに留まらず、環境法についての基本的な「ものの見方」を醸成することも目的とする。つぎに、「総論」としては、環境法における基本原則や環境権、環境保全手法、等について学習する。なお、環境法Ⅰ・Ⅱについては、便宜上、2科目に分かれているだけであり、どちらから受講しても良いが、両方を受講することが望ましい。	柴田 優人
労働法Ⅰ LAW32906	2年・3年 選択	2	個別的労働法および集団的労働法に関する重要判例の分析・検討を通じて、基礎から応用に至る知識を習得し、理解を深めることを目指す。授業では、労働契約、労働基準、労使関係、労働市場、労使紛争解決などに関する法律および関連判例を学ぶ。多くの判例を取り扱うため、指定教科書の該当箇所を一読した上で、関連判例の射程を意識しつつ、事案の概要や判旨の重要部分を説明できるように予習しておくことが求められる。	松井 有美
労働法Ⅱ LAW32907	2年・3年 選択	2	労働法Ⅰを履修済みの学生を対象として、重要判例と最新判例の検討を通じた知識・理論の定着を目指す。各回のテーマに沿った判決を指定するので、予めこれを読んだ上で意見をまとめ発表する。発表を踏まえて議論を行う。	戸谷 義治
倒産法Ⅰ LAW32908	2年・3年 選択	2	倒産とは、債務者が債務を弁済できない経済状態をいうが、こうなると債権者は十分な弁済を受けることができず、また債務者やその家族・従業員が経済的に追い詰められる事態も生じる。これらの問題に対応すべく、債権者・債務者間の権利関係を適切に調整することで、債権者の公平な権利の実現を図り、債務者の事業・経済生活の再生を図るのが倒産法である。 本講義では、倒産法のうち、破産法の理念と全体の手続構造、各制度のしくみや手続の流れ、および各論点における問題点とそれを解決するための理論を学んでいく。	吉田 英男
倒産法Ⅱ LAW32909	2年・3年 選択	2	倒産法Ⅰに引き続き、本講義では、民事再生法の理念と全体の手続構造、各制度のしくみや手続の流れ、および各論点における問題点とそれを解決するための理論を学んでいく。	吉田 英男

国際私法 LAW32910	2年・3年 選択	2	国際結婚や国際契約等の国際的私法生活関係に適用されるべき法(準拠法)を内・外国の法から選択する①国際私法と、国際的な民事裁判における手続上の特別な問題を解決する②国際民事手続法を内容にする。①では、国際的な婚姻や養子縁組等に関する国際家族法(総論の課題である法性決定、属人法、反致、公序なども取扱う)と、国際的な契約や不法行為等に関する国際財産法に分けて準拠法を検討する。②では、国際裁判管轄権決定の基本枠組みと外国判決の承認・執行を検討する。	未定
国際取引法 LAW32911	2年・3年 選択	2	国際取引の中心に位置する国際物品売買取引に関して、国際物品売買契約、国際運送、国際貨物保険および国際支払を有機的に関連づけて学ぶ。国連国際物品売買条約(CISG)やインコタームズ、国際海上物品運送法、国際航空運送条約はもちろん、国際財産法分野の準拠法選択に関する国際私法上の発展的問題や、国際訴訟競合、国際商事仲裁などの国際取引に関係してよく起きる国際民事手続法上の発展的問題も取り扱う。	伊達 竜太郎
経済法 LAW32912	2年・3年 選択	2	経済法の中心として位置づけられている独占禁止法について学ぶ。独占禁止法は、カルテルや談合等の競争制限行為の禁止、および「不公正な取引方法」という競争阻害行為の禁止を主に定めており、それらの内容についての理解と共に、それらの関連規定、ならびに関連する不当景品表示法、下請法および官製談合防止法等の内容についても理解してもらう。そして、それらの違反行為を行った事業者(団体)が、どのような法的責任を負うかを検討する。	未定
知的財産法 LAW32913	2年・3年 選択	2	これからの実務法曹に不可欠な知的財産法の基本知識と基礎的な応用力の修得を目的とする。修得すべき実体法の範囲の広さに比して講義数が少ない関係上、まずは、知的財産法六法(産業財産権4法+著作権法+不正競争防止法)の概観を行い、つぎに、産業財産権の代表である特許法と、文化的創作物を保護する代表格の著作権法を中心に講義・演習・判例研究を行う。授業の最後に、受講生に数名の判例研究チームに分かれてもらい、知的財産法の重要判例について、各自発表してもらい知的財産法への理解を深めてもらう。いずれも、日常生活や経済活動との接点をふんだんに盛り込み、知的財産権制度を身近に感じさせることを狙った学習内容とする。 テキストは、牧野和夫著「知的財産法講義(第	牧野 和夫

			三版)」税務経理協会(2015)を使用する。参考書として、牧野和夫著「初めての人のためのビジネス著作権法」中央経済社(2017)を使用する。	
自治体法学 LAW32921	2年・3年 選択	2	自治体の業務を支援する(あるいは批判する)法律家が本領を発揮するのは、行政法で学修する争訟手続の場面に限らず、また憲法で学修する基本的権利自由の擁護にも限られない。本科目は、自治体の法的地位に触れた諸判例の分析から出発し、地方自治法を適宜参照しつつ、住民基本台帳法、公有水面埋立法等の適用実例を検証し、公益実現の任務を負った自治体事務担当者に要求される「自治体法務」の視点を講義する。	原島 良成
社会保障法 LAW32922	2年・3年 選択	2	本授業では、最初に総論として社会保障法の基本理念、法体系、歴史等について講義をし、次いで各論として、公的扶助、社会保険、社会手当、社会福祉の各法制度を取り上げ、法制度の概要について講義する。さらに、各分野における重要判例(とりわけ比較的最近に出された裁判例)を取り上げ、解説と質疑応答を行う。講義の目標として、①社会保障法の基本的な法関係について理解すること、②主要な裁判例について学び、主な争点や判例法理を理解すること、③社会保障争訟が提起される背景・実態についても学ぶことである。社会保障法の対象とする範囲は幅広いため、すべての分野を取り上げることはできないが、受講生の関心に応じて取り上げる分野・内容を変更する場合がある。	高田 清恵
刑事政策 LAW32923	2年・3年 選択	2	本講義では、犯罪をした者に対する処遇について、ジェンダーの視点、比較法の視点も取り入れながら学びます。再犯率が高いと言われる依存症の問題、犯罪者を親にもつ子ども、刑務官の執務環境等も扱います。又、沖縄少年院・沖縄女子学園、琉球大学法医学講座からの協力も得て講義を実施します。刑事事件に関する法曹の存在意義について考えてもらうことを目的とします。 なお、本講義では、刑事政策を SDGs の観点からも学びます(ゴール 1、3、5、8、10、16 等)。	矢野 恵美 齋藤 実
交通事故賠償法 LAW32924	2年・3年 選択	2	「交通事故損害賠償」に関する知識・理解は、弁護士の日常業務において必須のものであり、これには不法行為法の特別法としての自動車損害賠償保障法、損害算定の基本的理解、自動車保険など、きわめて多岐にわたる専門知識が要求される。しかも、交通事故訴訟は、被害者のみならず、加害者もまた心の痛みを抱える事件類型であって、判例法理を含む、確かな法律知識と運	北河 隆之

			用にあたる法律実務家のマインドも問われる法領域である。 本講義は、「交通事故賠償法」の基礎的知識と基礎的応用力を習得することを通じ、訴訟前交渉や訴訟による解決のあり方を考える機会としたい。内容としては、①責任論(自動車損害賠償保障法が中心となる)、②損害論、③紛争解決手段を中心に講じるが、適宜、④自動車保険の基礎的知識についても言及することによって、膨大な法分野を簡潔に整理する。不法行為法の復習にもなるので受講を勧めたい。教科書としては、北河隆之『交通事故損害賠償法[第3版]』(弘文堂、2023年)を使用する。参考書として、北河＝中西＝小賀野＝八島『逐条解説 自動車損害賠償保障法 [第3版]』(弘文堂、2024年)、『交通事故判例百選[第5版]』(有斐閣、2017年)、『実務精選100交通事故判例解説』(第一法規、2018年)を挙げておく。	
民事執行・保全法 LAW32925	2年・3年 選択	2	本講義では、民事上の請求権をどのように実現するのかを学んでいく。弁護士として請求認容判決を勝ち取っても、被告が任意に弁済してくれない限り、強制的に取り上げる必要があるが、この方法を定めるのが民事執行法である。また、民事訴訟の追行中に生ずる様々な害悪・危険(例えば、債務者が財産を隠匿したり係争物を処分したりするなど)を回避するために、当座の予防措置を講じられる手続が必要となるが、この手続を定めるのが民事保全法である。本講義では、民事執行法の理念と全体の手続構造、各制度のしくみや手続の流れ、および各論点における問題点とそれを解決するための理論を学んでいく。また民事保全法については、その理念と全体の手続構造を学んでいく。	吉田 英男
沖縄企業法務 LAW32928	2年・3年 選択	1	沖縄県内の企業、特にその大多数を占める中小企業の活動から生じうる企業法務全般に関して、実務家として最低限理解しておくべき基本を習得することを目的とすると同時に、その重要性を少しでも具体的に体得できるよう、現に沖縄の各種業種の企業が日々奮闘している企業法務の実態を学修し、将来沖縄で実務法曹として稼働する糧とすることを目的とする。 具体的な授業の進め方としては、担当者により進め方は異なるが、担当教員が行う場合は、テーマに関連する内容について説明・討論をし、テーマにより、事前にTKCにアップした授業で検討する予定の演習問題について討論を行う形で授業	武田 昌則 郡谷 大輔

			を進める。非常勤講師またはゲストスピーカーが行う場合は、その専門的な知見をもとに、学生から質疑応答が加えられる形で授業が進められる。	
沖縄金融法務 LAW32929	2年・3年 選択	1	将来、沖縄の金融法務に携わる実務法曹を養成するという観点から、金融法務に関する基本的な知識・技能等の修得とともに、沖縄県内の金融機関の法務の実態や課題について理解してもらうことを目的とする科目である。民商法や各業法を踏まえた金融法務の基本的な知識・技能等について講義及びディスカッションを行い、実務で使える体系的な理解を得たうえで、沖縄県内の銀行、債権回収会社、保険会社等からゲストスピーカーを招き、各金融法務の実態や課題について講演してもらい、沖縄の金融法務の実践を学ぶ。	宮城 哲 内村 博信
米軍基地法 LAW32930	2年・3年 選択	2	この科目は多彩な講師陣とともに、沖縄に集中する米軍基地と、それに伴って本地域において生じる様々な法的・社会的・政治的問題に関して、専門的知識の涵養を図り、下記のテーマを提供するものである。 ・日米安保条約・地位協定に基づく日本の米軍基地法制について、日米安保条約・地位協定に由来するその他の法制度について ・米軍の駐留に伴う米軍人との離婚・親権等の涉外家族法上の問題について ・米軍基地に関連する運用の国際比較について ・米軍基地をめぐる環境被害について ・米軍基地に関連する法律相談について ・米軍関係者による犯罪に対する刑事法上の基本的課題について ・基地による沖縄経済への影響について ・沖縄県の行政が抱える特殊課題について	西山 千絵 児玉 弘 森川 恭剛 上江洲 純子 小泉 昭夫 加藤 裕 鎌田 晋 スミス 美咲デビス 崎浜 靖 又吉 進 川名 晋史 原島 良成 高 哲央
性の多様性の 尊重と法 LAW32931	2年・3年 選択	2	本講義ではLGBTQ等の性の多様性に関する基本的な知識を学んだ後、性の多様性に関して協定を結んでいる那覇市、浦添市の状況や、他地方自治体の活動、企業の取組、海外の立法状況、関係判例の動向、本学の課題、ロースクールのありかた等を受講生が主体的に参加しながら学びます。1人の人間として、ロースクール生として、さらに法曹として、LGBTQ等の性の多様性の問題にどう向き合うかを各自が考えることを目的とします。 なお、本講義ではセクシャリティと人権の問題をSDGsの観点からも学びます(ゴール1、3、5、8、10、16等)。	矢野 恵美 内村 博信 齋藤 実

政策形成と法 LAW32932	2年・3年 選択	2	中央大学法科大学院で開講される「政策形成と法」を、ICTを活用し遠隔授業形式で受信・受講する。中央大学法科大学院との教育連携協定に基づき実施される講義である。 毎回、主に国の行政機関で活躍されている現役官僚の方々をゲストスピーカーとして招き、国家行政の最前線における問題、その解決策等について講義していただく。 エネルギー問題、TPP、社会保障改革など時宜に応じたテーマを取り上げる予定である。	川澄 真樹 原島 良成
子どもの教育と法 LAW32933	2年・3年 選択	2	近年、スクールロイヤー、児童相談所の嘱託弁護士、いじめ問題の調査委員会等、法律家が子どもの教育の分野へ活動の場を広げつつある。もっとも、これらの分野で法律家が専門職としての技術を十分に発揮するためには、法律知識やリーガルマインドのみならず、教育という専門職分野についての理解や、児童心理、社会的養護、子どもの発達特性への理解等、法律とは異なる専門分野に関する知識についての基本的な理解が必要不可欠となる。 本講義においては、研究者、法律家、福祉関係者等、子どもの教育と法に関係する様々な専門家による講話を通じて、子どもの権利や教育の現場、児童福祉の現場の実情についての基礎的な理解を目指す。合わせて、法律家が身に着けた法律知識をどのように「使う」のかや、他分野の各専門家とどのように連携してケースを処理していくのかについても学び、法律実務についての具体的なイメージを深めることをも目的とする。	横井 理人 松山 清一郎 野村 れいか 神内 聡 大仲 るみ子 横江 崇 北川 いづみ
英米法研修ハワイプログラム LAW31934	1年～3年 選択	2	ハワイ大学ロースクール(William S. Richardson School of Law)において約2週間、特別講義を受けたり、ロースクールの授業を聴講したりする。その他ハワイ州最高裁や巡回裁判所、連邦地裁、法律事務所、ハワイ州議会、知事執務室などを訪問し、裁判官や弁護士、議員の方々と質疑応答をする機会も設けられている。特別講義はアメリカ法の概説や裁判制度、憲法、契約法、不法行為法、会社法、刑事訴訟法、ハワイ法制史などバラエティに富む。事前に英語の資料を配付し、英語による法的表現を身につけることを目的とする。出発前にオリエンテーション講義と終了後にレポート提出がある。 ハワイ大学以外の海外研修プログラムも、同様の形態で実施する場合には、同様の認定を行う。	矢野 恵美 白木 敦士 武田 昌則

論文指導Ⅰ LAW32951	2年 通年 選択	2	将来研究者となることを目指す学生を対象に、研究論文作成のための指導を行う。	各教授
論文指導Ⅱ LAW33952	3年 通年 選択	2	論文指導Ⅰに引き続き、研究論文作成のための指導を行う。	各教授
外書講読Ⅰ LAW32953	2年・3年 選択	2	比較法的研究を行うための基礎作業として、英語で書かれた専門書を講読する。	各専任教員
外書講読Ⅱ LAW32954	2年・3年 選択	2	比較法的研究を行うための基礎作業として、ドイツ語またはフランス語で書かれた専門書を講読する。	各専任教員
展開先端科目 特殊講義Ⅳ(少年法) LAW32964	2年・3年 選択	2	少年法について、その基本理念や改正経過も概観しながら、少年事件手続全般について、講義する。 少年法の基本理念を理解したうえで、将来、法曹として少年事件にかかわる際に必要となるであろう、少年事件に関する基本的な知識を習得させることを目標とする。	宮尾 徹

教員及び研究室等一覧

専任教員

氏 名	職 名	研究室・備考
矢野 恵美	教 授	総510、法425 2年次指導教員 研究科長
久保田 光昭	教 授	法326 3年次指導教員
藤田 広美	教 授	法427 3年次指導教員 そよかぜ法律事務所 弁護士
武田 昌則	教 授	法111 2年次指導教員 沖縄弁護士会 弁護士
藤田 雄士	教 授	地212 弁護士法人ふじ法律事務所 弁護士
齋藤 実	教 授	法421 1年次指導教員
宮城 哲	教 授	法424 1年次指導教員 アドバイザー法律事務所 弁護士
宮尾 徹	教 授	法327 3年次指導教員 弁護士法人プラザ法律事務所 弁護士
内梶 博信	教 授	法419 2年次指導教員
吉田 英男	准教授	法420 1年次指導教員
西山 千絵	准教授	法426 3年次指導教員
橋本 聖美	准教授	法324
白木 敦士	准教授	法406 2年次指導教員
小林 祐紀	准教授	法428
川澄 真樹	准教授	法330 1年次指導教員

学内非常勤講師

氏 名	職 名	研究室・備考
徳田 博人	人文社会学部 教授	法325
森川 恭剛	人文社会学部 教授	法321
高田 清恵	人文社会学部 教授	法329
戸谷 義治	人文社会学部 教授	法322
李 妍淑	人文社会学部 准教授	法323
(調整中)	教育学研究科	

学外非常勤講師

氏 名	備 考
Watts jr Weston Alfred	沖縄国際大学法政研究所 特別研究員
伊集 朝也	弁護士法人ACLOGOS 弁護士
井上 むつき	井上むつき税理士事務所 税理士
上里 好平	弁護士法人 ていだ法律事務所 弁護士
上江洲 純子	沖縄国際大学 教授
大仲 るみ子	多文化ネットワークおきなわ 代表
加藤 裕	沖縄合同法律事務所 弁護士
鎌田 晋	真喜屋法律事務所 弁護士
川名 晋史	大東文化大学法学部政治学科教授 東京科学大学未来社会創成研究院特定教授
北川 いづみ	特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき 支援員
北河 隆之	トロポリタン法律事務所 弁護士琉球大学名誉教授
北村 泰三	中央大学名誉教授難民審査参与員(出入国在留管理庁)
小泉 昭夫	京都大学 名誉教授
高 哲央	沖縄国際大学 准教授
郡谷 大輔	西村あさひ法律事務所 弁護士
児玉 弘	福岡大学 法曹実務研究科 准教授
崎浜 靖	沖縄国際大学 教授
柴田 優人	沖縄国際大学 講師
神内 聡	兵庫教育大学 准教授
鈴木 賢	明治大学 法学部 教授
スミス 美咲 デイビス	NPO団体ウーマンズプライド 代表
伊達 竜太郎	沖縄国際大学 教授
中野 万葉子	西南学院大学 法学部 准教授
野村 れいか	九州大学 講師
萩野 卓巳	那覇地方検察庁 検察官
原島 良成	中央大学 教授
原 美湖	那覇地方裁判所 裁判官
日高 洋一郎	コザ法律事務所 弁護士
星野 英一	琉球大学 名誉教授
牧野 和夫	芝綜合法律事務所 弁護士・弁理士
又吉 進	外務省 参与
松井 有美	沖縄国際大学 准教授
松山 清一郎	うるま・あおいそら法律事務所 弁護士
横井 理人	弁護士法人サイオン総合法律事務所 弁護士
横江 崇	美ら島法律事務所 弁護士
米元 悠	そらうみ法律事務所 弁護士

学生生活の手引き

○問合せ先

琉球大学人文社会学部 法科大学院係（文系総合研究棟 1 階）

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

Tel : 098-895-8091 Fax : 098-895-8187 E-mail : hbhkda@acs.u-ryukyu.ac.jp

○キャンパスマップ

琉球大学キャリア教育センター 学生部学生支援課
(大学会館 2 階) (共通教育棟 1 階)



財務部経理課収入・支出係（大学本部2階）

人文社会学部 事務室
法科大学院係
(文系総合研究棟 1 階)

○法務研究科利用施設

文総：文系総合研究棟 法：文系学部講義棟

講義室・演習室	文総 401、文総 404
模擬法廷室	文総 703
資料室（兼教材作成室）	文総 602-1
自習室	文総 501-2（1、2、3 年次自習室）、文総 402（3 年次自習室）

1 キャンパスルール

○学生証

学生証は、琉球大学の学生であることを証明する重要なものですので、自分のスマートフォンまたはタブレットに RYUDAI Portal アプリをダウンロードし、大学内外で必要な際に提示できるようにしてください。特に諸手続きや施設利用等の際に教職員から提示を求められますが、提示できないときは手続き等を断られる場合があります。なお、各種手続の書類等に学籍番号を記入する際は、末尾の英文字まで記入してください。

(1) RYUDAI Portal アプリ（スマホ学生証）について

学生証は原則、スマートフォンのアプリ「RYUDAI Portal アプリ」のみで提供されます。カード型学生証は発行しません。アプリにはスマホ学生証やあなた個人への伝言等のお知らせ、学生生活に便利なリンクを掲載しています。

JR 等一部の企業では、スマホ学生証を学生証として認めていない場合があります。その場合は、旅客営業規則第 170 条に規定する『指定学校においてその代表者が発行した証明書』として、証明書を発行します。アプリの詳細及びインストール方法等については下記サイトをご確認ください。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学 教務情報ウェブサイト）：

https://rais.skr.u-ryukyu.ac.jp/dc/?page_id=19374

(2) アプリをインストールしたスマートフォンを紛失した場合

万が一、RYUDAI Portal アプリをインストールしたスマートフォンまたはタブレットを紛失した場合や破損した場合は、所属する学部ご連絡してください。手続後、紛失したスマートフォンまたはタブレットのアプリにはログインできなくなります。紛失に気づいたら早めに連絡してください。

▶ 詳しくはこちら（琉球大学 公式サイト 各学部・大学院連絡先）：

https://www.u-ryukyu.ac.jp/inquiry-index/kakugakubu_daigakuinrenrakusaki/

○学生への掲示連絡

法務研究科学生への連絡は、掲示板および TKC 法科大学院教育研究支援システムへの掲載により行います。

講義担当教員からの講義シラバス、提出課題や試験日程その他の通知、および法科大学院事務室からの事務連絡など非常に重要なことが掲示されます。提出物などの期限があるものについては期日に余裕を持って掲載するようにしますが、やむを得ず急な通知となる場合もありますので、注意してください。

なお、掲示を見なかったことにより、思わぬ不都合や不利益を招くようなことがあっても、それを理由に異議等を申し立てることはできませんので、最低 1 日 1 回は掲示板及び TKC を確認することを習慣づけてください。

○学外からの呼び出し

学外からの学生呼び出しの電話には応じないので、家族や友人に連絡のために大学に電

話をしても取り次げない旨説明しておいてください。但し、肉親等の危篤など緊急連絡の場合は、事情を説明して臨機の処置を取ることは可能です。

○就学上の諸手続

各種の申請書類は事務室に用意しています。学籍番号を記入するときは、末尾の英文字まで記入してください。

なお、休学または退学しようとする場合は、その手続の時期によって、授業料の取扱いに差異が生じますので、事務室で十分に説明を受けることが必要です。

種 別	窓 口	期 限・時 期
休学願	法科大学院係	※前学期は7月1日まで。後学期は1月20日まで。 ただし病気の場合はこの限りではない
復学願	〃	学期開始15日前まで
退学願	〃	※その都度
再入学願	〃	※退学後2年内。前学期の場合は2月10日、後学期の場合は8月10日までに手続すること

※配付されたコピーカード、自習室用パソコンも申請書提出時に共に返却してください。

○諸証明

証明書自動発行機により「在学証明」、「修了見込証明書」、「成績証明書」が発行できます。その他の証明書は、事務室（法科大学院係）に願い出てください。和文証明は申請から3日、英文証明は約1週間かかりますので、時間に余裕を持って申請してください。

・証明書自動発行機の設置場所

共通教育棟1号館1階、文系総合研究棟、工学部、医学部

○諸願・届

種 別	窓 口	期限・時期	備 考
住所変更	法科大学院係	その都度	教務情報システムの「学籍情報」から、変更の都度修正
氏名変更	〃	〃	事務室（法科大学院係）へ申し出
欠席届 （巻末：様式1）	担当教員	〃	
入寮願	学寮事務室	在学者は8月頃	学寮事務室 Tel：098-895-8133、8101

○教室使用

ゼミ等で教室、演習室を利用したい場合は、事務室（法科大学院係）へ申し出てください。但し、特別講義、補講、学会等による使用申込があった場合には、そちらが優先されますのでご了承ください。

○構内安全対策

学内における交通安全と交通秩序の維持を図り、教育研究にふさわしい環境を確保するために、琉球大学構内交通対策実施要項を制定しています。

交通事故防止には、全学的な協力と車輛運転手自らの自覚が大切です。下記事項を遵守して交通事故防止に努めてください。

なお、**車輛で入構する者は、入構許可を受ける必要があります。**

1. 入構車輛	○大学構内に入構できる車輛は次のとおりです。 (1) 本学に通学・通勤するのに必要な本学の学生・教職員等の車輛で通学・通勤の距離が片道 <u>2km 以上</u> の者 (2) 通学・通勤の距離が片道 2km 未満の者であっても、身体障害者等特に部局長が車輛による通勤又は通学を必要と認めた者 (3) 本学に用務のある外来者の車輛 (4) 旅客の用に供する営業者、郵便物・塵芥収集等の車輛
2. 入構許可	事務室（法科大学院係）で入構許可申請手続きをし、入構許可証の交付を受けてください（巻末：様式 2）。
3. 入構証の有効期間等	○入構許可証の有効期間は、本学に在学している期間です。 ○入構許可証の更新、紛失、汚損等で再交付を受ける場合は上記と同様です。 ○入構許可証は、自動車にあってはカード式とし、ダッシュボード上（フロントガラスからよく見える位置）に表示する。自動二輪車及び原動機付自転車にあっては貼付式とし、ハンドル中央部付近に容易に確認できるよう貼付してください。
4. 遵守事項	構内の交通安全と交通秩序の維持、また、交通事故防止のために、構内では制限又は禁止している事項があります。教育研究にふさわしい構内交通環境を確保するためにこれらの事項を遵守してください。 (1) 歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識等に従って運転してください。 (2) 構内での車輛の制限速度は、毎時 20km。 (3) ループ道路は全面駐車禁止です。 (4) 学部間の車輛での移動は、原則禁止しています。 (5) アカデミック・コア（ループ道路内）の車輛の進入は禁止しています。 (6) 附属学校区域への車輛の進入は禁止しています。 (7) 二輪車のノーヘルメットは、禁止しています。 (8) 使用不能等の車輛の学内への放置を禁止しています。 (9) 非常勤講師専用、身障者専用及び外来者専用の指定駐車場には駐車しないでください。

5. 駐車違反者に対する 取り扱い	違反の様態が著しい車両等については、警告書を糊付け・ 車輪止めの措置を行いますので留意してください。
6. 交通事故連絡その他	構内で交通事故があった場合は、道路交通法等が適用さ れますので、最寄りの各部局事務室又は守衛所・学生部に 連絡してください。(浦添警察署所轄)

○学生自習室・資料室(兼教材作成室)について

学生自習室は学年ごとに分かれており、文総 501-2 が 1、2 年次及び標準修業年限を超過した 3 年次用、文総 402 が 3 年次及び 3 年次進級以降の長期履修生用となっています。

学生自習室および資料室(兼教材作成室)(文総 602-1)への入室は、カードキーを使用します。

【学生自習室及び資料室(兼教材作成室)の利用心得】

1. 利用時間 8:00 ~ 22:30
2. 最後の利用者は照明、エアコン、パソコン、プリンタ等の電源を切って退出して下さい。
3. 快適な学習環境を保てるよう室内では常に整理整頓を心がけて下さい。

○資料室(兼教材作成室)の複写機について

複写機を利用するには、コピーカードが必要です。コピーカードは全員に 3 年間貸与(要承諾書提出)しますが、使用枚数は 1 人につき年間(4 月～翌年 3 月)1,500 枚を限度とします。翌年の 4 月以降の使用については法科大学院係で枚数の更新をしますので、コピー機の枚数カウンターで確認してください。コピーカードは他人に貸したり、譲渡したりしないで下さい。コピーカードを紛失した場合は、実費弁償となりますので、管理には十分ご注意ください。

○コピー用紙について

学生自習室のプリンタで使用する紙は、1 人につき年間 2,500 枚まで配付します。事務室(法科大学院係)に申し出て受け取ってください。

また、資料室兼教材作成室の複写機で使用する用紙は、別途、サイズ・枚数等を事務室(法科大学院係)に申し出て下さい。

○学生自習室用のパソコン(PC)について

法務研究科では、自習室用の PC を希望者につき 1 台、在学期間中(休学期間を除く)貸与しています。

PC の利用については、次の学生自習室用 PC 利用心得に留意して下さい。

【学生自習室用 PC 利用心得】

1. 学生自習室用 PC を利用することができる者は、法務研究科の学生(休学者を除く)に限ります。
2. 学生自習室用 PC を利用しようとする者は、所定の承諾書を研究科長に提出し、

その許可を受けなければなりません。

3. 学生自習室用 PC は、学生自習室内での利用を原則とします。ただし、研究科長が必要と認める場合に限って、他室での利用を許可します。
4. 学生自習室用 PC は利用者の学習補助のために導入されるものであるため、利用者はその目的を逸脱するような利用をしてはいけません。
5. 学生自習室用 PC は在学期間中（休学期間を除く）独占的に利用者に貸し与えられますが、利用者の修了後は回収されるものであるため、利用者は責任をもってこれを管理しなければなりません。
6. 利用者がこの心得に違反したときは、研究科長は利用の許可を取り消すことができます。
7. 利用者は、故意又は重大な過失によりハードウェア及びソフトウェアを損傷、障害を起こしたときは、その損害を弁償する責任を負わなければなりません。

例：落下、衝撃、不当な改造及び修理などによる故障。紛失、盗難。

2 修学

OW e b 履修登録

琉球大学では、パソコンを用いてW e bによる履修登録を行っています。

履修登録により登録申請を行い、登録確定された科目をシステム上の「時間割」にて確認し、指導教員と履修状況について面接後、指導教員による登録状況の確認を経て手続が完了します。履修登録の詳細、スケジュールについては別途お知らせします。

OW e b 履修登録の方法

- ① 学期ごとにその学期の時間割及びシラバスを TKC に掲載するので、それにより自分の時間割を作ってください。
- ② 教務情報システムを利用して、「履修登録・成績情報」メニューよりパソコンやスマートフォンなどから申請します。教務情報システムのログイン URL は、<https://tiglon.jim.u-ryukyu.ac.jp/Portal/>です。
- ③ 登録調整期間内は、受講希望科目の変更および取消しができます。受講希望科目を変更する場合には、教務情報システムより変更を申請してください。変更する授業科目の担当教員が許可するとシステム上の「時間割」に反映されます（詳細は、教務情報システムにログイン後に取得できる「マニュアル」をご確認ください）。
- ④ 履修登録状況を「履修登録・成績情報」メニュー下の「履修時間割表」にて確認します。
指導教員と履修状況について面接後、指導教員による登録状況の確認を経て登録は完了します。
- ⑤ 履修登録をしていない授業は、受講しても未登録扱いになり、単位及び成績は認められませんので、指導教員との面接の前に履修状況を必ず確認してください。

3 授業料の納付方法

琉球大学では授業料の納付について、盗難や紛失等の事故防止及び学生の利便を図るために、各種公共料金と同様「口座振替制度」を利用しています。これは、本学指定の金融機関（銀行）が本学の指示する日に、授業料相当額を学生（又は保護者等）名義の預金口座から本学の口座に振替えることによって納付する制度です。

新入生については、入学手続き時に「授業料口座振替依頼書」を配布しています。手続きがまだの学生は早急に手続きするようお願いします。

1. 授業料（令和7年度）	年額 804,000 円	前学期分 402,000 円
		後学期分 402,000 円

※ 上記については予定額であり、入学時及び在学中に金額の改定が行われた場合は、改定時から新たな金額が適用されます。

◎授業料の納入期限 前学期分 5月31日 後学期分 11月30日

2. 納入方法

本学では授業料の納入について、盗難や紛失等の事故防止及び学生の利便を図るために、各種公共料金と同様、原則として「口座振替制度」を利用しています。これは、本学指定の金融機関（銀行）が本学の指示する日に、授業料相当額を学生（又は保護者等）名義の預金口座から本学の口座に振り替えることによって納入する制度です。

[本学の指定金融機関]

・琉球銀行（本店及び各支店） ・沖縄銀行（本店及び各支店） ・沖縄海邦銀行（本店及び各支店）
・ゆうちょ銀行（各郵便局）

上記指定金融機関に預金口座をお持ちでない場合は、学生（又は保護者等）名義の口座を開設の上、下記のとおりお手続きをお願いします。なお、指定金融機関店舗のある地域に在住でない場合は、口座を開設できないことがあります。詳しくは口座を開設される指定金融機関へお問い合わせください。

（1）授業料口座振替登録方法

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行に預金口座をお持ちの場合は「ネット口座振替サービス」から、ゆうちょ銀行に預金口座をお持ちの場合は「授業料口座振替依頼書」にてご登録ください。

「授業料口座振替依頼書」は、各学部事務室・財務部経理課・学生部学生支援課にて配布しています。新入生については、入学手続き案内に同封しています。

① 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行での登録方法

下記のネット口座振替サービスから、授業料口座振替依頼を登録してください。



② ゆうちょ銀行での登録方法

ネット口座振替受付サービスサイトでの登録は行わず、「授業料口座振替依頼書」に必要事項を記入し押印の上、郵便局へ提出してください。

郵便局では口座等確認後、金融機関確認印押印の上、3枚目（お申込者保管用）が返却されますので、大切に保管してください。2枚目（大学保管用）は郵便局から大学に郵送されます。

（２）授業料の口座振替

授業料の口座振替日（以下の指定日が休日にあたる場合は金融機関の翌営業日）

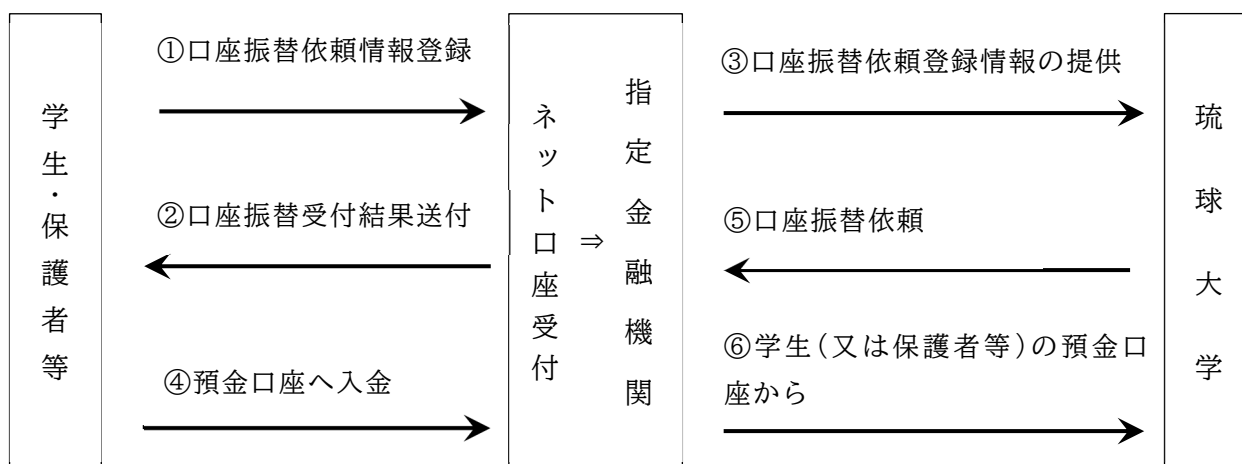
・前学期：5月31日 ・後学期：11月30日

具体的な日程は、本学公式HPや各学部等の掲示板でお知らせしますので、あらかじめ確認してください。

なお、請求書は送付しておりません。

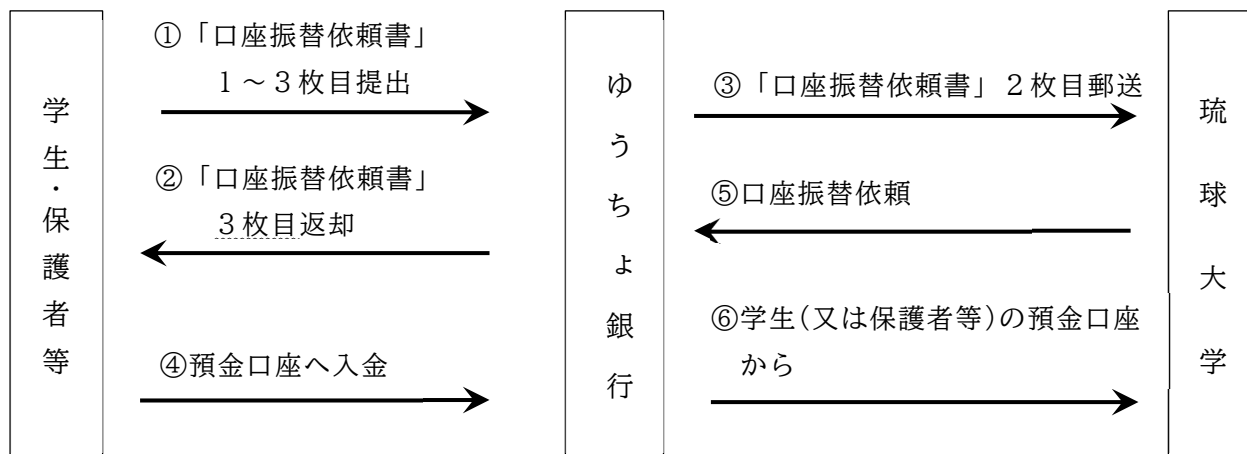
《琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行の手続方法》

①～③：事前手続，④～⑥：口座振替時（④は事前でも可）



《ゆうちょ銀行の手続方法》

①～③：事前手続，④～⑥：口座振替時（④は事前でも可）



(3) 留意事項

① 領収書の発行を希望される場合

領収書の発行を希望される場合は、振替日の翌々日以降に財務部経理課収入・支出係窓口でお渡ししますので下記の問合せ先までご連絡ください。

② 残高不足等で振替（納入）できなかった場合

納入期限内に振替できなかった場合は、各学部等の掲示板等にて次回振替日の通知をしますので必ず確認してください。

納入期限内に納入されない場合は、学生本人及び保護者等宛に督促をします。督促をしてもなお、納入しない場合は除籍処分（強制退学）になりますので十分注意してください。

③ 授業料免除申請等をする場合

免除申請をされる方も授業料口座振替登録の手続きをお願いいたします。免除申請が受理されると、判定結果が出るまでの間徴収が猶予されるため振替は行いません。判定結果が出た後、その結果に従って残りの納入額について振替を行います。日程は授業料免除決定通知でお知らせします。

※ 本件に関する問合せ先

財務部経理課 収入・支出係 TEL 098-895-8058

4 福利厚生

<奨学制度>

○鎌倉フェローシップ・沖縄ロースクール奨学金

鎌倉フェローシップとは、企業家の鎌倉国年氏により 2004 年度に創設された沖縄地域専門の奨学金制度で、将来沖縄地域から厚く信頼され、また、広く世界で活躍するような法曹を目指す人材を応援することを目的とする給付型の奨学金です。

年度	新規奨学生数	金額	備 考
2020 年度	2 名	36 万円	標準修業年限の間給付
2021 年度	1 名	36 万円	標準修業年限の間給付
2022 年度	2 名	36 万円	標準修業年限の間給付
2023 年度	2 名	36 万円	標準修業年限の間給付
2024 年度	1 名	36 万円	標準修業年限の間給付

詳細は、鎌倉フェローシップ Web サイト

(<http://www.kamakura-fellowship.org/index.html>) をご覧ください。

○当山フェローシップ・琉球大学法科大学院奨学金

沖縄弁護士会会長や九州弁護士会連合会理事長を歴任された琉球大学OBでもある当山尚幸弁護士から、沖縄における法曹養成・人材育成に役立ててほしいということで毎

年ご寄付いただいている寄付金を基とした給付型の奨学金です。対象者には年額 36 万円が、標準修業年限の間給付され、返還義務はありません。

年度	新規奨学生数	金額	備 考
2020 年度	1 名	36 万円	標準修業年限の間給付
2021 年度	1 名	36 万円	〃
2022 年度	1 名	36 万円	〃
2023 年度	1 名	36 万円	〃
2024 年度	1 名	36 万円	〃

○おきなわサービサー夢応援奨学金

おきなわサービサー（株式会社沖縄債権回収サービス）が創立 20 周年を記念し、琉球大学法科大学院の学生を対象にして、有能な人材の育成を図ることを目的として 2019 年に創設された給付型奨学金です。※現在休止中

年度	新規奨学生数	金額	備 考
2019 年度	1 名	36 万円	初年度給付額
2020 年度	1 名	36 万円	初年度給付額
2021 年度	1 名	36 万円	初年度給付額
2022 年度	1 名	36 万円	初年度給付額
2023 年度	1 名	36 万円	初年度給付額

○琉球大学・鎌倉フェローシップ・K奨学金

鎌倉フェローシップの理念の一つである「多文化・多様性の価値を尊重し、差別と闘い、社会全体の持続可能な発展に貢献できる人を育てること」に基づき、意欲と能力があるにも関わらず経済的理由等で修学困難な学生の学習を支援することを目的として 2020 年度に創設された単年度給付型の奨学金です。

年度	奨学生数	金額	備 考
2020 年度	15 名	18 万円	コロナ禍への対応で奨学生を臨時増員
2021 年度	4 名	8～12 万円	
2022 年度	5 名	12～18 万円	
2023 年度	5 名	12～18 万円	
2024 年度	7 名	9～18 万円	

○日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対し貸与されます。なお、奨学金は返還の義務があり、卒業後に返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

奨学生は、貸与終了後 6 カ月経過したときから約 20 年以内に割賦の方法により返還しなければなりません。

第一種奨学生及び授業料後払い制度利用者のうち、貸与終了時に業績優秀者返還免除制度に申請、採用された場合は奨学金の全額又は半額が免除される制度があります。

(1) 奨学金の申請方法

① 申請要件

経済的理由により修学が困難な日本人学生であって、各種基準（学力、家計等）を満たす者（外国籍の方は在留資格によって申請できる場合があります。）

② 奨学金の種類及び貸与月額（専門職学位課程 法科大学院）

- ・ 第一種奨学金（無利子） 月額 50,000 円、88,000 円から選択
 - ・ 第二種奨学金（有利子） 月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円、190,000 円、220,000 円から選択
 - ・ 授業料後払い制度（無利子）授業料支援金 年額最大 535,800 円
生活費奨学金 月額 20,000 円、40,000 円、なし から選択
- ※授業料後払い制度は第一種奨学金と併用できません。また、授業料支援金は日本学生支援機構から大学に直接振り込まれます。学生は授業料との差額を大学へ納付しなければいけません。

③ 申請手続き

学生生活支援情報ホームページ（<https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>）及び掲示により、募集時期〔例年 4 月初旬及び 9 月中旬〕及び申請資料等を案内します。申請先は、学生部学生支援課学生援護係（共通教育棟 1 号館 1 階）です。

(2) 貸与期間

原則として貸与開始の月から卒業するまでの標準修業年限です。

過去に奨学金の貸与を受けた方が、同じ学校区分で新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

(3) 推薦

本学では、提出された申請書類等により人物、学力及び困窮度等を審査し、適格者を日本学生支援機構に推薦します。

(4) 返還誓約書

奨学生に採用された後に、速やかに「返還誓約書」を提出する必要があります。提出しない場合は、奨学金を全額返戻し採用が取り消されます。

(5) 適格認定

奨学生に採用された後は毎年「奨学金継続願」を提出（例年 12 月～1 月）し、適格認定を受けることが義務づけられています。学業成績等に基づき「継続」、「警告」、「停止」、「廃止」の措置が取られ、「奨学金継続願」未提出者は奨学生の資格を失い、奨学

金は廃止されます。

(6) 業績優秀者返還免除制度

大学院において第一種奨学金を貸与していた者または授業料後払い制度利用者と、業績優秀者返還免除制度に申請、在学中に特に優れた業績を挙げたと認定された場合は、奨学金が全額又は半額免除されます（貸与者数に応じて免除者数が決定）。

日本学生支援機構奨学金の他、地方公共団体、その他奨学団体等の奨学金募集は、本学に周知依頼があったその都度、学生生活支援情報ホームページにより案内します。

<授業料免除>

1. 授業料は各学期の初めに納入しなければなりません。次のような場合は、選考の上授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる場合
- (2) 授業料の納期前6カ月以内（新入生の場合は、入学の日の属する期分については1年以内）に学資負担者の死亡又は風水害等の災害により授業料の納付が困難と認められる場合

当該年度の予算の範囲内で困窮度の高い者から免除を決定しますので、申請した者全員が免除されるとは限りません。

2. 詳細については、学生生活支援情報 HP（下記 URL または QR）でお知らせしますので授業料の免除を希望する学生は各期の申請期間内に学生部学生支援課へ関係書類を提出してください。申請にあたっての主なスケジュールは次のとおりです。提出書類、手続き等については、学生部学生支援課学生援護係（☎098-895-8135）に問合せてください。

学生生活支援情報 HP : <https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>



申請のスケジュール

	前学期	後学期
申請書類の掲載	2月中旬	8月中旬
申請書類の受付※	2月下旬	8月下旬
選考結果の通知	7月下旬	1月下旬

※新入生や復学者については申請書類の受付日程が異なりますので、上記 WEB ページに掲載している案内をご確認ください。

<標準修業年限を超過した場合の授業料について>

標準修業年限3年を超過した場合、各学期に納入する授業料額は、該当学期に履修すべき単位数により算定されます。（国立大学法人琉球大学料金規程 第3条第1項）

1～4単位	100,000円
5～9単位	200,000円
10単位以上	402,000円

<琉球大学附属図書館>

図書館について

- ・本館（千原キャンパス）と医学部分館（西普天間キャンパス）があり、学生のみなさんは両方の図書館を利用することができます。
※医学部分館（西普天間キャンパス）は平日のみご利用可能です。
- ・図書館ご利用の際は学生証が必要です。
- ・図書館内での飲食は原則禁止です。ただし、ペットボトル等密閉できる容器に入った飲み物のみ持込可能です。

開館時間

区分	平日	休日
通常期	8:00～21:40	10:00～20:00
休業期	10:00～20:00	10:00～20:00 ※ 3月の土日祝は休館

- ・開館時間や休館日は変更となることがありますので、最新の情報は図書館ウェブサイト（<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/>）をご確認ください。

学修スペース

- ・本館はグループ学修が可能なラーニング・コモンズ（2階）、グローバル・コモンズ津梁（2階）、多目的ホール（1階）と、静かな環境で学修したい方向けの閲覧室・サイレントスタディールーム（3階）、レポート作成ができる情報基盤統括センターのパソコンエリア（2階）など、多様な学修スペースを用意しています。

なお、学内状況により、利用方法が変更となる場合がありますので、ご利用の際は図書館ウェブサイト等でご確認ください。

※パソコンエリアのPCは2025年9月で利用できなくなります。

オンライン講義の受講

- ・図書館には複数のWi-Fiアクセスポイントを設置していますので、オンライン講義の受講場所等として利用できます（Wi-Fiの利用には情報基盤統括センターのアカウントが必要です）。一部エリアでは、発話を伴うオンライン講義の受講も可能です。
- ・利用可能なエリアなど詳しくは図書館ウェブサイト（<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/info/7208/>）をご確認ください。

ラーニング・サポートデスク

- ・レポートのテーマの決め方や参考文献の書き方、普段の勉強法などを大学院生TA（ティーチング・アシスタント）がアドバイスします。対面だけでなく、オンライン（LINE）でも相談できるので、図書館に来ることなく質問できます。大学での学修で困ったことが出てきたら、お気軽にご相談ください。

詳しい開設時期・時間帯等は、図書館ウェブサイト（<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/support/learning/>）等をご確認ください。

図書館にある資料を探す・データベースを探す

- ・図書館ウェブサイトから、OPAC（琉球大学附属図書館総合目録データベース）を利用して、図書館にある資料を検索することができます。
- ・契約している電子ジャーナルやデータベースについても図書館ウェブサイトで紹介しています。法律・判例に関するデータベースとして、Westlaw Next、Hein Online などがあります。琉球大学で利用可能な法学系の主要なデータベース一覧（<https://www.lib.uryukyu.ac.jp/page-471/#houritsu>）をご覧ください。

貸出冊数・期間

	図書		雑誌	
	冊数	期間	冊数	期間
大学院生（*1）	15	2 週間	5	翌平日まで

返却期限内で、予約がはいていない図書は延長が可能です。

*1 図書・雑誌あわせて 15 冊まで

My Library を活用しよう

- ・図書館ウェブサイト上にある「My Library」から、以下の各種サービスが利用できます。
- ・My Library へのログインは情報基盤統括センターから配付されたユーザ名とパスワードを使います。

■ 貸出期間の延長・予約

- ・自分が借りている資料の確認や貸出期間延長が可能です。また、貸出中の資料に対して予約を行うこともできます。

■ 本学にない資料を他機関等から取り寄せる

- ・ILL サービスは琉球大学の図書館にない資料を他大学から借用したり、コピーを取り寄せたりできるサービスです。
- ・ILL サービスは郵送料や複写料金が必要な有料のサービスです。沖縄県立図書館の巡回車を利用して県内公共図書館から図書を借用する場合は、多少時間がかかりますが無料となります。

■ 購入リクエスト

- ・必要な図書が琉大図書館にない場合は、購入リクエストも可能です。（無料）
- ・リクエスト受付後、資料の重複調査や購入の妥当性を検討したうえで購入可否を決定します。資料が利用可能になるまでリクエスト後、和書は約 1 か月半、洋書は約 2 か月半かかりますので、早めのリクエストが必要です。

< 学生寮 >

1. 千原寮の概要

千原寮は本学キャンパスの宜野湾口（北口）近くにあり、鉄筋コンクリート 5 階又は

7階建ての11棟（共用棟1棟を含む。）からなる建物です。

一般棟、混住棟、新混住棟及び新棟に分かれ、さらに一般棟である南星棟、北辰棟及び紫陽花棟はA、B、Cの3ブロックに、海邦棟はA、Bの2ブロックに分かれています。一般棟各棟のA、B、Cブロック、混住棟、新混住棟及び新棟の各階を1ユニットとしています。千原寮の各棟は次表のとおり学生寮の種類によって収容定員や居室面積、設備等が異なります。

（１）収容定員・居住人数

学生寮の種類	収容定員		居住人数 ／1ユニット
	男子	女子	
一般棟（5階建て） 男子（南星棟）A・B・Cブロック （海邦棟）A・Bブロック （北辰棟）A・Cブロック 女子（紫陽花棟）A・Cブロック	345人	100人	9～10人
一般棟（5階建て） 男子（北辰棟）Bブロック 女子（紫陽花棟）Bブロック	40人	40人	8人
混住棟（5階建て） 男子（1棟） 女子（1棟）	80人	50人	16人（男子） 10人（女子）
新混住棟（5階建て） 男子（1棟） 女子（1棟）	59人	39人	11～12人（男子） 7～8人（女子）
新棟（7階建て） 男子（1棟） 女子（1棟）	112人	112人	16人
	636人	341人	977人

（２）各棟の面積、設備

学生寮の種類	居室面積 （個室設備を含む） （㎡）	個室設備	ユニット共有設備
		（個人利用）	（共同利用）
一般棟 （南星棟）A・B・Cブロック （海邦棟）A・Bブロック （北辰棟）A・Cブロック （紫陽花棟）A・Cブロック	9㎡ （約6畳）	居室、エアコン 無線ルーター貸出可	補食室（IHコンロ）、談話室 洗濯機、乾燥機、シャワー室 トイレ（温水洗浄便座）
一般棟 （北辰棟）Bブロック （紫陽花棟）Bブロック	13.5㎡ （約8.5畳）	居室、エアコン トイレ、シャワー 無線ルーター貸出可	補食室（IHコンロ）、談話室 洗濯機、乾燥機 トイレ（温水洗浄便座）
混住棟	12㎡ （約8畳）	居室、エアコン、靴箱 トイレ（温水洗浄便座） 無線ルーター貸出可	補食室（IHコンロ） シャワー室、洗濯機、乾燥機
新混住棟	15㎡ （約9畳）	居室、エアコン トイレ（温水洗浄便座）・シャワー一体型 ミニキッチン（IHコンロ）無線ルーター貸出可	洗濯機、乾燥機

新棟	16㎡ (約10畳)	居室、エアコン トイレ(温水洗浄便座)、シャワー ミニキッチン(IHコンロ)無線ルーター貸出可	洗濯機、乾燥機 エレベーター
----	---------------	---	-------------------

※新混住型棟(男・女)の1階には、車イス用の居室が各1室、新棟(男・女)の1階には、障がい者用居室が各2室用意されています。

2. 諸経費の納入

居住に当たり必要な諸経費として「寄宿料」、「維持費」、「光熱水料」及び「駐車場利用料(駐車場利用許可者のみ)」があります。下表のとおり居住棟によって月額金額が異なります。なお、入退寮の日が月の中途である場合であっても、「寄宿料」、「維持費」及び「駐車場利用料」は、1月分納付しなければなりません。

- (1) 「寄宿料」、「維持費」及び「光熱水料」は、毎月20日(休日の場合は前営業日)に居住者本人名義の琉球銀行普通預金口座から口座振替により徴収します。ただし、9月分は8月に、3月分は2月にそれぞれ2ヶ月分を徴収します。千原寮指定駐車場使用料金(月額1,000円)の徴収も同様です(駐車利用許可者の寄宿料に合算して振替えます)。
- (2) 光熱水料は、維持費に合算して振り替えます。なお、「北辰棟・紫陽花棟」Bブロック、「新混住棟」及び「新棟」は、ガス料金のみ居住者本人がガス会社と個々に契約と支払いを行います。
- (3) 預金口座振替による納入は、振替日に居住者の普通預金口座に請求金額が入金されていなければ、振り替えできません。

したがって、振替日前日までに学寮事務室前の掲示板で振替予定金額を確認し、口座振替ができるよう口座残高を必ず確認してください。口座残高が不足し、振り替えできなかった場合には未納となり、当該者に対し未納通知を送付し「寄宿料」及び「維持費」の指定口座へ未納金額を当該月の末日までに振込入金していただきます(この場合、振込手数料は居住者本人の負担)。

なお、未納が3ヶ月以上続いた場合は退寮処分となります。

棟名／諸経費	寄宿料(月額)	維持費(月額)	居住者本人が居室で使用した光熱水料
一般棟 (南星棟)A・B・Cブロック (海邦棟)A・Bブロック (北辰棟)A・Cブロック (紫陽花棟)A・Cブロック	月額 10,000 円	月額 9,400 円	電気料
一般棟 (北辰棟)Bブロック (紫陽花棟)Bブロック	月額 15,000 円	月額 5,000 円	電気料、ガス料、水道料
混住棟	月額 15,000 円	月額 9,400 円	電気料
新混住棟	月額 20,000 円	月額 5,000 円	電気料、ガス料、上下水道料

新棟	月額 25,000 円	月額 5,000 円	電気料、ガス料、水道料
----	-------------	------------	-------------

* 維持費には、以下のものが含まれます。

- ① 各ユニットの共用部所（談話室、廊下、補食室、洗面・洗濯室、トイレ、シャワー室）で使用する光熱水料が含まれます。
- ② 光熱水料以外の消耗品（トイレットペーパー、ゴミ袋、電球、その他の消耗品）の支給及びゴミ等の処理費（塵芥の搬出、粗大ごみ・家電製品の処分）等

3. 入寮及び退寮

入寮希望者は、所定の願書を学寮事務室に提出し、経済的困窮度等による選考を経て学生支援担当副学長の許可を得なければなりません。

入寮許可期間は、毎年4月1日から翌年3月修了式翌日までの1年間です。

欠員が生じた場合は、8月に募集（入居は10月から）します。募集は、学寮事務室の掲示板及び学生生活支援情報ホームページにてお知らせします。

また、在寮生を対象とした次年度の継続入寮募集は11月頃、在学生を対象とした次年度の新規入寮募集は1月頃に行います。なお、在学生で諸般の事情等により上記募集以外で入寮を希望する場合は、個別相談に応じますので学寮事務室へご相談ください。

＜学内での購買＞※琉大生協は現在短縮営業中です。記載は短縮営業の時間で記載しています。最新の営業時間等は琉大生協 HP よりご確認ください。＜琉大生協 HP＞

○食堂部門



名 称	場 所	平 日	土曜日	休日
琉大生協中央食堂	中央食堂棟 1 階	11:15～18:45	11:30～14:30	休み
琉大生協北食堂	北食堂内	11:30～13:30	休み	休み

○生活用品部門

名 称	場 所	平 日	土曜日	休日
琉大生協中央店	中央食堂棟 2 階	8:00～18:00	休み	休み
琉大生協北売店	北食堂内	10:00～17:00	休み	休み

○書籍部門

名 称	場 所	平 日	土曜日	休日
琉大生協中央店	中央食堂棟 2 階	10:00～18:00	休み	休み

※生活協同組合について

学生・教職員がその消費生活をよりよくするために自ら利用し、運営する相互扶助の組織として琉球大学生生活協同組合（略称：生協）があります。

生協は、本学の学生・教職員を組合員とする職域生協であり、出資金は1口1,000円で

学生は10口加入をお願いしています。卒業時に脱退でき、出資金は返還されます。

＜旅客運賃割引証(学割証)＞

学生が帰省、実験実習及び課外活動等のために旅行（片道101km以上）するときは、旅客運賃割引証（学割証）を利用できます。学割証は、証明書自動発行機（共通教育棟1号館、文系総合研究棟、工学部及び医学部に設置）で交付しております。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度です。その発行は原則として、次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限りま

す。
なお、法務学修生等の非正規学生は発行できません。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 大学が認めた特別教育活動又は体育、文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

（留意事項）

- ① 学割証の裏面を必読し、乗車券購入時及び旅行中はスマホ学生証を携帯してください。
- ② 証明書自動発行機で発行の際はスマホ学生証が必要です。
- ③ 発行枚数について、枚数の制限はありませんが、使用目的の範囲にて使用してください。
- ④ 有効期限は発行日から3カ月間です（ただし、卒業年次は在籍期間の終期まで）。

＜学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険等の加入について＞

この保険は、正課中、学校行事中、学校施設内にいる間、学校施設内外での課外活動中又は通学中・大学施設間移動中に被ったケガに対し、その治療日数に応じて保険金が支払われる全国規模の補償制度です。入学手続案内に同封しておりますパンフレット又は学生生活支援情報 HP (https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/?page_id=775) をご確認のうえ、講義で必要なため必ず加入手続きを行ってください。

保険料について 修了までの一括払

3年間 7,520 円（学研災+通学特約+付帯賠償コース）

2年間 5,030 円（学研災+通学特約+付帯賠償コース）

加入方法について

入学手続案内に同封又は問合せ先窓口にて配布しております専用の払込取扱票を使用し、最寄りのゆうちょ銀行窓口で所定の保険料を払い込んでください。

※保険料の他に払込手数料が必要です。

保険金の請求について

万が一、ケガ、事故等にあってしまった場合は、保険金の請求ができます。詳しくは学生支援課学生援護係にてご確認ください。

その他の保険について

- ①学研災のオプションとして加入する保険に、(財)日本国際教育支援協会が提供する「学研災付帯学生生活総合保険」(付帯学総)があります。

問合せ先：学生生活総合保険相談デスク 電話 0120-811-806 (土日祝日を除く 9:30～17:00)

- ②全国大学生協共済生活協同組合連合会(窓口は大学生協)が提供する「学生総合共済」「学生賠償責任保険」及び「扶養者死亡保障保険」があります。

問合せ先：琉球大学生生活協同組合 電話 098-895-2620 (土日祝日を除く 9:30～17:00)

※それぞれの問合せ先へご確認ください。



学研災 QR コード



学研賠 QR コード



付帯学総 QR コード

問合せ先：学生支援課学生援護係 098-895-8135

5 健康管理(保健管理センター)

健康は私たちの生活の基盤であり、健康なくして豊かな生活を営むことはできません。充実した学生生活を送るうえで最も大切な健康について、常に留意するよう心がけましょう。

本学では、学生の心身の健康の保持・増進を図ることを目的として、保健管理センターを設置しています。保健管理センターでは、医師、カウンセラー、保健師が皆さんの相談を受け付けています。

○ からだの健康管理(健康相談)

保健管理センターでは、定期健康診断、健康相談、けがや病気の応急処置等を行っています。

定期健康診断は毎年4月に実施しており、その実施は学校保健安全法により義務づけられていますので、全学生が必ず受診しなければなりません。学生の健康状態を的確に把握し、疾患のある学生を早急に発見して必要な指導を行います。実施日時等はその都度、学内に掲示してお知らせします。健康診断及びその再検査を受診し、異常のない場合は健康診断書を発行できます。

大学のように集団で学生生活を営むところでは、1人の学生の発病が、それと知らずに周囲に影響を及ぼす可能性があります。このことを自覚し、自らの健康に十分注意してください。

自分の健康について不安があるときは、保健管理センターを気軽に訪れて相談しましょう。

○ こころの健康管理（カウンセリング、メンタルヘルス相談）

学生生活を送っている間は、誰しも大なり小なり悩みや問題に直面するものです。問題によっては学習や課外活動はもちろんのこと、日常生活に支障が生じることもあります。

このような場合、私達は「自分で考え解決する」方策を取るのですが、ひとりの考えではなかなか解決できないことがあります。また、親や友人に相談しにくいことや相談してもよい解決策が得られないこともあります。

このような時のために保健管理センターでは、専門のカウンセラーが相談に応じています。

今後の学生生活を有意義に送るために、例えば次のようなことで悩みがある場合には気軽に利用してください。なお、原則としてプライバシーは守ります。

- ・ 就学上の諸問題
- ・ 将来の進路、就職や進学についての悩み
- ・ 対人関係、異性関係
- ・ 家庭内の諸問題
- ・ 人生観、生き方に関すること
- ・ 漠然とした不安などの心理的な悩み

○ 健康相談・カウンセリングの利用方法

面接は、原則として予約制です。直接来所いただくか、電話にて申し込んでください。利用時間は、予約時に保健師又はカウンセラーと調整してください。

- ・ 利用時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（休憩時間：12:00～13:00）
- ・ 連絡先：保健管理センター TEL：098-895-8144

※なお、感染症流行期では電話や Skype などの遠隔相談も可能です。

○ 病院の紹介

病気やけがの内容によっては、地域の医療機関等を紹介しています。

各医療機関での診察等は有料で、健康保険被保険者証が必要となりますので、一人暮らしの学生にあっては、個人用の健康保険証を、取り寄せておいてください。

○ 健康診断証明書の発行

就職活動等に必要な健康診断証明書は、定期健康診断の結果に基づいて発行しています。受診しなかった学生、再検査を受けていない学生には発行できません。

○ 健康管理用機器の紹介

自動血圧計、体内脂肪計をセンターの廊下に常置しています。使用方法是掲示してありますので誰でも簡単に測定できます。自己管理のために気軽に利用してください。

○ 救急靴の貸し出し

サークル等で学外へ出かける場合、けがや病気に備えて救急薬品、衛生材料等の入った救急靴を貸出しています。数に限りがありますので、事前に申し込みが必要です。

6 ハラスメント相談支援センター

ハラスメント相談支援センターはハラスメントに特化した独立の相談機関です。ハラスメントに対応するため、法律を専門とする教員と心理を専門とする教員を中心に運営されています。専門相談員（公認心理師/臨床心理士/法務博士等）が相談を受け、各部局選出の学内相談員も相談に携わっています。

○琉球大学ハラスメント相談支援センター <https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/>

文系総合研究棟 6 階 608 号室

TEL:098-895-8732 （内線 2982）/Email: harassment@acs.u-ryukyu.ac.jp

開室時間：月～金（休日除く）9 時～17 時（12 時～13 時除く）

◆ハラスメント相談支援センターについて

□相談者のプライバシーは守られます。

□琉球大学では、ハラスメントに関する相談をしたことを理由に、不利益な取り扱いをすることを禁止しています。このような場合（心配がある場合も）もご相談ください。

□ハラスメントに関する問題の助言、対応の手續について説明します。

□ご希望があれば、ハラスメントについての様々な情報も提供します。

□相談内容を、学内の人間関係として妥当かという観点からのみならず、人権侵害か否かという法的観点からも検討します。

□予約制（オンライン相談可）。匿名での相談や友人・部局等の第三者の相談もお受けしています。

◆ハラスメント例 （ハラスメントかどうかわからないけど…不快に感じる。）

□好意がない相手につきまとわれた。

□ネット上で悪質な書き込みや誹謗中傷を受けた。

□年齢、体型、容姿、服装等のことでバカにされた。

□人種や民族に関する発言で傷つけられた。

□ゼミ内で教育指導と関係のないこと（自宅までの教員の送迎、飲み会でのお酌等）を強要された。

□指導教員が必要な指導をしてくれない。

□みんなの前で人格を否定するような発言をされた。

□セクシュアリティ（例えば性的指向や性自認について・SOGI ハラ）や障がい、文化、宗教などに関する心ない言動に心を痛めている。

□妊娠は困ると上司（教職員）に言われた。

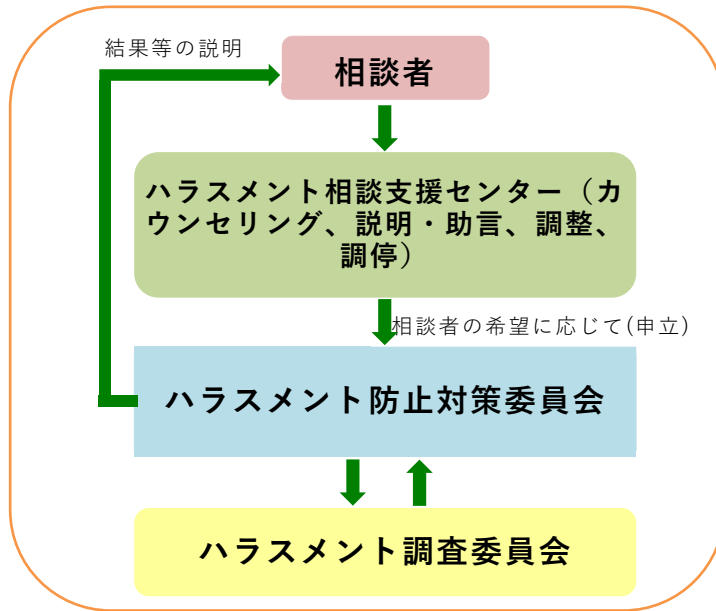
※これらは一例です。もしかしてと思ったら、ひとりで悩まずに、勇気を出して相談しましょう。

◆琉球大学におけるハラスメント相談のプロセス

【相談申込フォーム】



相談のプロセス



相談予約の流れ

申込⇒相談員および面接日時決定
⇒面接（相談）実施
⇒今後の対応について検討・実施

相談の方法

- ・原則予約制。
- ・電話またはメールのいずれかによって予約の上、来室相談。
- ・面談は、オンライン・対面のどちらでも実施可能。
- ・相談員は二人一組で相談に対応。専門相談員と学内相談員で構成。

(別紙) 各種申請・届出様式

令和 年 月 日

欠 席 届

講義担当教員 殿

大学院法務研究科 法務専攻

学籍番号： 年次：

氏 名：

下記のとおり欠席しますので、お届けします

記

1. 受講科目

2. 欠席の期間

自 令和 年 月 日 (曜日)

計 日間

至 令和 年 月 日 (曜日)

3. 欠席の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(注) 1. この届出は受講科目ごとに理由を明記して、講義担当教員に提出すること。

(注) 2. 病気の場合は病名を記入すること。

(注) 3. 事故の場合は、その理由を詳しく記入すること。

入構許可証交付申請書(学生)

令和 年 月 日

新規・更新等の別	新規・更新・変更	注1) 旧部局・旧入構 許可証番号	(部局名)	
			(入構許可証)	
所 属	法務研究科 法務専攻 専門職学位課程			
	年次	年次	学籍番号	
氏 名				
現 住 所	TEL:() —			
通学距離	大学(所属学部)まで		km(片道)	
車両の区分	自動車 ・ 自動二輪車 (50CC超え) ・ 原動機付自転車 (50CC以下)			
車両番号	(例: 沖縄 00 あ 00-00)			
在学予定期間	令和 年 月	～	令和 年 月	(例: 令和7年4月～令和10年3月)
備 考				

(大学部局担当者記入欄)

※ 受付部局確認者印		※ 入構許可証番号	有効期限 年度
			(番号)
※ 備 考		※ データ入力確認欄	

注1)旧部局、旧入構許可証番号は、更新や変更があった場合に記入下さい。

(記入上の注意)

・申請に当たっては、裏面の留意事項を熟読の上、記入してください。

(学 生)

留 意 事 項

- 1 入構許可証交付申請の記入に当たっては、該当箇所を○で囲み、又は該当事項を記入すること。
なお、※欄は記入しないこと。
- 2 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車を運転して構内へ入構する者は、琉球大学構内交通対策実施要項を熟知の上、申請すること。
- 3 入構許可証の交付を受けることのできる車両の台数は、一人1台とする。
- 4 入構許可証の有効期限は、本学に在学している期間とする。
- 5 次のいずれかに該当する者は、入構許可証の交付申請はできない。
 - (1) 通学距離が片道2km未満の者（身体障害者等、特に部局長が車両による通勤を必要と認めた者を除く。）
 - (2) バス等公共の交通機関を利用して通勤している者。
- 6 入構許可証は、構内駐車場の使用を保証するものではない。
- 7 入構許可証は、自動車にあつてはカード式とし、ダッシュボード上（フロントガラスからよく見える位置）に表示する。自動二輪車及び原動機付自転車にあつては貼付式とし、ハンドル中央部付近に容易に確認できるよう貼付するものとする。
- 8 千原地区構内への入構及び駐車の際は、この入構許可証を表示すること。
なお、本証の表示のない自動車、又は駐車禁止区域に駐車している自動車には、警告書を貼り付ける場合がある。
- 9 違反車両によっては、車輪止め、撤去、入構許可の取り消し等の措置をとるものとする。
- 10 入構許可証交付申請書の記入事項において、変更が生じた場合は更新申請を行うこと。

大学院法務研究科便覧
(2025 年度版)

発 行：琉球大学大学院法務研究科
〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

発行年月日：2025 年 3 月 31 日